

令和 6 年度
川口市包括外部監査結果報告書

令和 7 年 3 月
川口市包括外部監査人
公認会計士 久保 直生

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.	監査対象年度	1
4.	監査対象部局	1
5.	監査の実施期間	1
6.	包括外部監査人及び補助者	1
7.	特定の事件を選定した理由	2
8.	外部監査の方法	4
9.	表示数値	4
10.	年号の表記	4
11.	利害関係	4
第2章	高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について	5
1.	川口市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の現状	5
2.	高齢者福祉に関する事業の財務及び事務の執行について	12
3.	介護保険事業の財務及び事務の執行について	32
4.	社会福祉法人川口市社会福祉協議会	84
5.	社会福祉法人川口市社会福祉事業団	119
第3章	市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について	137
1.	指定管理者制度概要及び市の運用指針について	137
2.	川口総合文化センター（リリア）について	140
3.	川口市立アートギャラリー（アトリア）について	168
4.	川口市立川口駅前市民ホール（フレンジィア）について	180
5.	川口市芝コミュニティセンターについて	188

令和6年度 川口市包括外部監査結果報告書

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

- (1) 高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について
- (2) 市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について

3. 監査対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 監査対象部局

福祉部福祉総務課、福祉監査課、長寿支援課、介護保険課、
社会福祉法人川口市社会福祉協議会、社会福祉法人川口市社会福祉事業団
市民生活部自治振興課、文化推進室、川口駅前行政センター
公益財団法人川口総合文化センターを含む対象施設の指定管理者

5. 監査の実施期間

令和6年5月28日から令和7年3月4日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	久保直生

(2) 補助者

資格等	氏名
公認会計士	西片真由美
公認会計士	藤原康弘
公認会計士	柴田英樹
公認会計士	牧江真弥
税理士	新倉美千子

7. 特定の事件を選定した理由

川口市（以下「市」という。）は、「第5次川口市総合計画後期基本計画」（以下「基本計画」という。）において「めざす姿」として、「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」、「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」等を示しており、いずれもが、市民一人ひとりが暮らしやすい街、住み続けたい街と思える街づくりを目指す内容となっている。

第一に、「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」においては、「高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり」を施策の一つとして示しており、具体的には高齢者福祉の充実、介護事業の充実、社会参加の場と機会の充実を掲げている。市における65歳以上の高齢者人口は令和3年まで一貫して増加しており、令和4年に減少に転じた後、令和5年には再び増加し、139,240人となっており、市の全人口の23.0%となっている。また、介護保険要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和5年度では25,212人となり、第1号被保険者数に対する第1号認定者数の割合も17.6%に達している。このような状況において、市においても、高齢者に対する施策は、事業の中でも重要性を増してきていると言える。さらに、厚生労働省は、令和6年5月に、令和22年度（2040年度）には、認知症者数が全国で約584万人、軽度認知障害の人数が約613万人になるとの推計結果を発表しており、「第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においても認知症の早期発見・支援に向けた普及啓発も重要な課題となっている。また、介護保険料については、令和6年5月14日に厚生労働省が令和6年度から令和8年度までの第9期の65歳以上の介護保険料基準月額が、全国平均で前期比3.5%増の6,225円となると公表した。市においては、前期比2.9%増の6,076円と全国平均を下回っているものの、令和4年度決算における川口市介護保険保険給付費等支払基金2,575,183千円を使用した後には、介護保険料が増加する可能性があり、また、同決算における不納欠損額が、81,259千円、収入未済額が、208,111千円あることから、将来的な介護保険料の確実な徴収に懸念がある。介護保険料を抑制するためには、介護保険給付費の増加を抑える必要があり、健全な介護保険財政の観点からも、介護予防に向けた取組の推進は重要な課題である。

以上のとおり、急速な高齢化の進展に対応するために、市の高齢者福祉に関する事業、介護保険事業の充実が喫緊の課題であり、時宜を得た監査テーマと考える。

なお、もちろん元気な高齢者も多く、その人数も増加していることから、高齢者が心豊かな生活を送れるような社会参加の居場所づくりも重要な課題であり、高齢者福祉に関する事業として併せて監査テーマに含めることが必要と考える。

なお、監査対象には、市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の増進を図ることを設立目的とする「社会福祉法人川口市社会福祉協議会」、並びに、市が設

置した社会福祉施設を効率的に経営すること等を設立目的とする「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」についても、両法人が市と一体となって事業を行っていることから、監査対象に含めることが有効な監査の観点から必要と考える。

次に、基本計画における「めざす姿」には、「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」と同様に「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」が示されており、その施策として、市民が自己実現をめざせる環境づくりを挙げている。具体的には、生涯学習活動の支援、スポーツ・レクリエーション活動の支援及び文化芸術活動の支援を掲げている。そのうち、文化芸術活動の支援の一例として、平成2年5月に誕生した川口総合文化センター・リリア（以下「リリア」という。）における事業があげられる。リリアは、質の高い文化芸術作品を提供する、全国的にもレベルの高い施設であり、地域の文化芸術の中核となっているが、その管理運営は指定管理者である公益財団法人川口総合文化センターが担っている。リリア改修工事後の適切な管理運営を行っていくために、改修工事前の指定管理制度における事業の執行状況の確認をすることは必要であると考ええる。

なお、市民生活部においては、リリアの他にも、川口市立アートギャラリー・アトリア、川口駅前市民ホールフレンジア等、その管理運営について指定管理者制度を導入している施設もあり、令和8年度に開設が予定されている美術館についても同制度が採用される可能性があることから、市民生活部全体の指定管理者制度を監査テーマとすることが、監査の効率性、有用性の観点からも肝要であり、時宜を得た監査テーマと考える。

上記の理由から、令和6年度川口市包括外部監査においては、「高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について」及び「市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について」を監査テーマとした。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について及び市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について、経済性、効率性、有効性、関係法令等への準拠性を中心に監査を実施した。

(2) 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、歳入歳出決算書、事業に関する各種管理資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

9. 表示数値

本報告書の表示単位と数値(公表されている資料等を使用している場合を除く。)は、表示単位未満の金額は、原則として四捨五入、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、報告書の中の表は、端数処理の関係で、総額と内訳の合計とが一致しない場合がある。

10. 年号の表記

年号の表記については、原則として元号によっているが、市が作成した資料が西暦によっており、本報告書においてそれを引用している部分については、西暦による表記の箇所がある。

11. 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2章 高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について

1. 川口市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の現状

(1) 第5次総合計画 後期基本計画における施策

川口市は、「第5次総合計画 後期基本計画」における施策として、「高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり」を掲げており、急速な高齢化が進展する中、住みなれた地域で高齢者が元気に生きがいを持ち、いかなる心身の状態にあっても、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進するという基本方針を示している。また、個別の事業の取り組みとしては以下の施策を掲げている。

キーワード	単位施策と主な取り組み
・ 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加 ・ 地域コミュニティ機能の低下	高齢者福祉の充実 高齢者を対象に生活支援や対策を推進していくことで、高齢者の不安を解消し、住みなれた自宅で安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。
・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加 ・ 地域包括ケアシステムの進化・推進 ・ 地域での支え合いの仕組みづくり	介護事業の充実 ・ 介護サービスの利用者負担額の軽減を図ることで、低所得者でも安心して介護サービスが利用できるようにします。 ・ 介護予防などの取り組みを推進し、高齢者が要支援・要介護状態となることを防ぐとともに、在宅医療と介護の連携を図りながら、地域の特性を生かし、要介護状態になっても安心して生活できる環境づくりを進めます。 ・ 高齢者が安心して暮らせるための医療・介護・予防・生活支援などのつなぎ役である地域包括支援センターの効果的な運営を図ります。 ・ 地域の多様な関係者間での情報共有や、連携・協働による取り組みを推進し、地域の人々がお互いに助け合い、支え合いながら地域の課題に取り組めるよう支援を行います。
・ 元気な高齢者の増加 ・ 高齢者の社会参加と居場所づくり	社会参加の場と機会の充実 ・ 高齢者もニーズが高い趣味や教養を扱うセミナーの開催、生きがいづくり、悩み事などの相談体制を整えることで、健康で生きがいのある生活をサポートします。 ・ 高齢者が心豊かな生活が送れるよう、生涯スポーツ・レクリエーション活動の活性化やボランティアなどの地域社会への貢献活動の推進を図るため、老人クラブなどの地域の活動や社会参加へのきっかけづくりを支援します。 ・ 高齢者の経験や技能を地域社会に提供するための就労環境づくりを支援していきます。

(2) 第8期高齢者福祉及び介護事業の成果及び課題

「第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、第8期の同計画における基本方針である「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する」という基本理念に基づく施策・事業の展開についての成果と課題を示している。

基本方針1 いつまでも元気で楽しく暮らせるまち	
成果	・高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場の拡充を図り、また、身近な場所で健康づくりに参加することで、生活機能の維持だけでなく、生きがいづくりにもつながっている。 ・通いの場において、高齢者の心身の状態を把握した上で、適切な医療や介護サービス等につなげられるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を進めることができた。
課題	・高齢者の心身の状態の把握をした上で、疾病予防・重度化防止を促進し、保険事業と介護予防の一体的実施の更なる推進に努める。
基本方針2 介護が必要となっても安心して暮らせるまち	
成果	・地域密着型サービスを日常生活圏域ごとに整備することで、住み慣れた地域で介護サービスを継続して受けられる環境づくりを行った。 ・医療依存度の高い方の受け皿となる介護医療院を整備し、多様なニーズに対応できる体制の整備を図った。 ・介護サービスを安定的に供給できるよう、介護人材の確保・定着・質の向上に資する取組を推進した。
課題	・整備数が計画数に満たないことから、引き続き市独自の補助を検討し、整備を促す取組が必要。アンケート調査等により市で求められている施設を把握し、ニーズに沿った整備が必要。 ・日常生活圏域により事業所数に差があることから、圏域に偏りのない整備計画の検討が必要。 ・介護人材不足により事業所の廃止やサービスの縮小につながるケースがあることから、市の介護人材の推計値等を把握し、適切な介護人材確保の施策が必要。
基本方針3 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち	
成果	・地域の様々な団体等と連携、協力しながら、地域住民が主体となる声かけや見守り活動を中心として自助・互助のつながりだけでなく、サロンや体操教室等の介護予防に資する身体的アプローチの拡充を行った。 ・医療・介護等の多職種や関係機関に対して介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境づくりを行った。 ・地域ケア会議等を通じて、連携・協働による地域包括支援ネットワークの充実を進めた。 ・非常時においても安定してサービスの提供を行うことができるよう、介護事業所の感染症及び災害発生時の体制構築の支援を行った。

課題	・経年変化を追うデータ活用ができておらず、線ではなく点でのアプローチしかできていない。 ・声掛けや見守り、サロン活動や体操教室等における地域住民の高齢化に伴う後継者不足や活動の廃止により、地域におけるサービス提供体制が縮小している。 ・災害対策及び感染症対策については、専門的な知見が必要不可欠であることから、他部局との連携体制を構築することが必要。
----	---

(3) 川口市年齢階層別の人口の推移

①年齢3区分別の人口の推移

川口市の総人口は、令和2年をピークに減少に転じたが、令和5年には再び増加し605,780人となっている。

年齢3区分別にみると、0歳～14歳の年少人口は平成27年をピークに減少傾向で推移しており、令和5年には70,645人となっている。総人口に占める構成比も平成27年の13.2%から1.5%減少して11.7%となっている。15歳～64歳の生産年齢人口は平成28年以降増加傾向で推移しており令和5年で395,895人となっている。総人口に占める構成比も平成27年の65.0%から0.4%増加して65.4%となっている。

また、65歳以上の高齢者人口は、令和3年まで一貫して増加していたが、令和4年に減少に転じた後、令和5年には再び増加し、139,240人となっている。

最近5年間の各年10月1日現在の年齢3区分別の人口及び構成比は、以下の表1のとおりである。

【表1】最近5年間の各年10月1日現在の年齢3区分別の人口及び構成比

(各年10月1日現在)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口	0歳～14歳	76,258	75,220	73,339	71,822	70,645
	15歳～64歳	391,771	393,124	393,849	394,003	395,895
	65歳以上	138,311	139,241	139,430	139,188	139,240
	総人口	606,340	607,585	606,618	605,013	605,780
構成比	0歳～14歳	12.6%	12.4%	12.1%	11.9%	11.7%
	15歳～64歳	64.6%	64.7%	64.9%	65.1%	65.4%
	65歳以上	22.8%	22.9%	23.0%	23.0%	23.0%
	総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

なお、平成26年から令和5年までの年齢3区分別人口の推移を示すと以下のとおりとなっている。



②高齢者人口の推移

高齢者人口は、全体としては増加傾向にあるものの、65歳～74歳の前期高齢者は、平成27年をピークに減少傾向になり、令和5年には61,392人となっている。一方、75歳以上の後期高齢者人口は一貫して増加しており、令和5年には77,848人となっている。これに伴い後期高齢者占有率も増加傾向で推移し、平成26年の12.3%から12.8%に増加している。高齢者に占める後期高齢者占有率も平成26年の42.1%から令和5年には55.9%まで増加している。これはいわゆる団塊の世代が徐々に後期高齢者に移行していること等が影響しているものと思われる。

最近5年間の各年10月1日現在の高齢者人口総数並びに前期高齢者及び後期高齢者の構成比は、以下の表2のとおりである。

【表2】最近5年間の高齢者人口総数並びに前期高齢者及び後期高齢者の構成比
(各年10月1日現在)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者総数	前期高齢者 (65歳～74歳)	68,898	68,465	67,853	64,493	61,392
	後期高齢者 (75歳以上)	69,413	70,776	71,577	74,695	77,848
	計	138,311	139,241	139,430	139,188	139,240
構成比	前期高齢者 (65歳～74歳)	49.8%	49.2%	48.7%	46.3%	44.1%
	後期高齢者 (75歳以上)	50.2%	50.8%	51.3%	53.7%	55.9%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

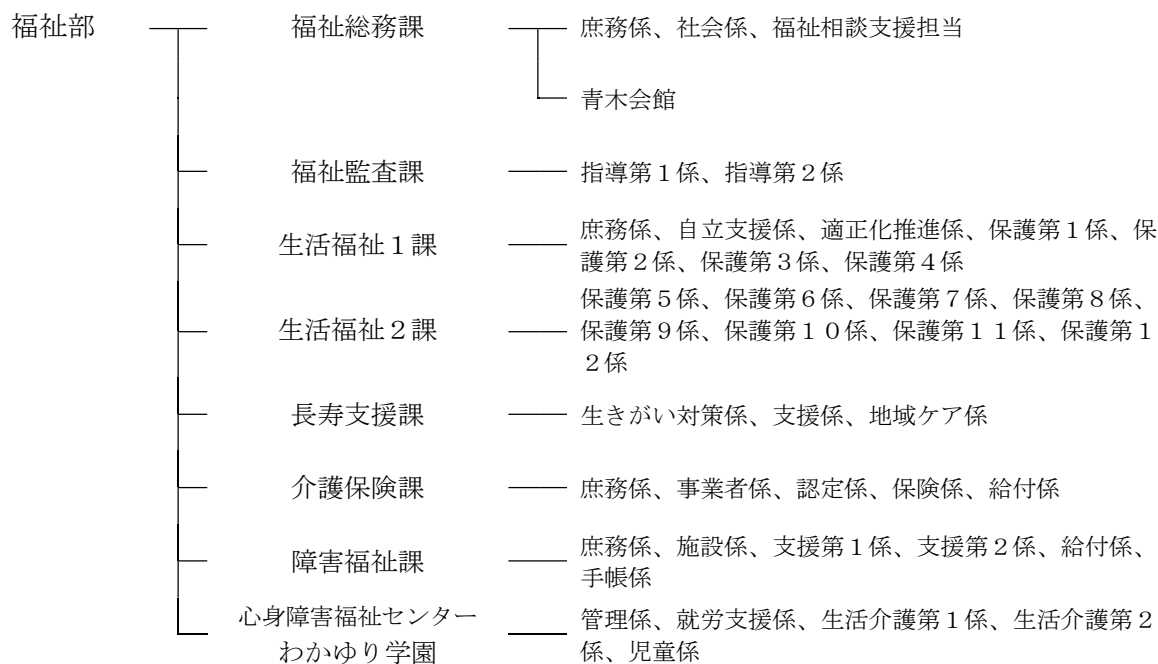
なお、平成 26 年から令和 5 年までの高齢者の構造（高齢者人口及び高齢者数に占める後期高齢者占有率）を示すと以下のとおりである。



(4) 福祉部の組織

①福祉部の組織図

高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業を分掌する福祉部全体の組織図を示すと以下のとおりである。



②福祉部の分掌業務

川口市行政組織規則（平成10年3月31日規則第6号）において福祉部のうち包括外部監査の対象部局における事務分掌は以下のとおり定められている。

課名	事務分掌業務の内容
福祉総務課	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 福祉に係る施策の調査研究及び企画調整に関すること。 (3) 福祉資金に関すること。 (4) 災害の援護に関すること。 (5) 戦没者遺族等の援護に関すること。 (6) 民生委員に関すること。 (7) 更生保護事業の援助に関すること。 (8) 北朝鮮による拉致問題の解決に向けた支援に関すること。 (9) 第二庁舎の管理に関すること。 (10) 福祉に係る相談及び支援の調整に関すること。 (11) 青木会館に関すること。
福祉監査課	(1) 社会福祉施設等の指導監査に関すること。 (2) 社会福祉施設整備工事検査に関すること。 (3) 介護サービス事業者等の指導監査に関すること。 (4) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。
長寿支援課	(1) 高齢者の援護に関すること。 (2) 高齢者の福祉に係る相談及び指導に関すること。 (3) 高齢者の社会参加及び生きがい推進に関すること。 (4) 敬老祝金に関すること。 (5) 重度要介護高齢者福祉手当に関すること。 (6) 高齢者福祉施設の整備に関すること。 (7) 地域支援事業に関すること。
介護保険課	(1) 介護保険に関すること。

(5) 福祉部福祉総務課、福祉監査課、長寿支援課及び介護保険課の人員

令和6年4月1日現在の福祉部福祉総務課、福祉監査課、長寿支援課及び介護保険課の人員は、以下のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

部・課名	役職・係名等	職員数			
		常勤	再任用	合計	
福祉部	部長	1		1	1
福祉総務課	課長	1		1	17
	庶務係	5		5	
	社会係	6		6	
	福祉相談支援担当	4		4	
	社会福祉協議会派遣	1		1	

部・課名	役職・係名等	職員数			
		常勤	再任用	合計	
福祉監査課	課長	1		1	14
	指導第1係	8		8	
	指導第2係	5		5	
長寿支援課	課長	1		1	25
	生きがい対策係	8		8	
	支援係	7		7	
	地域ケア係	9		9	
介護保険課	課長	1		1	44
	庶務係	4		4	
	事業者係	11		11	
	認定係	15		15	
	保険係	6		6	
	給付係	7		7	

上記の川口市における高齢者福祉事業及び介護保険事業の現状を踏まえて、以下に高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行についての監査について報告する。

2. 高齢者福祉に関する事業の財務及び事務の執行について

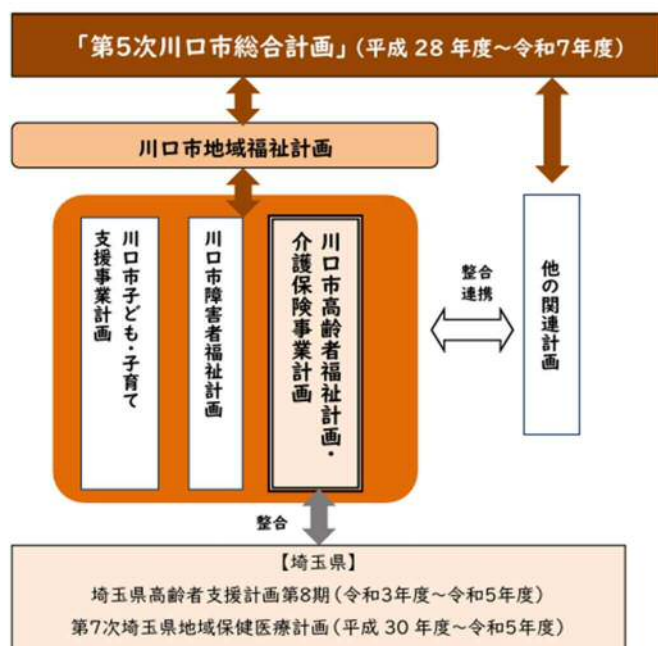
(1) 高齢者福祉事業の概要

川口市における高齢者福祉事業は、「川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画『やさしさ あんしん いきいきプラン』」において策定されている。この計画は、老人福祉法（第20条の8第1項）の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけられているものであり、併せて、介護保険法（第117条第1項）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」としても位置づけられるものである。（なお、川口市は従前から、老人福祉計画について「高齢者福祉計画」の名称を用いている。）

「高齢者福祉計画」はすべての高齢者を対象とした川口市の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含される。

令和5年度を含む第8期「川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間は令和3年度から令和5年度の3か年）は、団塊の世代が後期高齢期を迎える令和7（2025）年を見据え、第6期計画以降進めてきた地域包括ケアシステム構築のための取り組みを継承し、深化・推進していくための計画であり、「地域包括ケア計画」として位置づけている。

また、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、川口市の総合的な行政運営の方針を示した「第5次川口市総合計画」（平成28年度～令和7年度）を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものであり、「川口市地域福祉計画」をはじめ、他の関連計画との整合を図りながら策定されている。



なお、本報告書における監査対象年度は令和5年度であるため第8期計画の内容について監査を実施しているが、現行は第9期計画（計画期間は令和6年度から令和8年度の3か年）のもとで事業が行われている。

（2）第8期「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の概要

第6期計画において、地域包括ケアシステムの構築のため「つながるしくみ」づくりを推進し、第7期計画では、これらの「つながり」をより強固なものとし、さらに深化・推進するために「支えあいのしくみ」づくりを展開してきた。これを踏まえ、第8期の計画においては、地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に、第7期計画における基本理念・基本方針を踏襲し、以下のように定めている。

基本理念	
高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する。	
基本方針	
<u>基本方針1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち</u>	
住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図るとともに、介護予防を推進し、いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。	
<u>基本方針2 介護が必要となっても安心して暮らせるまち</u>	
一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの能力に応じた質の高い介護サービスを受けながら、安心して暮らせるまちをめざします。また、中・重度の要介護状態であっても安心して生活をおくれるまちをめざします。	
<u>基本方針3 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち</u>	
保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実した、また、地域住民による声かけや見守り活動等の充実した、地域で支えあいながら暮らせるまちをめざします。	

上記の基本方針に基づいた施策の体系は以下のとおりである。

基本方針	主な施策	方向性
楽しくいつまでも元気に暮らせるまち	1 健康・生きがいづくり	(1) 健康づくり施策との連携
		(2) 生きがいづくり・社会参加
	2 介護予防・自立生活支援の充実	(1) 介護予防の推進
		(2) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実
		(3) 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

基本方針	主な施策	方向性
楽しく暮らせるまち いつまでも元気に	2 介護予防・自立生活支援の充実	(4) 高齢者の住まいの確保
		(5) 家族介護者支援事業
	3 認知症施策の推進	(1) 普及啓発・本人発信支援
		(2) 早期発見・早期対応の体制整備
		(3) 認知症の人の介護者への支援
		(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
	4 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の利用促進
		(2) 高齢者虐待の防止
介護が必要となっても 安心して暮らせるまち	1 介護保険サービスの充実	(1) 在宅サービスの充実
		(2) 地域密着型サービスの充実
		(3) 施設サービスの充実
	2 介護保険サービスの適正化と質の向上	(1) 介護給付費の適正化の推進
		(2) 介護人材の確保と資質の向上
		(3) 介護サービス従事者等の質の向上
		(4) 介護サービス事業者の質の向上
		(5) 低所得者対策
		(6) 情報提供体制の充実
地域が連携して支えあい ながら暮らせるまち	1 地域包括支援センターの効果的な運営	(1) 地域を支援する体制の強化
		(2) 効果的な運営体制の構築
	2 地域包括ケアを支えるしくみの整備・充実	(1) 在宅医療・介護連携の推進
		(2) 地域ケア会議の推進
		(3) 生活支援体制の基盤整備
	3 安心して暮らすことのできる地域社会の実現	(1) 地域で支えあうしくみづくり
		(2) 伝え育むしくみづくり
		(3) その人らしく暮らす環境づくり
		(4) 安全で安心なまちづくりの推進

(3) 高齢者福祉事業の直近3か年度の各事業別予算額・決算額

令和3年度から令和5年度の高齢者福祉事業の事業別歳出予算額及び決算額は以下のとおりである。

令和３年度～令和５年度各事業の歳出予算額及び決算額

(長寿支援課所管)

(単位：千円)

事業名	会計 区分 ※ 1	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
一般事務費	一般	6,650	5,806	5,041	4,303	5,137	4,366
小井戸用地管理費	一般	448	447	512	495	514	494
長寿者慰問等事業	一般	8,817	8,647	9,146	8,611	9,582	9,305
敬老祝金事業	一般	85,911	83,748	82,732	80,555	84,977	79,861
世帯住替家賃助成事業	一般	2,412	1,535	2,172	1,156	1,788	1,028
福祉施設整備事業	一般	13,197	13,196	33,907	32,629	12,972	11,904
老人福祉センター事業補助金	一般	78,181	57,151	78,047	57,138	85,721	76,745
地域福祉基金事業関係団体補助事業	一般	807	807	807	807	—	—
社会福祉団体等補助事業	一般	22,342	21,250	20,895	20,148	22,226	19,560
高齢者元気応援ギフト事業 ※ 2	一般	—	—	578,033	573,887	—	—
高齢者福祉計画策定事業	一般	—	—	1,784	1,577	2,959	2,942
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	一般	1,407,103	1,349,888	1,530,068	1,483,790	1,626,323	1,613,073
一般事務費	一般	174	111	7,234	7,179	2,064	1,987
老人ホーム入所等措置事業	一般	149,820	142,853	123,359	119,578	107,609	103,080
緊急通報装置整備事業	一般	18,062	17,320	19,149	17,269	15,302	14,833
在宅福祉相談事業	一般	7,570	7,570	7,570	7,570	7,570	7,570
生活支援対策事業	一般	94,406	89,052	92,031	79,996	84,978	81,403
生きがい活動支援事業	一般	2,734	1,559	2,564	1,696	2,663	2,367
福祉手当給付事業	一般	61,853	53,690	62,916	53,335	57,483	55,315
高齢者等ウイルス検査事業	一般	16,810	12,783	—	—	—	—

事業名	会計 区分 ※1	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
高齢者住宅改善整備 費補助事業	一般	2,600	2,600	3,000	2,800	3,600	2,400
高齢者住宅確保支援 事業	一般	0	0	50	0	50	0
成年後見制度利用促 進事業	一般	24,355	22,556	24,438	20,646	24,859	22,332
老人福祉施設管理費	一般	6,971	6,486	5,911	4,264	9,919	8,289
社会福祉センター指 定管理者管理運営費	一般	50,551	50,551	51,761	51,761	52,987	52,987
老人デイサービスセ ンター指定管理者管 理運営費	一般	109,784	109,784	113,921	113,921	118,114	118,114
養護老人ホーム指定 管理者管理運営費	一般	130,944	130,944	131,600	131,600	132,804	132,804
特別養護老人ホーム 指定管理者管理運営 費	一般	90,935	90,935	95,846	95,846	100,822	100,822
軽費老人ホーム指定 管理者管理運営費	一般	71,455	71,455	72,198	72,198	73,707	73,707
老人福祉センター指 定管理者管理運営費	一般	95,085	95,085	103,499	103,499	111,351	111,351
老人福祉施設整備費	一般	110,093	95,691	67,299	65,501	109,897	87,300
老人福祉センター改 築事業	一般	82,757	27,476	159,437	159,389	—	—
合計		2,752,827	2,570,982	3,486,930	3,373,151	2,867,978	2,795,947

※1 会計区分：一般（一般会計）

※2 高齢者元気応援ギフト事業：65歳以上の高齢者に対して、「高齢者元気応援ギフト」（カタログギフト）を配布した（対象者：138千人）。

(介護保険課所管)

事業名	会計 区分 ※	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
軽費老人ホーム運営 助成事業	一般	20,949	20,750	22,000	20,578	22,220	19,408
地域密着型サービス 等整備助成事業	一般	46,282	46,282	145,221	75,352	133,903	130,658
地域介護・福祉空間 整備推進事業	一般	6,879	0	12,115	11,896	23,256	23,256
介護保険事業者育成 事業	一般	—	—	3,021	1,786	4,540	2,607
介護保険事業所物価 高騰対策事業	一般	—	—	—	—	486,446	473,898
介護保険事業所物価 等高騰対策事業	一般	—	—	176,122	157,925	—	—
介護従事者等ウイル ス検査事業	一般	197,209	190,282	86,664	44,227	—	—
介護サービス継続支 援事業	一般	7,480	7,480	208	208	—	—
合計		278,800	264,795	445,351	311,973	670,365	649,829

※会計区分：一般（一般会計）

(4) 敬老祝金事業

①事業の概要

	内 容
第 8 期基本方針・施策	1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち 2 介護予防・自立生活支援の充実 (2) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実
目的	本市に居住する高齢者に対し、敬老の意を表するとともに長寿を祝福することを目的とする。
事業の内容	祝金：毎年 8 月 31 日（基準日）において、市内に 1 年以上居住している 77 歳、88 歳、99 歳のかた 弔慰金：敬老祝金の対象者で賀寿を迎えた後に、敬老祝金の贈呈を受けずに亡くなったかたで市内に住民登録のある遺族（配偶者、子、父母、孫又は兄弟姉妹） 77 歳：5,000 円、88 歳：20,000 円、99 歳：50,000 円

②実績

祝金支給実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
敬老祝金 対象者数（人）	8,642	7,586	6,981
敬老祝金 贈呈人数（人）	8,549	7,487	6,869
敬老祝金 贈呈率（％）	98.9	98.7	98.4
贈呈金額（千円）	81,025	77,635	76,675

弔慰金支給実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
贈呈者（人）	151	151	149
贈呈額（千円）	2,555	2,765	2,995

敬老祝金事業歳出額

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
歳出額（千円）	83,748	80,555	79,861

当事業は昭和５７年４月から実施されている事業であり、過去において支給対象年齢及び祝金支給金額の見直しが行われてきた。

敬老祝金の対象者年齢及び金額の推移

（単位：円）

	古希 (70 歳)	喜寿 (77 歳)	傘寿 (80 歳)	米寿 (88 歳)	卒寿 (90 歳)	白寿 (99 歳)
昭和57年3月	20,000	30,000	35,000	40,000	50,000	100,000
平成9年3月	10,000	15,000	20,000	25,000	50,000	100,000
平成18年3月	—	10,000	—	20,000	—	50,000
平成26年3月	—	5,000	—	20,000	—	50,000

注：８０歳及び９０歳の方に対する敬老祝金の贈呈は廃止したが、敬老祝賀記念品を贈呈している（平成２８年度から実施）。

また、近隣の中核市における敬老祝金事業の状況は以下のとおりである（各市のホームページより抜粋）。

	埼玉県川越市	埼玉県越谷市	千葉県船橋市
祝金 対象・ 金額	88 歳 : 20,000 円 100 歳 : 50,000 円 男女最高齢者 : 50,000 円	88 歳 : 30,000 円 99 歳 : 50,000 円 100 歳 : 70,000 円	88 歳 : 20,000 円 100 歳 : 30,000 円
備考	1 年以上市内在住	1 年以上市内在住	基準日時点に市内に居住
	千葉県柏市	神奈川県横須賀市	東京都八王子市
祝金 対象・ 金額	100 歳 : 30,000 円	なし	なし
備考	基準日に住民登録があり、市外に転居していない	88 歳、100 歳に祝品を贈呈	なし

川口市の敬老祝金の支給対象年齢や祝金金額は過去に見直し等を行っていることもあり、近隣の中核市と比較して特に手厚い内容にはなっていない。

一方で、全国的には財政見直しの中で敬老祝金の減額や廃止の議論を進めている自治体がある。事例としては、神奈川県相模原市は令和 3 年度をもって廃止。また、令和 6 年度から埼玉県川越市は 77 歳の廃止を含む縮小、兵庫県芦屋市は廃止をしている。なお、川口市は平成 26 年度以降、支給対象年齢や祝金金額の変更は行っていない。

また、川口市では当事業のほかに長寿者慰問等事業として、①敬老の日において市内最高齢者の方に花束を贈呈する事業、②年度内に 100 歳を迎える方に、市長による訪問（色紙と銅製茶筒を贈呈）及び国からの祝状を伝達する事業、③80 歳及び 90 歳を迎える高齢者にお祝いのメッセージと敬老祝賀記念品を贈呈する事業が実施されている。以下は長寿者慰問等事業の実施状況である。

敬老祝金事業と長寿者慰問等事業を合わせると、川口市では、77 歳、80 歳、88 歳、90 歳、99 歳、100 歳及び最高長寿者に長寿祝が行われている。

市長百歳長寿者訪問

(単位：人)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
贈呈者総数	93	115	106
市長訪問数	0	0	0
職員訪問数	93	115	106

敬老祝賀記念贈呈

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象者（人）	7,753	7,612	8,074
贈呈者数（人）	7,706	7,572	8,040
贈呈率（％）	99.4	99.5	99.6

長寿者慰問等事業歳出額

(単位：千円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
歳出	8,647	8,611	9,305

敬老祝金の贈呈が開始された昭和５７年の平均寿命は、男性７４．２２歳、女性７９．６６歳であったが、令和５年の平均寿命は男性８１．０９歳、女性８７．１４歳になった。また、令和５年簡易生命表によると、７５歳まで生存する者の割合は男性７５．３％、女性８７．９％、９０歳まで生存する者の割合は男性２６．０％、女性５０．１％である。

平均寿命（全国）の推移

(単位：年)

	昭和５７年 (1982年)	平成４年 (1992年)	平成１４年 (2002年)	平成２４年 (2012年)	令和５年 (2023年)
男性	74.22	76.09	77.72	79.55	81.09
女性	79.66	82.22	84.60	86.30	87.14

(出典：厚生労働省「簡易生命表」)

さらに高齢者の就労状況については、敬老祝金の贈呈開始された昭和５７年は５５歳定年であったが、平成１０年に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により６０歳未満定年制が禁止され、平成２５年に「原則希望者全員の６５歳までの雇用を義務化」、令和３年に７０歳まで働く機会の確保を努力義務とする法案が成立し、高齢者の労働環境も変化してきている。その結果、以下の表のとおり高齢者の就業者数や就業率は増加傾向にある。

		平成 2 3 年 (2011 年)	平成 2 8 年 (2016 年)	令和 3 年 (2021 年)
高齢者就業者数 (万人) ※ 1		571	770	909
※ 2	65～69 歳	36. 2	42. 8	50. 3
	70 歳以上	13. 1	13. 7	18. 1

(出典：総務省統計局「労働力調査」)

※ 1：就業者とは、月末 1 週間に収入を伴う仕事を 1 時間以上した者、又は月末 1 週間に仕事を休んでいた者

※ 2：各年齢階級の人口に占める就業者の割合

(意見 1－1) 敬老祝金事業及び長寿者慰問等の見直しについて

当事業は昭和 5 7 年 4 月から実施されている事業であり、過去において支給対象年齢及び祝金支給金額の見直しが行われてきた。敬老祝金の贈呈が開始された昭和 5 7 年当時は、対象者も多くなく、敬老祝金を贈呈すること・贈呈されることに対しては、希少なことであり、ありがたさを感じていたと思われる。一方、平均寿命は延び、高齢者の就業者数も増加している現状においては、ありがたさも薄れてきている。また、川口市の敬老祝金の支給対象年齢や祝金金額は過去に見直し等を行っていることもあり、近隣の中核市と比較して特に手厚い内容にはなっていない。

厚生労働省の令和 2 年度の市区町村別生命表によると川口市の平均寿命は、男性 8 0. 4 歳、女性 8 6. 6 歳であり男女とも 8 0 歳を超えていることから、少なくとも平均寿命に達していない 7 7 歳を長寿祝金贈呈の対象とすることについては、検討の余地がある。

上記の現状から、今後想定される高齢者人口の増加を踏まえ、限りある財源の有効活用という点から、敬老祝金事業及び長寿者慰問等事業の見直しを行い、高齢者にとってより必要とされる他の高齢者福祉事業へ財源を転用することについて検討が必要と思われる。

(5) 世帯住替家賃助成事業

①事業の概要

	内容
第 8 期基本方針・施策	1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち 2 介護予防・自立生活支援の充実 (4) 高齢者の住まいの確保
目的	民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等により転居を求められた高齢者世帯に対して、転居後の家賃が従前の家賃に対して高額である場合にその差額を助成し、住まいの安定を図り福祉の向上に寄与することを目的とする。

	内容
事業の内容	対象者 (1) 65歳以上の一人ぐらし世帯又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成される世帯であること。 (2) 市内に引き続き2年以上住所を有していること。 (3) 生活保護を受けていないこと。 (4) 世帯の構成員全ての住民税が非課税であること。 (5) 市内の住宅への転居であること。 (6) 転居後の家賃（共益費を除く）が月額7万円未満であること。 転居前後の家賃差額分、月額2万円を限度として助成する（賃貸契約締結後10年を超えない期間）。

②実績

年度	支給人数	新規	廃止	年度末 対象者	助成金額合計 (千円)
令和5年度	7	2	0	7	1,028
令和4年度	7	0	2	5	1,156
令和3年度	9	1	2	7	1,535
令和2年度	10	1	2	8	1,684
令和元年度	12	0	3	9	1,970
平成30年度	14	0	2	12	2,509

(意見1－2) 制度適用条件の見直しの検討について

川口市における高齢者世帯は増加傾向にあるが、当該事業の利用者は、上記の表のとおり減少傾向にある。支給対象条件があり制度を利用できる者が限定されていることや当該制度の周知が十分でないなどが考えられるが、有識者に相談した結果、原因の特定には至っていない。

川口市においては、高齢者の住居支援に関する事業として、当該事業のほかに高齢者住宅確保支援事業（身元保証人を確保できず民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者に対して保証会社へ支払う保証料の一部を助成する制度。初回保証料の2分の1を限度とし、上限3万円）があるが、この事業の令和5年度の利用件数はゼロである。

次表のとおり川口市において高齢者世帯は増加傾向にあり、今後は高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していく傾向を考えると、住宅支援を必要とする高齢者世帯が利用しやすい制度内容（利用条件等）へ見直すことが求められる。

なお、見直しに当たっては住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（※1）及び生活困窮者自立支援法（※2）が令和6年に改正されており、こ

これらの法律の改正に伴う新たな住まいに関する支援施策を勘案する必要がある。

※１：高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者の居住支援などを定めている。

※２：生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を定めている。

高齢者世帯の推移

(%：川口市の総世帯に対する割合)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
単独世帯	9,437 (4.8%)	13,405 (6.2%)	17,615 (7.5%)	22,513 (9.2%)	27,514 (10.3%)
夫婦のみ世帯	12,539 (6.3%)	16,965 (7.9%)	20,553 (8.8%)	24,095 (9.8%)	25,491 (9.6%)

(出典：国勢調査：各年 10 月 1 日現在)

(6) 生活支援対策事業、(福祉機器の貸与、日常生活用具給付事業)

①事業の概要

	内容	
	福祉機器の貸与	日常生活用具給付事業
第 8 期基本方針・施策	1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち 2 介護予防・自立生活支援の充実 (2) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実	
目的	心身の機能低下及び傷病等日常生活に支障のある方に、福祉機器を貸与し、要介護状態になること等を予防し、在宅での生活が快適に過ごせるよう支援を行う。	日常動作機能の低下した高齢者やねたきり高齢者に日常生活用具を給付し、在宅で安心して快適な生活ができるよう支援する(要支援又は要介護の方が対象)。
事業の内容	要介護認定で自立と認定されたかた、又は概ね 65 歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかたを対象に、6 ヶ月を限度に貸与する。利用者負担あり。	概ね 65 歳以上の日常動作機能の低下した高齢者やねたきりの高齢者で在宅の方に給付する。利用者負担あり。

②実績

福祉機器の貸与 実利用者数

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護ベッド	23	18	20	20	22
車いす	17	15	9	7	7
エアーマット	0	1	1	0	0
手すり	6	5	7	6	6

日常生活用具の給付 給付数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバーカー（台）	23	7	3	4	16
杖（本）	26	37	25	20	28
見守りシール（枚）	—	6	11	7	11
電磁調理器（台）	6	1	4	4	5
布団一式（枚）	0	0	2	0	7
火災警報器（台）	4	5	2	6	3

（意見1－3） 貸与機器及び給付用具の見直しについて

福祉機器と日常生活用具の内容については、毎年予算積算時と年度末に見直しや検討を行っている。令和元年度からの利用実績をみると、対象機器及び用具に変更はなく、なかには利用が極端に少ない機器や用具も見受けられる。

一定期間利用が少ない機器は対象から外す等の見直しが必要であるとともに、利用者のニーズを踏まえて機器や用具の選定を検討するなど、利用者にとって有用な制度にすることが望まれる。

（7）生活支援対策事業（ねたきり高齢者等紙おむつ支援事業）、家族介護継続支援事業（紙おむつ）

①事業の概要

	内容
第8期基本方針・施策	1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち 2 介護予防・自立生活支援の充実 (2) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実
目的	常時おむつを使用しているねたきり高齢者及び心身障害者等に対し、紙おむつを支給することにより、経済的・精神的負担を軽減し、福祉の増進を図る。
事業の内容	概ね65歳以上で常時臥床又は、認知症等で失禁状態にあり、市県民税非課税であるかたを対象に、43種類の中から希望する1種類を月1回配送する。利用者負担あり。

②実績

利用者数

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護未認定者	1,084	1,534	3,082	1,221	1,266
介護認定者	32,025	31,882	23,839	22,564	21,400
合計	33,109	33,416	26,921	23,785	22,666

(意見1－4) 随意契約の定期的な見直しについて

紙おむつの供給先企業との業務委託契約は随意契約となっている。高齢者用おむつを供給できる業者が少なく、業者に安定した供給を求めていること、また配達時高齢者本人等の見守りを行うことが契約に定められているため、契約の継続性を重視して、当該企業と随意契約を締結している。

随意契約は、契約締結までの事務手続き等が簡素化できる等のメリットがあるが、一般的には長期にわたり随意契約が締結されることは、公平性や透明性の観点から好ましくないとされている。

そのため、一定期間経過したのち、何年かに一度は契約内容の適切性の確保のため、入札も含めた事業者選定の見直しを行うことが望まれる。

(8) 高齢者福祉事業の周知について

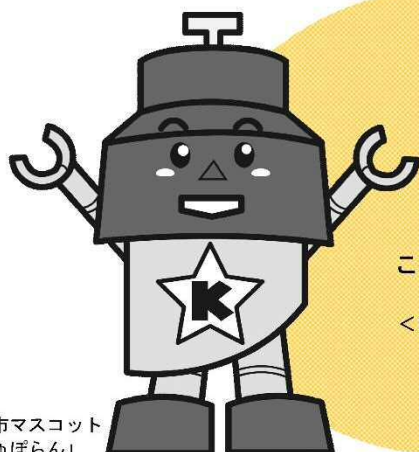
川口市においては、各事業別予算実績一覧に記載のとおり多岐にわたる高齢者福祉事業を行っている。これら事業の内容は「高齢者福祉事業のご案内」としてパンフレットにまとめられている。このパンフレットには、各事業の内容、利用対象者、利用者の負担額等が記載されており、問い合わせ先の電話番号が記載されている。

このほかにも、「介護予防ギフトボックス」や「認知症あんしんガイド」などのパンフレットを作成して、各種事業の案内を行っている。

パンフレットは、年度更新時や増刷時に内容の見直しを行い、市役所（長寿支援課ほか、総合窓口や関係各課）、支所、駅前行政センター、地域包括支援センターなどに備置され、市民に配布されている。また、川口市のホームページにおいても公開されている。

(高齢者福祉事業のご案内のパフレット)

令和5年度 高齢者福祉事業のご案内



川口市マスコット
「きゅぼらん」



こちらから同じ資料がご覧いただけます

<URL> <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/040/38203.html>

川口市役所 長寿支援課

電話 048-258-1110(市役所代表)

詳細については、各事業欄に記載の **問合せ** にご連絡ください。

【相談事業】… **問合せ** 048-271-9745 長寿支援課 地域ケア係

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
高齢者の総合相談	地域で暮らす高齢者と そのご家族	高齢者の総合相談窓口として 地域包括支援センターを市内 20箇所を設置しています。 住所地ごとに担当地域包括支 援センターが決まっています。	相談無料 月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時 (開所時間外や休所日でも電話 相談に応じております。) ※詳細は別冊子又は ホームページを ご覧ください。 
認知症高齢者相談	認知症の心配のある方 や認知症の高齢者をか かえるご家族	心配ごとや在宅療養等につ いて、電話及び面接により相談を お受けします。	川口市認知症高齢者相談所 川口6-5-14 高齢者在宅サービスセンター3階 電話 048-258-1476 相談無料 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時

(意見 1－5) より効果的な高齢者福祉事業の周知の検討について

高齢者福祉事業の中には、利用者が少ない事業や参加者が減少傾向にある事業があるが、市民への周知不足が原因の 1 つと考えられる。

高齢者福祉事業は種類が多く、対象者や要件も事業により異なっており、必要とされる高齢者に有効に活用してもらうためにも制度の周知は重要である。

現状、高齢者が多く集まると思われる場所にパンフレットを備置しているが、高齢者と同居している世帯向けやヤングケアラー支援の観点から、現状の周知に加え、より効果的な周知方法を検討していくことが望まれる。

(9) 高齢者総合福祉センター等について

川口市では平成 9 年 3 月より大字赤井 1 0 5 5 番地において高齢者総合福祉センターを設けており「サンテピア」として運営している。所管部署は長寿支援課であり、指定管理先として川口市社会福祉事業団が運営している。具体的な指定管理業務としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）の入所施設の他、新郷れんげそう（デイサービスセンター）、新郷居宅介護支援事業所、新郷地域包括支援センターが併設されている（サンテピアの詳細については社会福祉法人川口市社会福祉事業団の章を参照のこと）。

また、川口市では令和 4 年 1 0 月より青木 3－3－1 青木会館にて老人福祉センター青木たたら荘を設けて運営している。所管部署は長寿支援課であり、指定管理先として川口市社会福祉協議会が運営している（詳細は社会福祉法人川口市社会福祉協議会の章を参照のこと）。

(意見 1－6) 事業・サービスにおける赤字について

川口市社会福祉事業団の拠点別、サービス区分別の財務諸表を閲覧したところ、特別養護老人ホームやデイサービス等が実質的に赤字になっており、実質的に指定管理料がいわば赤字の補填となっている状況が認められる。特別養護老人ホームやケアハウスは高利用率が続いており高いニーズが認められるため、直ちに閉鎖すべき状況にないと思われるが、いずれの施設についても開設されてから約 3 0 年が経過しており、民間事業所によるサービスの提供状況などを勘案すると、市の関連団体によってこれらの事業を行うことの意義が薄れてきていることは否めない。今後も市が建物を維持し、指定管理事業としての事業を継続するのであれば、高齢者を取り巻く環境とニーズの変化を踏まえ民営との比較した場合の特異性など、その意義について市民の理解を得られるようにすべきである。

指定管理料の支払いが実質的に赤字の補填となっていると判断される事業区分

(単位：円)

拠点区分	高齢者総合福祉センターサンテピア		
サービス区分	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター新郷れんげそう	サンテピアケアハウス
サービス活動収益計 (A)	522,357,406	119,278,172	127,555,996
指定管理料又は委託料収益 (B)	100,822,000	23,720,000	72,951,000
(B)/(A)	19.3%	19.8%	57.2%
経常増減差額	△3,933,183	△19,939,331	△558,973
令和5年度の平均利用率	97.25%	78.3%	87.3%

(単位：円)

拠点区分	神根福祉センター	高齢者在宅サービスセンター	芝福祉センター
サービス区分	老人デイサービス事業	老人デイサービス事業 横曽根れんげそう	老人デイサービスセンター芝れんげそう
サービス活動収益計 (A)	95,440,692	80,567,405	118,004,810
指定管理料又は委託料収益 (B)	24,170,000	20,398,000	44,638,000
(B)/(A)	25.4%	25.3%	37.8%
経常増減差額	△6,585,148	△10,367,220	1,760,866
令和5年度の平均利用率	58.7%	62.5%	65.4%

(単位：円)

拠点区分	芝福祉センター	鳩ヶ谷れんげそう
サービス区分	老人デイサービスセンター 芝南れんげそう	(デイサービスセンター)
サービス活動収益計 (A)	21,713,213	70,627,169
指定管理料又は委託料収益 (B)	9,722,000	19,636,000
(B)/(A)	44.8%	27.8%
経常増減差額	△2,431,406	△211,293
令和5年度の平均利用率	34.8%	59.7%

(意見 1－7) デイサービス事業、養護老人ホーム事業で利用率の低迷について

デイサービス事業、養護老人ホーム事業の利用率について注意すべき箇所のあるものは以下のとおりである。デイサービス事業に関して建築後相当期間が経過した施設もあり、老朽化のため施設としての魅力が相対的に喪失しており、現状のままでは利用率の回復も見込めないため早急に事業のあり方等について検討することが望まれる。

拠点・サービス区分	利用率 (%)
神根福祉センター・老人デイサービス事業	58.7%
高齢者在宅サービスセンター・横曽根れんげそう	62.5%
芝福祉センター老人デイサービスセンター・芝れんげそう	65.4%
芝福祉センター老人デイサービスセンター 芝南れんげそう	34.8%
鳩ヶ谷れんげそう	59.7%
養護老人ホーム	43.2%

(意見 1－8) 指定管理制度の他社参入について

社会福祉協議会は川口市からの受託事業（随意契約）がほとんどだが、青木たたら荘については指定管理者制度を採用している。第1回目の公募は青木会館が設立された令和4年度に行われたが、候補者は社会福祉協議会1者のみであった。

指定期間は5年6か月間であるため、令和10年3月までとなり、再度指定管理者の公募が行われるが、他の事業者が参入しやすいよう、収益性を含めた事業内容の見直しや、募集方法などを十分に検討し、幅広い募集をかけることが望まれる。

(意見 1－9) サンテピアの長寿命化個別施設計画の策定について

厚生労働省では長期間の使用による老朽化する医療・福祉施設関係のインフラに対して、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、インフラ長寿命化計画（行動計画）を令和3年度から令和7年度の間に策定し、さらに各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）の策定もあわせて求められている。

川口市についてこれらの計画の有無について問い合わせたところ、川口市の全体の公共施設についてのインフラ長寿命化計画（行動計画）については「川口市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」として策定されており、サンテピアの個別計画については保全計画にて個々の施設の健全度を調査したうえで長寿命化計画した場合の費用まで行われていたが、厚生労働省の定める改築を行うケースでのトータルコストの比較が行われていない状況であった。長寿命化個別計画の策定は施設の今後の使用・修繕計画を策定するうえで重要な手続きであるとされ、特にサンテピアは築

30年が経過しているため、多面的な視点で当該施設について検討することが望ましい。

(例)「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」（令和元年12月 厚生労働省）より修繕等の実施計画の策定例

(例)

「3. (3) 老朽化状況と点検、修繕作業等の履歴」でまとめた施設の劣化状況や「4. (3) 修繕等の優先順位付け」を総合的に勘案し、「2. (3) 計画期間」において実施する△△施設の修繕、改修、更新等の事業予定一覧は以下のとおり。

施設名	修繕等の内容	優先度	事業期間			費用 (千円)	計画期間における施設運営費(千円)	トータルコスト (千円)
△△施設	屋根の改修	極大	2019	～	2020	3,000	145,678	168,802
	外壁の修繕	極大	2019	～	2019	985		
	詳細点検	—	2020	～	2020	800		
	水道設備の更新	大	2021	～	2021	1,486		
	センター統合に伴う改修	—	2022	～	2022	16,853		
■■センター	撤去	—	2022	～	2022	6,912	30,735 ※2021年までの費用	37,647

また、上記の修繕等を計画的に行い、改築を行わない長寿命化ケースと、修繕等を実施せずに2025年に改築を行うこととなるケースそれぞれの計画期間内におけるコスト比較は以下のとおり。

長寿命化ケースでは、△△施設と■■センターに係る今後10年間のトータルコストは約2.1億円であり、改築ケースでは約4.9億円である。修繕等を計画的に実施することにより施設の長寿命化を図るとともに、約2.8億円の節減効果が得られる結果となっている。

施設名	長寿命化／改築	2019	2020	2021	2022	2023～2025	2026～2028	トータルコスト(千円)
△△施設	長寿命化ケース	17,053	16,868	16,053	31,420	43,704	43,704	168,802
	改築ケース	14,568	14,568	14,568	14,568	187,425	14,568	260,265
■■センター	長寿命化ケース	10,245	10,245	10,245	6,912	0	0	37,647
	改築ケース	10,245	10,245	10,245	10,245	158,535	30,735	230,250

(指摘1-1) 老人福祉施設の指定管理者の選定について

川口市では老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター(横曽根・新郷・芝・芝南・鳩ヶ谷)、社会福祉センター(老人デイサービス事業・ボランティア活動支援事業)、老人福祉センター(安行・神根・芝))について、随意指定契約としている。これについて、随意契約としている理由を確認すると、『入所施設は施設職員が利用者との信頼関係を築くことが重要であり、運営主体を数年ごとに変更してしまうことは、入所者に対するサービス低下に繋がる。また、通所施設は複数施設の一括管理により、効率的・安定的に人材を確保することが可能となる。さらに、川口市高齢者総合福祉センター(サンテピア)や社会福祉センター等は、地域ごとに設置された「れんげそう」や「たたら荘」が併設する施設であり、施設ごとに異なった指定管理者を導入することは、相互の連携を密とした一体的な管理運営に支障を来すなど、効率的な運営が望めなくなることも随意指定契約とした理由である。『川口市指定管理者制度運用指針』においても、「非公募に

よる選定も可能な施設」とされている。』との回答であった。

しかしながら、そもそも指定管理者制度は「住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり（「指定管理者制度の運用について（平成2年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知）（抄）」、近隣自治体の指定管理者運用ガイドラインを参照しても、指定管理者の募集は公募を原則として、例外的な取り扱いは極めて限られたケースに限定している（※1※2）。

また、指定管理者の運営ガイドラインについて例外的な取り扱いを比較的広くとらえている自治体についても、契約の適否について選定委員会にかけるなど公平性を確保する対応を行っている（※3）。

従って、川口市においても無条件で非公募とするのではなく、少なくとも選定について委員会に諮問・評価する、さらに最終的には「川口市指定管理者制度運用指針」を見直し、公募とするなどの対応を行うことが望ましい。

※1…さいたま市指定管理者取扱要綱では「法令等で管理者が特定される場合、近隣ではかに類似業務を行う事業者がないと見込まれる場合、その他緊急性を有する場合」など極めて限られた場合のみ非公募としている。

※2…特別養護老人ホームについて指定管理者の公募を行っているケースは以下の自治体が一例である。

（例）和光市福祉の里（和光市）、京都市菊浜特別養護老人ホーム（京都市）

※3…例えば福井市「指定管理者運営ガイドライン」では、選任について選定委員会に諮問し、事後的にも第三者による評価を実施している。

3. 介護保険事業の財務及び事務の執行について

(1) 介護保険制度の概要

急速な高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化、いわゆる「社会的入院」の問題など介護ニーズはますます増大していた。その一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきた。そこで、高齢者の介護の問題を一部の限られた人の問題として捉えるのではなく、高齢者を等しく社会の構成員として捉えながら、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成9年に介護保険法が成立し、平成12年4月から施行されている。介護保険制度は、①利用者が自らサービスの種類や事業者を選んで契約を結んで利用すること、②介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作り、医療・福祉のサービスを総合的に利用すること、③民間企業、農協、生協、NPOなど多様な事業者によりサービスが提供されること、④所得にかかわらず原則1割の利用者負担とすること等を主な特徴とする利用者本位の仕組みとして創設された。

介護保険制度は、令和5年度で施行から24年目を迎えたが、この間、65歳以上高齢者人口が約1.7倍に増加する中で、介護保険サービス利用者数は約3.5倍に増加するなど、高齢者の生活になくってはならないものとして、定着・発展してきている。今後、高齢化が一層進展するとともに、生産年齢人口の著しい減少が見込まれていることから、老後の生活の安心を支える介護保険制度は、今後より一層重要となっていくものと考えられる。このため、地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の更なる深化・推進を図るとともに、介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性を確保するための見直しなどが講じられている。

とりわけ介護保険制度と地域との向き合い方については、平成17年改正によって創設された介護保険と地域づくりを結ぶ仕組みとしての地域支援事業が挙げられる。地域支援事業は、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成18年度より市町村が実施しており、具体的には、①介護予防事業（平成26年改正により介護予防・日常生活支援総合事業に再編）、②包括的支援事業、③任意事業が行われている。例えば、地域の高齢者が通いの場に集まって運動器の機能向上、口腔機能向上、認知症・閉じこもり予防などのための介護予防プログラムを実施することは、それ自体、高齢者の健康を維持・増進する効果があるほか、継続的に顔見知りの方が集まることによる、地域において人と人とがつながる場を創出することでもある。比較的元気な高齢者が、若い世代と一緒に地域の世帯の掃除やゴミ出しの活動を一緒にすれば、助かる人が増えるだけでなく、多世代交流のきっかけが生まれる。こうした活動同士が縦横に連携、呼応していくことは、全ての世代が安心して暮らしを営むことができる「地域づくり」につながる。地域の実情に応じ、住民などの多様な主体の参画を得、多様なサービスの充実により地域の支え合い体制を充実する方向性は、地域包括ケアシステムを通じて、地域共生社会の構築へとつながっている。

(2) 川口市の介護保険の現況

①川口市の要支援・要介護認定者数について

川口市の最近5年度の要支援・要介護認定者数は、以下のとおりである。

各年度の要介護度別認定者数

(単位：人)

要介護・要支援区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
要支援1	2,412	2,414	2,532	2,681	2,902
要支援2	2,441	2,532	2,513	2,442	2,559
要介護1	5,235	5,513	5,668	5,753	5,843
要介護2	4,404	4,527	4,613	4,642	4,748
要介護3	3,205	3,385	3,558	3,683	3,649
要介護4	2,747	2,872	3,012	3,119	3,191
要介護5	2,392	2,223	2,231	2,241	2,364
認定者数計	22,836	23,466	24,127	24,561	25,256
うち第1号被保険者数	22,213	22,815	23,471	23,915	24,595
第1号被保険者数合計	138,942	139,301	139,313	139,136	139,192
認定率(注)	16.0%	16.4%	16.8%	17.2%	17.7%

(注)認定率は、認定者数計のうち第1号被保険者数を第1号被保険者数合計で除して算出している。

川口市の要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和5年度では、25,256人となっている。これは、第8期計画の見込値である26,170人に比べて900人ほど下回る数となっている。要介護度別に令和5年度の人数を前年度と比較すると、要介護3を除き増加がみられ、中でも要支援1で221人増、次いで要介護5が123人増となっている。

要支援・要介護認定者の増加に伴い認定率も増加しており、令和5年度では17.7%となっている。

要介護認定の審査判定基準は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令により、1日当たりの要介護認定等基準時間等により定められている。川口市では、それぞれの要介護度を具体例で示している。

要介護度	要介護認定等基準時間 (1日当たり)	状態の目安となる具体例
非該当 (自立)	非該当	●自立している。
要支援1	要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。以下同じ。)又はこれに相当すると認められる状態	●食事や排泄はほとんど自分でできる。 ●掃除など身の回りの世話の一部に介助が必要ではあるが、身体機能の改善が見込める。

要介護度	要介護認定等基準時間 (1日当たり)	状態の目安となる具体例
要支援 2	要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態	●食事や排泄はほとんど自分でできる。 ●立ち上がりなどに支えが必要。 ●掃除など身の回りの世話に何らかの介助が必要ではあるが、身体機能の改善が見込める。
要介護 1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。以下同じ。）又はこれに相当すると認められる状態	●食事や排泄はほとんど自分でできる。 ●立ち上がりなどに支えが必要。 ●身の回りの世話への介助は部分的ではあるが、けがや病気で心身が不安定であったり、理解力の低下が見られることがある。
要介護 2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態	●食事や排泄に介助が必要なことがある。 ●身の回りの世話全般に介助が必要。 ●立ち上がりや歩行に支えが必要。
要介護 3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態	●食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりなどがほとんど自分ひとりではできない。 ●歩行が自分ひとりではできないことがある。
要介護 4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態	●食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりなどがほとんどできない。 ●歩行が自分ひとりではできない。 ●問題行動や全般的な理解力の低下が見られることがある。
要介護 5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態	●食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がり、歩行などがほとんどできない。 ●問題行動や全般的な理解力の低下が見られることがある。

(参考：川口市令和5年度版はつらつ介護保険他)

要介護認定等基準時間とは、当該被保険者に対する認定調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する1日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

- 一 入浴、排せつ、食事等の介護
- 二 洗濯、掃除等の家事援助等
- 三 徘徊（はいかい）に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- 四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- 五 輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助等

（３）被保険者について

介護保険の被保険者は、６５歳以上の者（第１号被保険者）と、４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者（第２号被保険者）であり、対象者と介護保険の受給要件は以下のとおりである。

	第１号被保険者	第２号被保険者
対象者	６５歳以上の者	４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者
受給要件	日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた者	脳血管疾患など加齢に伴う１６種類の病気（特定疾病（注））が原因で、日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた者

（注）特定疾病

１．がん※	９．脊柱管狭窄症
２．関節リウマチ	１０．早老症
３．筋萎縮性側索硬化症	１１．多系統萎縮症
４．後縦靱帯骨化症	１２．糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
５．骨折を伴う骨粗鬆症	１３．脳血管疾患
６．初老期における認知症	１４．閉塞性動脈硬化症
７．進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	１５．慢性閉塞性肺疾患
８．脊髄小脳変性症	１６．両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

(4) 介護保険事業特別会計の最近3年間の歳入歳出決算の状況

介護保険法は、保険者である市町村及び特別区に対して介護保険に関する歳入及び歳出について、特別会計を設けることを求めている。特別会計とは、特定の歳入で事業を行う場合又は保険料等の特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する会計区分で、法律や条例に基づいて設置しているものである。川口市介護保険事業特別会計の令和3年度から令和5年度の歳入歳出決算の状況は以下のとおりである。

歳入

(単位：千円)

科目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
介護保険料	9,465,726	9,405,070	9,491,372	9,433,291	9,442,440	9,436,153
国庫支出金	8,630,093	8,574,017	8,981,109	9,088,772	9,417,519	9,287,430
支払基金交付金	10,944,468	10,348,264	11,186,181	10,581,179	11,359,340	11,002,237
県支出金	6,075,806	5,986,233	6,184,046	6,255,121	6,253,162	6,258,343
財産収入	869	868	50	79	2,292	2,292
一般会計繰入金	6,663,631	6,322,002	6,780,856	6,502,479	6,905,349	6,739,172
基金繰入金	494,184	494,184	540,425	540,425	399,709	399,709
繰越金	1,531,751	1,531,751	1,346,295	1,346,295	1,525,657	1,525,657
諸収入	28,339	29,366	26,109	33,372	21,498	41,705
歳入合計	43,834,867	42,691,759	44,536,443	43,781,016	45,326,966	44,692,701

歳出

(単位：千円)

科目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額
総務費	908,700	830,511	898,028	861,022	938,086	917,115
保険給付費	39,360,961	37,275,205	40,360,210	38,353,819	40,964,921	39,799,389
地域支援事業費	1,992,289	1,695,544	1,880,707	1,669,808	1,834,930	1,695,682
基金積立金	1,168,314	1,168,313	704,593	704,592	674,646	674,646
諸支出金	384,603	375,888	672,905	666,116	894,382	888,212
予備費	20,000	0	20,000	0	20,000	0
歳出合計	43,834,867	41,345,463	44,536,443	42,255,359	45,326,966	43,975,047
歳入歳出差額	0	1,346,295	0	1,525,657	0	717,653

(5) 川口市介護保険保険給付費等支払基金

川口市介護保険保険給付費等支払基金（以下「基金」という。）は、川口市介護保険事業の保険給付費支払金及び地域支援事業費支払金の不足に充当するための基金であり条例で設置されている。基金として積み立てる額は、毎年度川口市介護保険事業

特別会計（以下「特別会計」という。）において生じた剰余金の範囲内で、特別会計歳入歳出予算で定める。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされている。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとされている。

基金設置以降の基金の異動状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

年 度	当年度積立額				当年度 取崩額	当年度末 残高
	積立	運用収益	その他	計		
平成 1 2 年度	150,000	0	0	150,000	0	150,000
平成 1 3 年度	447,971	149	0	448,120	0	598,120
平成 1 4 年度	266,181	849	0	267,030	427,762	437,389
平成 1 5 年度	25,677	587	0	26,264	0	463,653
平成 1 6 年度	221,074	581	0	221,655	174,500	510,809
平成 1 7 年度	56,620	372	0	56,992	174,500	393,302
平成 1 8 年度	81,067	688	0	81,756	0	475,058
平成 1 9 年度	318,423	2,916	0	321,340	0	796,398
平成 2 0 年度	449,483	5,632	0	455,116	0	1,251,514
平成 2 1 年度	207,056	7,754	0	214,811	50,000	1,416,325
平成 2 2 年度	213,401	6,901	0	220,303	200,000	1,436,628
平成 2 3 年度	311,724	4,613	298,317	614,655	391,700	1,659,583
平成 2 4 年度	121,064	4,228	0	125,293	221,161	1,563,715
平成 2 5 年度	694,809	2,510	0	697,320	507,900	1,753,135
平成 2 6 年度	804,027	2,279	0	806,306	712,000	1,847,441
平成 2 7 年度	963,152	3,710	0	966,863	221,682	2,592,622
平成 2 8 年度	517,524	3,213	0	520,738	319,113	2,794,248
平成 2 9 年度	694,942	2,778	0	697,720	396,823	3,095,146
平成 3 0 年度	657,484	2,511	0	659,995	679,385	3,075,756
令和 元 年度	521,289	2,570	0	523,860	1,430,064	2,169,552
令和 2 年度	1,109,930	1,736	0	1,111,666	1,544,334	1,736,885
令和 3 年度	1,167,445	868	0	1,168,313	494,184	2,411,015
令和 4 年度	704,544	48	0	704,592	540,425	2,575,183
令和 5 年度	672,354	2,292	0	674,646	399,709	2,850,120

（注）平成 2 3 年度の当年度積立額「その他」は、合併による旧鳩ヶ谷市基金残高移行分である。

令和 3 年度から令和 5 年度までの基金の積立及び取崩の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

年月日	摘 要	金額（△は取崩）
令和４年 ３月 30 日	３月補正予算による積立 （令和２年度決算剰余金）	1,167,445,365
令和４年 ３月 30 日	３年度当初予算、３月補正予算計上分	△494,184,000
令和５年 ３月 30 日	３月補正予算による積立 （令和３年度決算剰余金）	693,413,237
令和５年 ３月 30 日	３月補正予算による積立 （保険者機能強化推進交付金及び介護 保険保険者努力支援交付金による第１ 号被保険者保険料の剰余金）	11,131,000
令和５年 ３月 30 日	４年度当初予算、３月補正予算計上分	△ 540,425,000
令和５年 10月 20 日	９月補正予算による積立（支払基金追 加交付）	25,056,088
令和６年 ３月 25 日	３月補正予算による積立 （令和４年度決算剰余金）	647,298,055
令和６年 ３月 25 日	５年度当初予算、３月補正予算計上分	△ 399,709,000

最近３年度の運用収益（財産収入）の明細

年度	金融機関名／計算期間	計算根拠	利率 （％）	運用収益 （円）
令和 ３年度	川口信用金庫 本店営業部 期間 365 日（3/30～3/30）	1,736,885,771 円 の利子分	0.050	868,442
令和 ４年度	青木信用金庫 本店営業部 期間 365 日（3/30～3/30）	2,411,015,578 円 の利子分	0.002	48,220
令和 ５年度	青木信用金庫 本店営業部 期間 361 日（3/30～3/25）	2,575,183,035 円 の利子分	0.09	2,292,265
	青木信用金庫 本店営業部 期間 157 日（10/20～3/25）	25,056,088 円 の利子分	0.002	215

（意見１－１０） 基金の計画的な使用について

基金として積み立てる額は、毎年度川口市介護保険事業特別会計において生じた剰余金の範囲内で、特別会計歳入歳出予算で定めることとされているが、当初予算で計上された金額以上に剰余金が生じた場合には、補正予算で増額し基金を積み立てている。令和３年度から令和５年度までの基金の積立額は、いずれも決算から生じた剰余金を補正予算で積み立てたものであり、決算において歳入が歳出を超過した結果であ

る。もちろん、特別会計の財務安定性の観点からは、剰余金が多額に発生し、その分を基金に積み立て将来に備える基金を多く保有することは必要とも言える。しかし、一方、保険給付費を多く見積もることにより、その分介護保険料も多額に徴収しているとも言えるので、特に補正予算で積み立てた基金については、その時期を大きく遅れることなく取り崩して次期の保険料基準額を低減できるように、保険料負担者への還元の観点から引き続き検討が必要である。

（意見１－１１） 基金の有利な方法による運用について

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされている。また、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされている。令和３年度から令和５年度までの運用収益は、元本割れの無い金融機関の預金であるが、低金利時代であるものの、「かつ有利」というもう一つの要件を満たしているか疑問である。金融機関への預金より利回りの高い国債等格付けの高い債券等での運用についても検討されたい。

（６）介護保険料について

①給付費の負担割合

介護給付及び予防給付に要する費用（以下「給付費」という。）は、その５０％が公費で、残りの５０％が保険料で賄われる。

公費負担の内訳は、原則として、国が２５％（給付費に対する負担として２０％、調整交付金として５％）、都道府県と市町村がそれぞれ１２.５％となっている。また、介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係る介護給付及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る予防給付に要する費用については、国が２０％（給付費に対する負担として１５％、調整交付金として５％）、都道府県が１７.５％と市町村が１２.５％となっている。

一方、保険料については、第１号被保険者については、「保険料」として市町村が徴収するが、第２号被保険者に係る保険料については、「介護給付費交付金」として市町村に交付される。

給付費の負担割合をまとめると次のとおりとなる。

財源		負担割合	
公費	国の負担金	５０.０％	２５.０％ （２０.０％（注１））
	都道府県の負担金		１２.５％ （１７.５％（注１））
	市町村の負担金		１２.５％

財源		負担割合	
保険料	第1号被保険者の保険料	50.0%	23.0%（注2）
	介護給付費交付金 （第2号被保険者の保険料）		27.0%（注2）

（注1）「（20.0%）、（17.5%）」は、介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係る介護給付及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る予防給付の負担割合
（注2）「第1号」と「第2号」の負担割合（23.0%、27.0%）は、平成30年度からの数値

②介護保険の被保険者の保険料徴収方法

介護保険の被保険者の保険料徴収方法は、下記の表のとおりである。

被保険者区分		介護保険料納付方法					
第1号被保険者	特別徴収	老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の者 年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれる。					
		仮徴収			本徴収		
		4月 （1期）	6月 （2期）	8月 （3期）	10月 （4期）	12月 （5期）	2月 （6期）
	普通徴収	老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の者等 被保険者が口座振替又は納付書で納付					
第2号被保険者		医療保険者が医療保険の規定により徴収					

令和5年度の第1号被保険者の特別徴収者

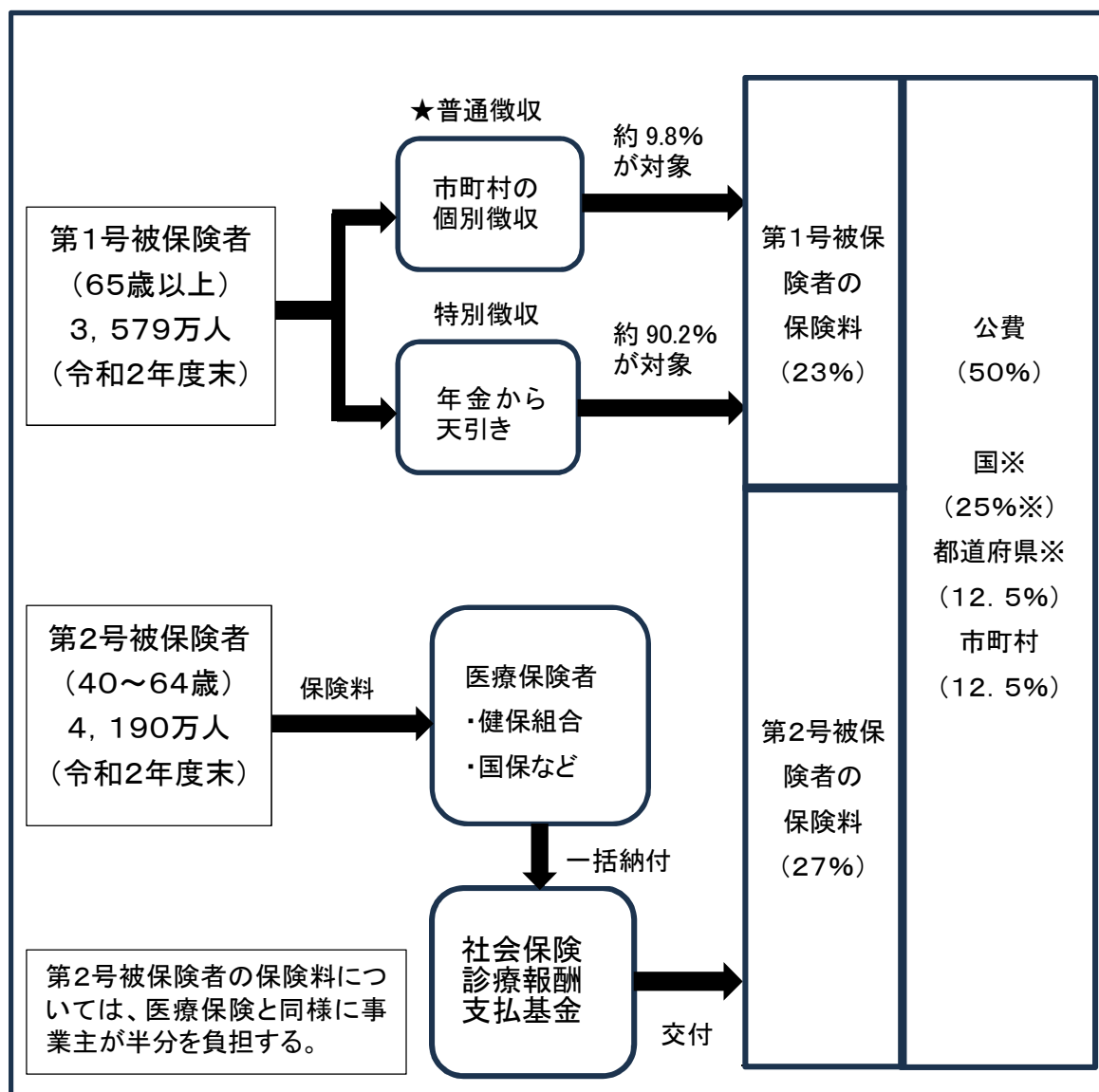
所得段階	調定者数（人）	特別徴収者数 （人）	特別徴収者数割合 （%）
第1段階	27,808	19,893	71.5
第2段階	11,170	10,832	97.0
第3段階	10,645	10,395	97.7
第4段階	17,582	13,990	79.6
第5段階	16,589	16,320	98.4
第6段階	19,445	17,309	89.0
第7段階	7,138	6,492	90.9
第8段階	9,679	8,427	87.1
第9段階	6,195	5,020	81.0
第10段階	4,230	3,371	79.7
第11段階	3,071	2,430	79.1

所得段階	調定者数（人）	特別徴収者数 （人）	特別徴収者数割合 （％）
第 1 2 段階	2, 172	1, 724	79. 4
第 1 3 段階	1, 571	1, 236	78. 7
第 1 4 段階	1, 031	776	75. 3
第 1 5 段階	1, 325	978	73. 8
第 1 6 段階	1, 426	1, 043	73. 1
第 1 7 段階	3, 146	2, 322	73. 8
過年度賦課	927	0	0. 0
合計	145, 150	122, 558	84. 4

③介護保険料の算定方法

第 1 号被保険者に対する介護保険料は、政令で定める基準に従い、条例で定める保険料額を市町村が課することとされている。保険料基準額は 3 年毎に改定され、原則事業計画期間の 3 年間は固定である。このため、概ね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるように計算される。第 1 号被保険者の保険料は、所得状況等に応じ区分して設定されるが、川口市では 1 7 段階に区分して保険料が設定されている。なお、第 2 号被保険者に対する介護保険料については、各医療保険者が徴収している。

介護保険料徴収の仕組みを図示すると以下のとおりとなる。



- (注1) 第1号被保険者数及び第2号被保険者数並びに普通徴収及び特別徴収の割合は、厚生労働省資料による。
- (注2) 原則として、★普通徴収からのみ、収入未済額、不納欠損額が生じることになる。

④保険料基準額の算定

したがって、川口市は、介護保険事業に要する費用に充てるために、保険料を徴収しなければならず、保険料は、以下の算式に基づいて算出された基準額に被保険者の該当する所得段階に定める負担割合を乗じて得た額となる。

基準額は、計画期間ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとされており、以下の算式で算出される。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{予定保険料収納率(98\%)} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}}$$

保険料収納必要額を予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して得た額を、第1号被保険者全体で負担することになる。つまり保険料の収入未済額については、納付者がその分も負担することになる。

第8期及び第9期の基準額の計算は、以下のとおりである。

(単位：円)

項目	算式	第8期	第9期
保険料収納必要額	①	29,878,130,491	30,068,954,958
予定保険料収納率	②	98.00%	98.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	③	430,119	420,822
基準額(年額)	④＝①÷②÷③	70,890	72,920
基準額(月額)	④÷12	5,907	6,076

川口市における第1期からの基準額の推移を示すと次のとおりである。

川口市の基準額の推移

(単位：円)

期数	期間	月額	年額
第1期	平成12年度～平成14年度	2,566	30,800
第2期	平成15年度～平成17年度	3,083	37,000
第3期	平成18年度～平成20年度	3,925	47,100
第4期	平成21年度～平成23年度	4,050	48,600
第5期	平成24年度～平成26年度	4,760	57,120
第6期	平成27年度～平成29年度	4,950	59,400
第7期	平成30年度～令和2年度	5,230	62,760
第8期	令和3年度～令和5年度	5,907	70,890
第9期	令和6年度～令和8年度	6,076	72,920

第8期（令和3年度～令和5年度）の第1号被保険者の介護保険料

（単位：円）

所得段階	対象者	基準額に 対する負 担割合	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護を受給している ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.28	19,840
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下	0.45	31,900
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.70	49,620
第4段階	本人は市民税非課税（世帯に課税者あり）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.85	60,250
第5段階	本人は市民税非課税（世帯に課税者あり）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額	70,890
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満	1.10	77,970
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上150万円未満	1.25	88,610
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上200万円未満	1.40	99,240
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.50	106,330
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.60	113,420
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.70	120,510
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	127,600

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	保険料 (年額)
第 1 3 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 450 万円未満	1. 90	134, 690
第 1 4 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 450 万円以上 500 万円未満	2. 00	141, 780
第 1 5 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満	2. 10	148, 860
第 1 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	2. 20	155, 950
第 1 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上	2. 30	163, 040

(注) 第 1 ～第 3 段階の負担割合及び保険料は公費軽減後のものである。

(参考) 第 9 期 (令和 6 年度～令和 8 年度) の第 1 号被保険者の介護保険料

(単位：円)

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	保険料 (年額)
第 1 段階	・生活保護を受給している ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	0. 285	20, 780
第 2 段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下	0. 485	35, 360
第 3 段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超	0. 685	49, 950
第 4 段階	本人は市民税非課税 (世帯に課税者あり) で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	0. 85	61, 980
第 5 段階	本人は市民税非課税 (世帯に課税者あり) で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超	基準額	72, 920

所得段階	対象者	基準額に 対する負 担割合	保険料 (年額)
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満	1. 10	80, 210
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1. 30	94, 790
第 8 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1. 50	109, 380
第 9 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	1. 70	123, 960
第 1 0 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	1. 90	138, 540
第 1 1 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	2. 10	153, 130
第 1 2 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2. 30	167, 710
第 1 3 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満	2. 40	175, 000
第 1 4 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 820 万円以上 1, 000 万円未満	2. 60	189, 590
第 1 5 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1, 000 万円以上 1, 500 万円未満	2. 70	196, 880
第 1 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1, 500 万円以上 2, 000 万円未満	2. 80	204, 170
第 1 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 2, 000 万円以上	3. 00	218, 760

(注) 第 1～第 3 段階の負担割合及び保険料は公費軽減後のものである。

第 9 期においては、基準額が 70, 890 円から 72, 920 円へ 2, 030 円増加したために、すべての所得段階で年額保険料は増加している。ただし、同じ 1 7 段階区分ではあるが、第 8 期では前年の合計所得金額 800 万円以上の者が最高所得段階だったが、今回の基準額増加の負担を高所得者へ多く配分しており、第 1 3 段階以上で負担割合が上昇している。

第 1 7 段階の前年の合計所得金額 2, 000 万円以上の者では、第 8 期の年額保険料が 163, 040 円、第 9 期の年額保険料が 218, 760 円と 55, 720 円増（前年比 3 4. 1 %増）

となっている。

(意見 1－12) 基準額低減のための予定保険料収納率の向上について

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の上昇を抑えるためには、基準額低減のための予定保険料収納率も上げることが必要である。川口市の予定保険料収納率は、第8期から第9期まで98%に留まっているが、今後、介護保険料回収のための人員増加による徴収不納額及び不納欠損額の削減や予防介護の充実による保険料収納必要額の抑制により予定保険料収納率をなお一層引き上げることに尽力することが必要である。

(意見 1－13) 広報誌（パンフレット）への正確な情報開示について

広報誌（はつらつ介護保険～いつまでも住みなれたこのまちで～）における基準額の算式の明示においては、本来は、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を第1号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものの「予定保険料収納率で除して」が省略されている。実際は、保険料収納必要額を予定保険料収納率（98%）で除することで、保険料総額は増加しており、その金額を第1号被保険者が負担することになっている。「川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においては、正確な算式が示されており、広報誌（はつらつ介護保険～いつまでも住みなれたこのまちで～）においても正確に表記することが望まれる。

⑤年度別介護保険料総額（調定額）、収入済額、収入未済額、不納欠損額

令和3年度から令和5年度までの年度別介護保険料総額（調定額）、収入済額、収入未済額及び不納欠損額は、以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	区分	調定額	収入済額	収入未済額	不納欠損額
令和3年度	過年度分	251,450	47,024	105,486	98,939
	現年度分	9,467,510	9,358,045	109,464	0
	計	9,718,961	9,405,070	214,951	98,939
令和4年度	過年度分	233,293	46,841	105,218	81,233
	現年度分	9,489,368	9,386,450	102,892	25
	計	9,722,661	9,433,291	208,110	81,259
令和5年度	過年度分	227,559	51,477	95,195	80,886
	現年度分	9,474,264	9,384,676	89,587	0
	計	9,701,823	9,436,153	184,783	80,886

一方、川口市の市税に関する収入未済額、不納欠損額の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	調定額	収入済額	収入未済額	不納欠損額
令和３年度	99,656,224	97,533,184	1,876,328	246,711
令和４年度	102,872,566	100,945,457	1,796,150	130,958
令和５年度	104,373,602	102,540,590	1,691,990	141,021

上記２表から以下の数値を単純に算出すると以下のとおりとなる。

	調定額に対する収入未済額の割合		調定額に対する不納欠損額の割合		収入未済額に対する不納欠損額の割合	
	介護保険料	市税	介護保険料	市税	介護保険料	市税
令和３年度	2.2%	1.9%	1.0%	0.2%	46.0%	13.1%
令和４年度	2.1%	1.7%	0.8%	0.1%	39.0%	7.3%
令和５年度	1.9%	1.6%	0.8%	0.1%	43.8%	8.3%

介護保険料の調定額に対する収入未済額の割合は、市税とそれほど差はない。しかし、収入未済額が不納欠損額につながってしまう割合が、介護保険料が市税を大きく超過しているために、不納欠損割合が高く算出される結果となっている。

介護保険料の不納欠損の要因は以下のとおりである。

最近３年度の要因別件数不納欠損額

(単位：円)

欠損事由	令和３年度	令和４年度	令和５年度
時効等	98,939,259	81,259,054	80,886,804
合 計	98,939,259	81,259,054	80,886,804

(注) 令和５年度の不納欠損額については、全額が時効によるものである。

(意見１－１４) 滞納介護保険料の回収に関する組織体制等の整備について

介護保険料の収入未済及び不納欠損は、介護保険第１号被保険者のうち老齢年金等の年金収入が年額１８万円未満の被保険者などの普通徴収対象者から生じる。したがって、滞納介護保険料の回収については、対象者が６５歳以上の高齢者で、かつ、６５歳未満のいわゆる生産年齢該当者に比して所得が高くなく、今後就労の見込みも薄いかに保険料を納付いただく必要がある。そのためには、介護保険制度維持における保険料の必要性を周知し、滞納介護保険料については、督促・催告・債権移管・滞納処分における一連の流れや現在執り行っている滞納処分のノウハウを継承するためのマニュアルを整備し、滞納整理に専念できる職員配置の整備を早急に行う必要がある。

(意見１－１５) 滞納整理早期着手の徹底について

介護保険料については、令和３年度から令和５年度までの３年間で平均的に収納未

済額の40%ほどが不納欠損額につながっている。これは、対象者が65歳以上の被保険者であること、市税の消滅時効が5年であるのに対して、介護保険料の消滅時効は2年と短いこと、そして市税と異なり非課税のかたにも保険料が賦課されることが理由として考えられる。そのため滞納整理の早期着手、滞納処分などによる時効の中断を効率的に適時に実行していかないと、早々に時効期限が到来して不納欠損という事態になりかねない。保険料を負担している被保険者間の公平を期すためにも、滞納整理の早期着手を実施していく必要がある。

（意見1－16） 口座振替利用の促進について

年金収入が年額18万円未満の被保険者については、保険料の徴収方法として特別徴収をすることはできず、納付書による納付、もしくは事前に手続した口座振替による納付となる。口座振替は、口座引き落とし時点で残高が不足している場合、収入未済になるが、納付書納付に比して収入未済となる確率は低い。年金収入が年額18万円未満の被保険者を含む普通徴収者に対して、口座振替の利便性を強くアピールし利用の促進を図ることが必要である。

（7）要介護認定手続について

①要介護認定の流れ

介護サービス（介護・予防給付）を受けようとする被保険者は要介護（要支援）者に該当すること及びその該当する要介護（要支援）状態区分について市町村の認定を受けなければならない。被保険者から市町村への申請書が提出された場合、市町村は、認定調査員（指定居宅介護支援事業者等に委託可能）による心身の状況調査（認定調査）に基づくコンピュータ判定（一次判定）を行う。その後、医療・保健・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、特記事項及び主治医意見書に基づき審査判定（二次判定）を行う。介護認定の申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

要介護認定の流れを図示すると以下のとおりである。

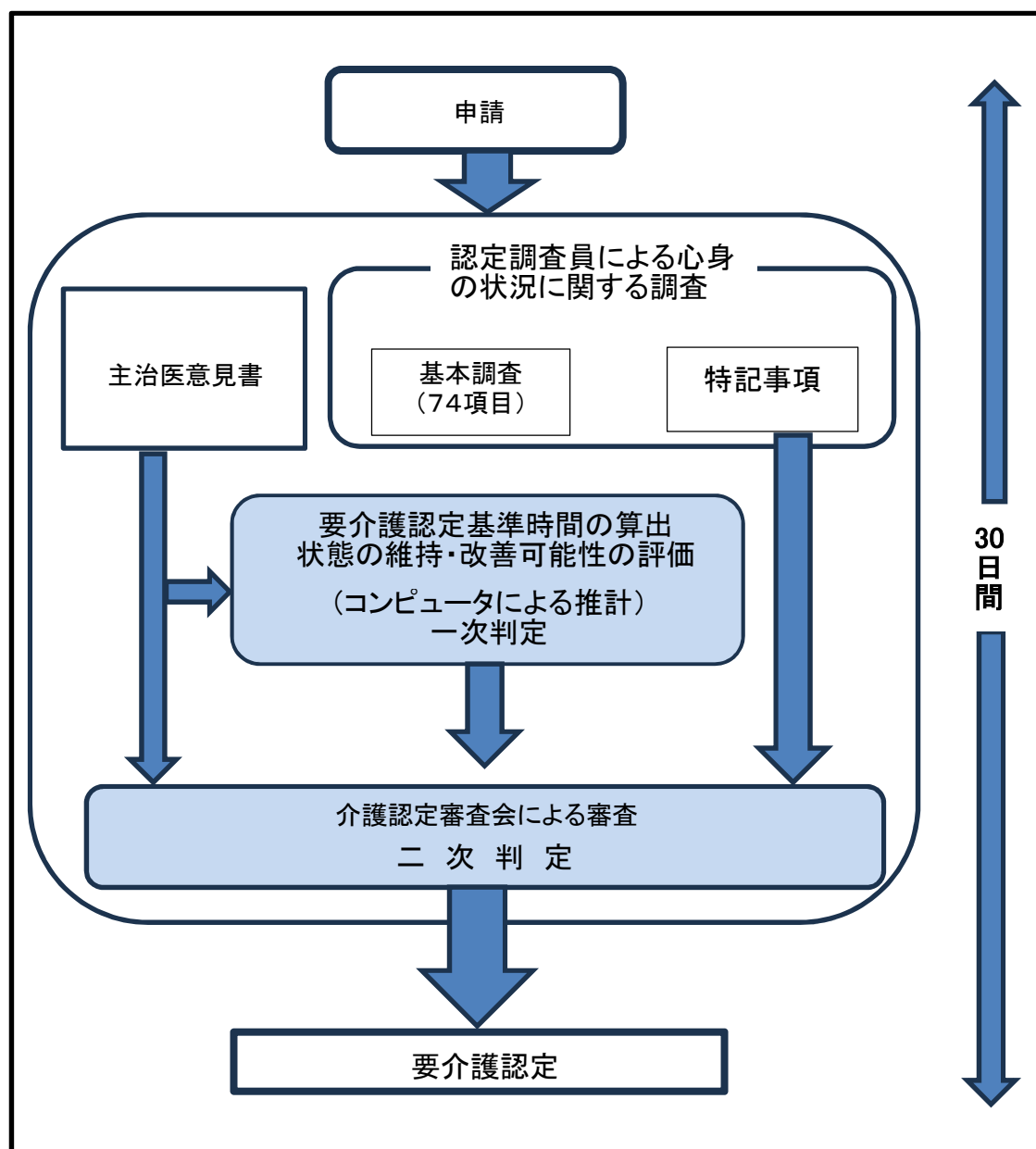
川口市における申請から処分までの処理期間（最近3年間）

年度	処理期間
令和3年度	43.3日
令和4年度	45.0日
令和5年度	50.3日

令和5年度埼玉県内政令市、中核市の平均認定日数

	令和2年国勢調査人口	令和5年度平均認定日数
川口市	594,274 人	50.3 日
さいたま市	1,324,025 人	43.0 日
川越市	354,571 人	47.5 日
越谷市	341,621 人	54.5 日

(出典：市提出資料)



(参考：厚生労働省ホームページ)

令和５年度全国中核市（川口市介護保険課入手の中核市に限る。）の処理期間

順位	都道府県	市町村	人口	期間	順位	都道府県	市町村	人口	期間
1	兵庫県	明石市	306,821	29.6	27	青森県	八戸市	216,596	41.2
2	福岡県	久留米市	300,516	31.8	28	兵庫県	西宮市	481,134	41.6
3	奈良県	奈良市	348,285	32.2	29	秋田県	秋田市	295,065	42.0
4	鹿児島県	鹿児島市	592,631	32.4	30	北海道	旭川市	318,088	42.4
5	福井県	福井市	254,502	33.8	31	沖縄県	那覇市	313,463	43.0
6	大阪府	豊中市	405,982	33.8	32	高知県	高知市	314,116	43.2
7	群馬県	前橋市	328,996	33.9	33	島根県	松江市	194,807	44.2
8	石川県	金沢市	442,895	34.1	34	福島県	福島市	266,120	44.3
9	長崎県	佐世保市	234,504	34.1	35	愛知県	一宮市	377,661	44.6
10	香川県	高松市	417,963	34.2	36	大阪府	東大阪市	477,684	44.9
11	大分県	大分市	473,101	34.6	37	栃木県	宇都宮市	514,157	45.0
12	千葉県	柏市	435,633	36.1	38	大阪府	吹田市	382,491	45.5
13	広島県	福山市	456,265	36.5	39	岐阜県	岐阜市	399,492	45.6
14	山口県	下関市	245,275	36.6	40	神奈川県	横須賀市	381,052	45.7
15	和歌山県	和歌山市	354,837	37.4	41	青森県	青森市	265,073	45.8
16	千葉県	船橋市	648,594	37.9	42	岩手県	盛岡市	278,410	45.9
17	山梨県	甲府市	183,984	37.9	43	広島県	呉市	203,549	46.3
18	東京都	八王子市	559,526	38.2	44	福島県	いわき市	304,781	48.3
19	茨城県	水戸市	267,902	38.5	45	宮崎県	宮崎市	395,060	49.9
20	山形県	山形市	236,855	39.2	46	埼玉県	川口市	607,279	50.3
21	愛知県	豊田市	415,853	39.5	47	大阪府	八尾市	260,074	51.5
22	大阪府	高槻市	346,189	40.0	48	長野県	長野市	363,343	52.4
23	北海道	函館市	238,213	40.1	49	福島県	郡山市	313,467	53.1
24	長崎県	長崎市	393,052	40.3	50	富山県	富山市	404,870	54.5
25	兵庫県	姫路市	524,149	40.8	51	埼玉県	越谷市	342,681	54.7
26	滋賀県	大津市	343,371	41.0	52	愛知県	岡崎市	383,141	60.8

（出典：市提出資料）

上記のとおり、令和５年度末時点の日数で確認の取れた中核市のうち、申請から処分までの処理期間の長さは、長い方から数えて７番目である。ただし、人口が多ければ、その分申請者数が多くなり、処理の時間を有することは理解でき、川口市の人口は607,279人で千葉県船橋市の648,594人に次いで２番目に多い数となっている。

以下に申請から処分までの処理期間が、６０日を超えた事例をサンプルとして提示する。

申請から処分までの日数が60日を超えた事例

申請から処分までの日数が60日を超えた事例について、介護保険認定審査会支援システムから得られた情報から各日を記載すると以下のとおりである。

案件 番号	認定 申請日	訪問 依頼日	訪問 実績日	意見 依頼日	意見 受理日	認定 審査会日	申請処 分日数
1	5月14日	5月14日	6月7日	5月14日	9月6日	9月25日	134日
2	5月27日	5月27日	7月12日	5月27日	9月18日	10月8日	134日
3	3月22日	3月22日	4月19日	3月22日	9月30日	10月17日	209日

この3つの事例によると、案件2については、最初の訪問の時期で大きな遅れがあり、案件1及び案件3は主治医の意見書の徴収のタイミングで大きな遅れが生じている。

介護保険課として、申請から処分までの処理期間に日数を要している理由について、以下の3点を挙げている。第一に、認定調査（調査票提出）の遅延である。これは、対象者の体調不良や申請後の入院等により調査ができない、あるいは、日程調整の結果として調査日が先の日にちとなっていることが挙げられている。また、調査件数に対して調査員が少ないことも一因となっている。第二に、主治医意見書提出の遅延である。これは、主治医意見書作成のために受診を要する医療機関において、本人の拒否等により受診調整がつかなかったことや、病院を決めるまでに時間を要したこと、単純に病院の文書作成遅延等が原因である。第三に、申請（審査）件数の増加によるものである。高齢者人口の増加に伴い認定者数が増加する中、申請数が高止まりの状況となっており、それに対して審査件数が追いつかない状況となっていることよるとしている。

（意見1－17） 要介護認定の早期化について

要介護認定の遅れは利用者にも事業者にも影響を与えるものであり、各保険者において、要介護認定を速やかかつ適正に実施する必要がある。要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼって効力を有することになるが、暫定ケアプランによって介護サービスを利用した場合、暫定ケアプラン上の要介護度が認定結果よりも高かった場合には差額を被保険者が負担しなければならないなど、不安定な状況に置かれることになる。認定の有効期間及び認定審査の簡素化について、どのような課題があり、どのように見直していくか整理していくことが必要である。

（意見1－18） 介護認定審査会の簡素化について

以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とすることができ旨、厚生労働省の資料に記載がある。認定までの期間の長期化は申請者の増加による介護認定審査会への負担の増加によるところもあり、運用にあたり参考にすることが望まれる。なお、要件に該当する被保険者は以下の者である。

- 【条件①】 第 1 号被保険者である
 - 【条件②】 更新申請である
 - 【条件③】 コンピュータ判定における要介護度が、現在の要介護度と一致している
 - 【条件④】 前回の審査結果の認定有効期間が 1 2 か月以上である
 - 【条件⑤】 コンピュータ判定における要介護度が「要支援 2」又は「要介護 1」である場合は、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「安定」である
 - 【条件⑥】 コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで 3 分以内（重度化キワ 3 分以内）」ではない
- なお、介護認定審査会については、後に詳しく説明する。

（８）要介護認定・要支援認定延期通知書について

介護保険法の規定により、要介護・要支援認定は、介護認定審査会での審査判定結果に基づき、原則として申請日から 30 日以内に行うこととなっている。要介護認定の際に必要な書類（主治医意見書や認定調査票）の準備や審査判定等に時間を要することにより、申請日から 30 日以内に認定できない場合に、介護保険法に基づき、延期理由（認定が遅れている理由）と処理見込期間（認定する日にちの目安）を記載して「延期通知書」等で通知することを求めている。なお、更新申請については、期間の満了日までに新たな要介護・要支援認定を行うことができる場合については、延期通知書を省略して差し支えないとの方針が「平成 23 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」にて言及されていることから、「延期通知書」は未通知でも問題はない。

ただし、認定審査会の日程が決まっているケースについては、通知により審査会が延期されるなどの市民の認識の相違を避けるために、認定調査の日程が未決定のケース（川口市が調査をする場合のみ）については、日程調整の電話連絡と合わせて遅延理由を説明するために通知を省略していた。

なお、現在では、「認定審査会の日程が決まっているケース」及び「認定調査の日程が未決定のケース」については、通知の送付を行うように見直しがされている。

年度	区分	申請件数	申請件数のうち 処分まで 30 日 を超えた件数	延期通知書 発送件数
令和 3 年度	新規	7,236	6,314	3,333
	区分変更	2,180	1,852	686
	更新	10,335	9,728	467
	計	19,751	17,894	4,486

年度	区分	申請件数	申請件数のうち 処分まで30日 を超えた件数	延期通知書 発送件数
令和4年度	新規	7,763	7,284	3,094
	区分変更	2,247	2,115	587
	更新	13,848	13,718	339
	計	23,858	23,117	4,020
令和5年度	新規	8,122	7,742	2,639
	区分変更	2,304	2,234	488
	更新	12,424	12,420	470
	計	22,850	22,396	3,597

(指摘1－2) 認定申請の処分の見込期間の遅延通知

要介護認定に関する被保険者からの申請に対する処分（要介護（要支援）の状態区分決定）は、その申請があった日から30日以内に認定できない場合に、介護保険法に基づき、延期理由（認定が遅れている理由）と処理見込期間（認定する日にちの目安）を記載して「延期通知書」等で通知することを求めている。ただし、更新申請の場合のみ申請日から30日以内に認定がされない場合であっても、現在の有効期間内に認定がされるときは、延期通知書を省略して差し支えないとの方針が示されている。

ただし、川口市においては、30日を過ぎていてもその時点で認定審査会の日程が決まっているケースや認定調査の日程が未決定のケース（川口市が調査をする場合のみ）については、通知が省略されていた。通知と審査会が前後してしまいトラブルの原因となったことや、認定調査の日程調整の電話連絡時に遅延理由を説明していたことなどがその理由となっている。現在は、通知の送付を行うように見直しがされているものの、更新申請の一部を除き、「延期通知書」等で通知は法定されており、申請者に誤解を与えない文言等工夫をして通知することが必要である。

(9) 介護認定審査会について

①介護認定審査会における介護認定審査の概要

介護サービスの利用を希望する場合は、介護保険認定申請が必要となる。申請後、市職員等の認定調査員が、本人の心身の状態を実際に確認し、家族等に普段の生活、家族環境等について話を聞いて調査を行う。これらの調査結果と、主治医による意見書に基づいて、コンピュータによる一次判定を行う。

その後、一次判定結果、認定調査票及び主治医意見書を基に医療・保健・福祉の専門家が集まった介護認定審査会において二次判定を行い、要介護度を決定し、認定結果通知がなされる。

介護認定審査会における二次判定では、コンピュータでは必ずしも完全には判断できない特記事項の内容等を踏まえた実質的な介護の手間について、一次判定結果及び認定調査並びに主治医意見書を基に、審査を実施している。

②介護認定審査会の概要

要介護・要支援認定は、市町村職員等による「認定調査」及び医師の「主治医意見書」をもとに、医療・保健・福祉の専門家からなる介護認定審査会において審査判定を行い、認定している。

認定調査や主治医意見書、介護認定審査会における審査判定については、全国一律の基準が設定されている。

介護認定審査会の適切な運営のために、介護認定審査会運営要綱が定められており、この介護認定審査会運営要綱に基づき、介護認定審査会は運営されている。

③介護認定審査会の構成及び運営の状況

介護認定審査会の委員は、医療・保健・福祉に関する学識経験を有する者から構成され、分野に偏りがないよう配慮した構成としている。

委員の任期は1期2年であり、再任も可能なため、委員歴の長い委員も一定数いる。

令和5年度における委員の人数は120人であり、委員は5人で1合議体を構成するため24合議体があり、この24合議体による介護認定審査会が月2回開催されている。

介護認定審査会の所要時間は、概ね30～40分程度であり、1回の介護認定審査会では、令和5年度においては30件の審査を実施している。

したがって、一か月に、1,440件（24合議体×2回×30件）程度の審査を実施していることになる。

なお、令和6年度からは、1回の介護認定審査会で35件の審査を実施しており、一か月に、1,680件（24合議体×2回×35件）程度の審査を実施していることになるが、一か月あたりの申請件数が1,800件を超える状況が継続しており、申請件数に対して審査件数が追い付かない状況が続いている。

今後、高齢化が更に進展することに伴い、申請件数は増加の一途をたどることが想定されており、介護認定審査会の運営についての見直しが必要と考えられる。

④介護認定審査会の審査に関する課題

50ページの「令和5年度埼玉県内政令市、中核市の平均認定日数」では、近隣の政令市、中核市における介護認定審査の所要日数の平均値に関する状況を示している。

川口市における平均認定日数50.3日は、人口が2倍以上多いさいたま市の43.0日よりも長くなっており、申請数の増加という外部要因は各市で共通である点を考えると、川口市における認定審査のあり方に改善余地があると想定される。

この点、既に、令和6年度から、1回の審査会で審査する件数を30件から35件に増やすことや、オンラインによる審査を部分的に開始する等、市としても施策を進めているものの、申請件数の増加により、審査件数の不足が解消できず、結果として、平均認定日数の短縮には繋がっていない。

⑤要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化

平均認定日数の短縮のためには、様々な方法が考えられるが、要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化を実施している自治体については、平均日数が短い傾向にあり、効果的な一つ的手段と考えられるとのことであった。

要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化とは、平成29年12月20日に、厚生労働省老健局老人保健課長から、都道府県・指定都市の要介護認定担当課に出された「平成30年4月1日以降の要介護認定制度等について」という事務連絡文書であり、以下の全ての要件に合致する認定申請について、認定審査会を簡素化して実施することを可能とするものである。

- ・審査対象者が、介護保険法第7条第3項第1号又は同条第4項第1号に定める者（1号被保険者）であること
- ・要介護（要支援を含む。）更新申請であること
- ・認定調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定における要介護度が、現在の要介護度と一致していること
- ・前回の審査結果の認定有効期間が12か月以上であること
- ・コンピュータ判定における要介護度が「要支援2」又は「要介護1」である場合は、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「安定」であること
- ・コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと

22分以上25分未満

29分以上32分未満

47分以上50分未満

67分以上70分未満

87分以上90分未満

107分以上110分未満

認定審査会簡素化の具体的な方式については、介護保険法に定める基本原則を踏まえつつ決定する必要があるが、例示として、要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得ることが挙げられている。

なお、認定審査会の簡素化を進める場合には、認定審査会自体における審査の簡素化は進む一方で、審査件数の増加に伴う審査資料の精査件数の増加や簡素化要件

を満たす申請に限られた事務処理等の事務局の作業負担が増加することが見込まれる。したがって、認定審査会の簡素化を進める場合には、事務局負担の増加に対する対応を同時に考慮すべきことが想定されている。

⑥介護認定審査会に関する審査委員に対するアンケートの実施状況

介護保険課では、介護認定審査会の運営の効率化を検討するための現状把握調査として、令和5年度に、審査委員にアンケートを取っている。

アンケート項目は、介護認定審査会のオンライン化の可否、介護認定審査会の審査資料見直し（紙面からデータへの変更によるペーパーレス化）、1合議体あたりの人数の再編（5人から4人又は3人への再編）、審査件数の見直し（1回当たり30件から35件への増加）等であった。

アンケート結果によれば、肯定的な回答が多い一方で、否定的な回答も一定数みられる状況であった。

例えば、オンラインへの対応に慣れていない等により、オンライン化に後向きの委員もいる一方で、移動時間の節約等により効率化できること等を踏まえて、負担軽減が見込まれることも踏まえてオンライン化を歓迎する意見もみられた。

また、アンケート結果を踏まえると、介護認定審査会の運営の効率化のためには、オンライン化や審査資料のデータ送付に対する審査委員の意識改革、オンライン化や資料のデータ送付を後押しするための専用タブレット貸与など情報機器面の整備等が課題として識別されている状況である。

（意見1－19） 介護認定審査会の運営方法の全般的な見直しを検討すべきことについて

現状、介護認定審査会の一か月あたりの審査件数が、1,680件（24合議体×2回×35件）程度であるのに対して、一か月あたりの申請件数が1,800件を超える状況が継続している。

また、このような申請件数に対して審査件数が追い付かない状況を踏まえても、平均認定日数が長くなってしまっている。

今後高齢化が更に進展することに伴い、申請件数は増加の一途をたどることが想定されており、認定日数の更なる遅延が想定される状況であり、介護保険制度の運用のためには、介護認定審査会の運用方法について、全般的な見直しを検討すべき状況であり、様々な施策を組み合わせることで検討することが急務の状況となっていると考えられる。

なお、介護認定審査会の運営にあたっては、審査委員の協力が不可欠であり、見直しにあたっては、審査委員の負担に配慮しつつ慎重に検討する必要がある。

(意見 1－20) 介護認定審査会の簡素化を検討することについて

現在の申請件数に対して審査件数が追いつかない状況を踏まえると、まずは、申請件数と審査件数のミスマッチが生じている状況を改善することが必要である。

この点、他市の事例も踏まえると、まずは、要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化を進めることが必要と考えられる。

要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化により、更新申請の一定割合（介護保険課の想定では更新申請の2～3割程度）は簡素化されることが見込まれるため、現在の、申請件数と審査件数のミスマッチが生じている状況の改善が期待され、平均認定日数の短縮に繋がることと想定される。

この要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化は、審査委員の負担を増やすことなく、申請件数と審査件数のミスマッチ解消に効果を発揮するため、まずは最初に検討するべきと想定される。

認定審査会の簡素化を進める場合には、審査の簡素化は進む一方で、審査件数の増加に伴う審査資料の精査件数の増加や簡素化要件を満たす申請に限られた事務処理等の事務局の作業負担が増加することが見込まれるため、認定審査会の簡素化を進める場合には、事務局負担の増加に対する対応（事務局職員・介護認定調査員の増員など）を同時に考慮するべきことに留意した上で進める必要がある。

(意見 1－21) 介護認定審査会のオンライン化と審査資料のペーパーレス化を推進するべきことについて

現状、基本的には、介護認定審査会は市庁舎等において対面で実施されている。一般的には対面によるコミュニケーションの方がオンラインによるコミュニケーションよりも円滑であることが想定されるものの、移動時間の削減による審査委員の負担軽減や、オンラインによるコミュニケーションが社会全体で進んでいる現状を鑑みると、オンライン化を進めて介護認定審査会を効率的に開催できるようにすることが有益と考えられる。

また、現状、審査資料を介護保険課が紙面で事前に送付しているが、情報漏洩の防止や業務の効率化を考慮すると、ペーパーレス化を進めることも有益と考えられる。

但し、オンライン化やペーパーレス化を進めるためには、専用タブレット貸与など情報機器面の整備等を併せて検討する必要がある、オンライン化やペーパーレス化にあたって審査委員に対し講習を行うなど審査委員を後押しする対策を講じていく必要があると考えられる。

いずれにしても、審査委員の協力で、介護認定審査会の運営は成り立っているため、審査委員の意見を取り入れつつ、オンライン化やペーパーレス化という方向に進んでいくことが効率化の面から必要と考えられる。

(意見 1－2 2) 介護認定審査会の一合議体あたりの審査件数の見直しを検討すべきことについて

要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化により、一旦は、申請件数と審査件数のミスマッチは解消すると想定されるが、今後も高齢化の進展に伴い申請件数の増加が想定されるため、介護認定審査会の審査件数を増やすことの検討をしていくことも必要である。

この点、令和 5 年度に介護保険課が審査委員に対して、1 合議体あたりの人数の再編（5 人から 4 人又は 3 人への再編）、審査件数の見直し（1 回当たり 30 件から 35 件への増加）について、アンケートを実施した結果を踏まえて、令和 6 年度から、審査件数の見直し（1 回当たり 30 件から 35 件への増加）は実行に移している。

アンケートによれば、1 合議体あたりの人数の再編（5 人から 4 人又は 3 人への再編）については、審査会一回あたりの審査件数が増えなければ良いと思うという回答も含めると、良いと思うという回答が全体の 4 分の 3 程度になっており、審査件数を増やすために、具体的に検討していくことが有益と想定される。

(1 0) 福祉監査課による指導監督について

①福祉監査課による指導監督の概要

福祉監査課は、市が指定、許可権限を有する「社会福祉法人」、「介護保険施設」、「児童福祉施設」等に対して指導や監督を実施している。

福祉監査課には、指導第 1 係と指導第 2 係があり、指導第 1 係が実施する指導監督は、児童福祉施設や障害福祉サービス事業所等が対象であり、子ども部が管轄する部分を監査対象に含む。一方、指導第 2 係が実施する指導監督は、特別養護老人ホームなどの介護保険サービス事業所等が対象である。

なお、令和 5 年度において、指導第 1 係は 8 人体制であり、指導第 2 係は 5 人体制であった。

②介護保険施設等運営指導マニュアルについて

介護保険施設等に対する指導については、適正な制度運用を図る観点から極めて重要であり、その実施に当たっては、介護保険施設等に対する支援として行うことを基本としているが、近年、特にその実施方法の標準化や効率的な実施が求められているため、厚生労働省から、指導の標準化・効率化の実現を図り、適切な指導を行うための参考となるよう、令和 4 年 3 月に介護保険施設等運営指導マニュアルが示されている。

介護保険施設等運営指導マニュアルは、高齢者の尊厳を保持するために必要なサービスの質の確保と向上に資するため、国及び各自治体が実施する介護保険施設等

に対する指導監督の標準的な実施方法を示したものであり、福祉監査課も、介護保険施設等の指導監督にあたって参考にしている。

③福祉監査課による介護保険施設等に対する指導監督の概要

福祉監査課が介護保険施設等の指導監督を実施する際には、集団指導及び運営指導並びに監査がある。

集団指導は、市の事業者全体に対して、介護保険制度の最新の情報、基準、適正な運営方法を周知し、共通理解を深めるために実施し、制度改正や運営基準の変更点の説明、適切なサービス提供の事例や注意事項の共有、指導や監査でよく指摘される事項の周知等を行う。集団指導は、個別指導ではなく、全体的な理解の促進を目指すものである。

運営指導は、個別の事業所に対して、運営基準の遵守状況や加算の算定要件の適合状況を確認し、改善が必要な点を指摘することで、サービスの質の確保や保険給付の適正化を図るために実施され、聞き取りや書類確認を通じて、基準違反や不備をチェックし、問題がある場合は改善指導を行い、必要に応じてフォローアップも実施する。

監査は、不正請求や重大な基準違反が疑われる場合に、そのような事業所を対象に、詳細な調査を行い不正の有無を確認するために実施され、聞き取りや必要書類を提出させて現地調査を実施し、不正や不備の有無を確認し、監査結果によっては、必要に応じて改善指導や改善勧告などを行う。また、監査の結果、指摘事項が重大であれば、介護保険課が指定取消や介護報酬の返還命令などを下すこともある。

④福祉監査課による介護保険施設等に対する集団指導の概要

集団指導は、市の事業者全体に対して、介護保険制度の最新の情報、基準、適正な運営方法を周知し、共通理解を深めることを目的として実施している。

集団指導は、個別指導ではなく、全体的な理解の促進を目指すものという特性も踏まえて、毎年6月に、市のホームページ上に動画や関連資料を掲載することにより、介護保険施設等に視聴や閲覧を促している。

⑤福祉監査課による介護保険施設等に対する運営指導の概要

運営指導は、個別の事業所に対して、運営基準の遵守状況や加算の算定要件の適合状況を確認し、改善が必要な点を指摘することで、サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的として実施している。

令和5年度における指導重点項目は以下の6点であった。

- ア．事故防止対策
- イ．虐待防止対策

- ウ．感染症対策
- エ．送迎車両安全対策
- オ．介護報酬の適正な算定
- カ．居宅サービス計画、個別サービス計画、施設サービス計画等の作成状況

運営指導先の選定においては、介護サービスの形態等を考慮している。介護サービス事業者として指定（許可）を受けると6年ごとに更新申請をする必要があるが、居宅系サービスの場合には、原則、指定の更新前に実施している。施設系サービスの場合には、原則、3年から4年の周期で実施している。この他、事業所等を開業した場合には、原則、1年前後で実施している。福祉監査課では、このような介護サービス形態等を考慮した運営指導先が漏れなく適切に選定されるように、エクセルで一覧表を作成して管理している。

サービスの種類、事業所等の規模、当日資料の準備状況にもよるが、居宅サービスは、概ね2時間から3時間（午前又は午後）で実施し、施設系サービスは、概ね4時間から7時間（1日）で実施する。

監査課5名が必ず2人以上のチームを組み、1年間に1人あたり150～160程度の事業所の運営指導を実施しており、運営指導の期間中は概ね週2日程度は現場に出ている状況である。

運営指導にあたっては、介護保険施設等運営指導マニュアルの別添資料である「別添 確認文書・確認項目一覧」に沿って、サービス内容ごとに作成された点検結果表に基づき運営指導を行っている。

運営指導終了後、運営指導日から概ね1か月後に結果通知を送付しているが、改善報告が必要な指導事項があった場合には、事業所に改善報告書を作成してもらい、結果通知が届いてから1か月以内に、不備のあった項目の改善内容に関する改善後の資料等と共に提出してもらうことにより、改善状況のフォローアップをしている。例えば、運営指導の際に、重要事項説明書の内容に改善事項があった場合には、改善後の重要事項説明書を提出してもらい、改善状況を確認している。

介護保険施設等の全体的な改善を促すために、運営指導の際に改善を促した事項を、毎年、運営指導実績として取りまとめて分析しており、集団指導の資料に落とし込み、事業者に周知している。

結果通知の送付と改善報告書作成が必要な場合の改善報告書提出については、漏れなく送付がなされていることを、エクセルで一覧表を作成して管理しており、期限を過ぎても改善報告書の提出がない事業所には、各担当から確認の連絡をしている。

⑥福祉監査課による介護保険施設等に対する監査の概要

監査は、不正請求や重大な基準違反が疑われる場合に、そのような事業所を対象に、詳細な調査を行い不正の有無を確認する目的で実施する。

監査は、聞き取りや必要書類を提出させて現地調査を実施し、不正や不備の有無を確認し、監査結果によっては、必要に応じて改善指導や改善勧告などを行う。また、監査の結果、指摘事項が重大であれば、介護保険課が指定取消や介護報酬の返還命令などを下すこともある。

最近では、令和4年度に発覚した事案に関連して、令和6年度に指定の一部効力停止3か月（新規利用者受入停止及び介護報酬の制限7割）の行政処分が発令されている。

（意見1－23） 運営指導時に改善項目等があった事業所からの報告書提出の管理方法の見直しを検討すべきことについて

結果通知書の送付と改善報告書作成が必要な場合の改善報告書提出については、漏れなく送付がなされていることを、エクセルで一覧表を作成して管理することによって、期限を過ぎても改善報告書の提出がない事業所には、各担当から確認の連絡をしている。

しかしながら、一覧表には、結果通知書の送付日や改善報告書の期限日などの記載はあったものの、改善報告書の改善報告日の記載はなく、各担当で管理し確認し、その状況を指導第2係長が確認し、報告書が提出されないままになってしまっている事業所はないとのことであった。

改善事項等があった事業所の改善状況を確認する手続は、介護保険サービスの質を担保する上で重要であり、報告書の提出漏れを防止するためには、一覧表に報告書受領日も記載して管理することが有益と考えられる。

（11）介護給付適正化事業の概要

介護給付適正化事業は、介護給付の利用者に対して適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な介護給付を削減して、介護保険制度全体の信頼性を高めるための取組である。

市では、埼玉県が策定している「埼玉県高齢者支援計画」を踏まえて、「川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画『やさしさ あんしん いきいきプラン』」を策定しており、監査対象事業年度に対応する「第9期 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画『やさしさ あんしん いきいきプラン』」においては、介護給付費の適正化を推進するために、以下を掲げている。

「要介護認定の適正化及び介護認定審査会の簡素化・事務の効率化」 認定調査の内容を書面の審査により点検し、要介護認定の平準化を図り、また、介護認定審査会の簡素化・認定事務の効率化に向けた取組を推進するとともに、利用者が安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。
「ケアプランの点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」 介護支援専門員が作成したサービス計画内容の点検及び、住宅改修費の実態確認、福祉用具購入貸与利用調査を行います。
「医療情報との突合・縦覧点検」 複数月にまたがる請求明細書の確認、医療と介護の給付情報を突合し、整合性の確認等を行います。

また、上記に関する具体的な評価指標として以下を掲げている。

評価指標		実績（見込）	目標			
		２０２３年度 （令和５年度）	２０２４年度 （令和６年度）	２０２５年度 （令和７年度）	２０２６年度 （令和８年度）	
全国一律の基準に基づく要介護認定調査の書面審査・点検	%	100	100	100	100	
認定審査会の簡素化・事務の効率化	—	検討	実施	実施	実施	
ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具の点検数	件	2,960	3,030	3,100	3,170	
医療情報との突合・縦覧点検数	件	32,600	33,400	34,100	34,900	

意見1－20に記載のとおり、介護認定審査会の簡素化を検討するべきであるが、介護給付費の適正化を推進するための評価指標においても、令和5年度までに検討を行い、令和6年度から実施の計画になっており、早期の検討が期待される状況である。

（12）介護給付費審査支払について

①介護給付費審査支払事務の概要

市は、介護給付費の審査支払事務について、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託している。埼玉県国民健康保険団体連合会は、介護サービス事業者が提供したサービスに対する介護報酬を適切に審査し支払う役割を担っている。

介護給付費の審査支払に関する事務の流れは以下のとおりである。

まず、埼玉県国民健康保険団体連合会は、介護サービス事業者が利用者に提供したサービスに基づき計算した介護給付費の請求を、介護サービス事業者から受け付

け、これらの請求内容が法令や基準に適合していて過剰請求や誤りがないかを審査し、埼玉県国民健康保険団体連合会は介護サービス事業者に報酬を支払っている。

次に、介護保険課は、埼玉県国民健康保険団体連合会から送付される請求額通知書でサービス別の介護給付費を確認し、埼玉県国民健康保険団体連合会から受領した介護給付費払込請求書、審査支払手数料払込請求書に基づき、介護報酬を埼玉県国民健康保険団体連合会に支払っている。この支払は、審査月の翌月に行われる。

介護保険課の埼玉県国民健康保険団体連合会への介護報酬の支払時点においては、事業者の請求内容については、埼玉県国民健康保険団体連合会が審査し、内容に誤りがあるものは埼玉県国民健康保険団体連合会から事業者に戻され、請求が通らないことになっているため、介護保険課の関与はない。

しかしながら、介護保険課では、上記の支払後に、埼玉県国民健康保険団体連合会から送付される介護給付費明細書などのデータに基づき、縦覧点検や医療情報との突合を実施している。この縦覧点検等は、全ての請求データを対象として、特定の基準や条件に基づき不備や異常がないかを確認する作業である。主に縦覧点検では、数か月に渡る加算、数か月に1回の加算、初回しかない加算などの加算を確認し、医療情報との突合では、入院中に介護報酬を算定しているケースで、介護保険と医療保険の両方を同時に請求できず、給付の調整が必要になるものに関する重複給付の確認をしている。これらは、埼玉県国民健康保険団体連合会の審査では必ずしも確認できないものであり、埼玉県国民健康保険団体連合会による一次的な審査を補完する二次的な審査の役割を、介護保険課は果たしている。

②過誤申立の概要

過誤申立とは、適正な給付を確保するために、一度確定した保険給付や支払内容に誤りがあった場合に、その修正を申請する手続きのことである。

過誤申立は、診療報酬や介護報酬の計算ミスにより請求内容が誤っていた場合や、同じ内容を重複して請求してしまった場合などになされる。

過誤申立の件数・金額は以下のとおりであった。

(単位：円)

事業年度	区分	適正化	その他
令和3年度	件数(件)	592	2,948
	金額	32,396,838	309,581,630
令和4年度	件数(件)	494	2,572
	金額	22,284,572	203,669,084
令和5年度	件数(件)	537	4,908
	金額	24,623,293	405,570,941

(出典：市提出資料)

(意見 1－24) 過誤の件数・金額を少なくするための施策について

過誤申立に関しては、よくある請求誤りなどについては、介護保険施設等に対する集団指導の際に、注意を促しているものの、令和3年度から令和4年度にかけては、過誤申立件数・金額はいずれも減少したものの、令和4年度から令和5年度にかけては、いずれも増加に転じてしまっている。

過誤請求を減少させて、保険給付の適正化を図るためには、介護保険施設等に対する集団指導の際に、よくある請求誤り等については、引き続き注意を促していくことが必要と考えられる。

(13) 地域支援事業（長寿支援課所管）の直近3か年度の各事業別予算額・決算額

令和3年度から令和5年度の地域支援事業（長寿支援課所管）の事業別歳出予算額及び決算額は以下のとおりである。

令和3年度～令和5年度各事業の歳出予算額及び決算額

(長寿支援課所管)

(単位：千円)

事業名	会計区分 ※	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
介護予防・生活支援サービス事業	介護	32,364	31,046	33,244	31,468	33,244	30,958
介護予防ケアマネジメント事業	介護	138	61	36	0	36	0
介護予防把握事業	介護	16,885	13,908	17,696	15,192	17,484	14,491
介護予防普及啓発事業	介護	46,843	40,758	46,796	41,083	46,863	40,576
地域介護予防活動支援事業	介護	1,835	682	1,639	812	1,789	1,234
地域リハビリテーション活動支援事業	介護	0	0	800	800	1,520	1,470
総合相談事業	介護	391,965	358,311	374,505	341,789	379,505	352,516
権利擁護事業	介護	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
家族介護継続支援事業	介護	52,314	41,719	48,782	39,809	49,398	40,143
認知症高齢者見守り事業	介護	333	14	139	9	133	15

事業名	会計区分 ※	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
成年後見制度利用支援事業	介護	25,752	16,250	26,832	15,656	26,784	15,417
認知症サポーター等養成事業	介護	319	212	337	172	337	134
在宅医療・介護連携推進事業	介護	9,205	8,628	15,263	11,905	15,263	11,547
生活支援体制整備事業	介護	92,999	92,818	92,999	92,818	92,999	92,818
認知症総合支援事業	介護	43,252	43,129	49,803	49,036	54,566	54,340
地域ケア会議推進事業	介護	26,440	26,400	26,440	26,370	26,440	26,400
合計		900,644	833,942	895,312	826,923	906,361	842,065

※会計区分：介護（介護保険事業特別会計）

（１４）介護予防把握事業

①事業の概要

	内容
第 8 期基本方針・施策	1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち 2 介護予防・自立生活支援の充実 （１）介護予防の推進
目的	要支援状態又は要介護状態になる恐れのある虚弱高齢者を把握し、生活機能の維持又は向上を図り、健康で生き生きとした生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
事業の内容	対象者の誕生月ごとに基本チェックリスト（生活機能評価）を郵送し、チェックの結果、一定の点数を超えて生活機能の低下に該当している場合、市に返信してもらい、該当する者を介護予防事業へ参加を促すもの。

*基本チェックリスト（生活機能評価）

高齢者の生活機能の評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に、平成 18 年 6 月 9 日厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」で示された現状の症状、既往歴、家族歴、嗜好、生活機能に関する 25 項目に、川口市独自の項目として心臓病や血圧、心電図など運動に影響する可能性のある医療情報 6 項目を追加したもの（全 31 項目）。

下記は基本チェックリストのサンプルであり、この基本チェックリストの結果によって一定の要件に該当する高齢者に対して、介護予防・生活支援サービス事業（①訪問型介護予防事業、②通所型介護予防事業）及び介護予防普及啓発事業（①健康アップ教室、②口腔教室）で実施しているプログラムへの参加を促している。

基本チェックリスト(川口市生活機能チェック票)						
(郵便番号)			判定A～Eのいずれかに当てはまる場合、結果を返送してください			
(住所)			氏 名			
(氏名)			電 話			
(バーコード)	(通し番号)		記入日 令和 年 月 日			
(返送期限)			どちらか一つを○で囲んでください			
(被保険者番号)	(生年月日) (性別)					
項 目	質 問		回 答 (配点)		集 計	判 定
①生活全般のこと	1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ	① 点	A
	2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ		
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ		
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ		
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ		
②運動のこと	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	② 点	3点以上で返送
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ		
	8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ		
	9	この1年間に転んだことがありますか	いいえ	はい		
	10	転倒に対する不安は大きいですか	いいえ	はい		
③栄養のこと	11	6ヵ月間で2～3kg以上体重減少がありましたか	いいえ	はい	③ 点	B 2点で返送
	12	BMI(肥満度をあらわす数値)は18.5以上ですか BMI [] ※別紙4ページを参照して下さい 身長 [cm] ・ 体重 [kg]	BMIが18.5以上	はい		
④お口のこと	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	いいえ	はい	④ 点	C 2点以上で返送
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	いいえ	はい		
	15	口の渇きが気になりますか	いいえ	はい		
⑤閉じこもり	16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	⑤ 点	D 10点以上で返送
	17	前年と比べて外出の回数が減っていますか	いいえ	はい		
⑥もの忘れの可能性	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」など物忘れがあると言われますか	いいえ	はい	⑥ 点	E ⑦⑧で相談がある場合は、A～Dの点数に関わらず返送
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ		
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	いいえ	はい		
⑦うつの可能性	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	いいえ	はい	⑦⑧の合計 点	D 10点以上で返送
	22	(#) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	いいえ	はい		
	23	(#) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	いいえ	はい		
	24	(#) 自分が役立つ人間だとは思えない	いいえ	はい		
	25	(#) わけもなく疲れたような感じがする	いいえ	はい		
⑧病気のこと	26	この6ヶ月以内に心臓発作または脳卒中を経験しましたか	いいえ	はい	⑧ 点	E ⑦⑧で相談がある場合は、A～Dの点数に関わらず返送
	27	重い高血圧(上の血圧180mmHg以上又は、下の血圧110mmHg以上)がありますか	いいえ	はい		
	28	糖尿病での視力低下、低血糖発作などを指摘されていますか	いいえ	はい		
	29	この一年間で心電図に異常があると言われた、または日常生活の中でひどく息切れを感じるがありますか	いいえ	はい		
	30	かかりつけの医師等から「運動を含む日常生活を制限」されていますか	いいえ	はい		
	31	この1ヶ月以内に急な腰痛、膝痛などがあり、今も続いていますか	いいえ	はい		

②実績

基本チェックリストの配布及び回収状況は以下のとおりである。

一定の基準に該当する場合のみ、市へ返信をする方法になっているため、返信率は低い。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布人数（人）	116,175	118,279	115,237	116,930	113,939
返信数（人）	5,490	5,957	4,628	4,978	4,415
返信率（％）	4.7	5.0	4.0	4.3	3.9
該当者数（人）	3,185	4,073	3,272	3,352	2,938

また、介護予防・生活支援サービス事業及び介護予防普及啓発事業で実施している各種プログラムの参加者についても、コロナ禍による影響や猛暑等の外出控えも要因ではあるが、定員割れが生じているものもある。

	訪問型	健康運動教室	健康アップ教室	口腔教室
内容	リハビリテーションの専門職等が対象者の居宅等へ訪問を行い、必要な相談・指導・機能訓練プログラムを実施	運動器の機能向上を中心とし、併せて栄養改善、口腔機能の向上等を含めた総合的なプログラムを提供。 短期間での低下した運動機能の改善を主な目的とする。		口腔機能の向上を中心とし、併せて栄養改善等を含めた、総合的なプログラムを提供。
実施回数	週1回、計10回	3か月ごとに開催、計10回	3か月ごとに開催、計8回	3か月ごとに開催、計6回
実施状況：利用者（人）				
令和5年度	27	445	354	148
令和4年度	25	335	323	111
令和3年度	16	289	271	113

（意見1－25） 基本チェックリストの返信基準の見直しについて

現在の基本チェックリストの実施は、虚弱者のみの把握を目的としているため、全員からの返信は求めている。そのため、返信がない高齢者は、元気であるのか、虚弱者であるが返信できない状態にあるのか否か判断することができず、川口市全体の高齢者の健康状態等を把握する制度にはなっていない。

また現状では、返信者を対象として介護予防事業で実施している各種プログラムの参加を促していることから、返信数が少ないことはプログラムの参加対象となる分母が十分確保できていないと考えられる。基本チェックリストの情報をもとに、介護予防施策へ展開していることから、これらの情報の入手は介護予防事業の前提として有用なものと考えられる。

当該事業の令和5年度の費用内訳は以下であり、主に通信運搬費（郵便料金）が占

めている。なお、返信方法については、令和3年度から、郵送による返信方法のほか、ホームページでチェックリストへの回答ができるようにしているが、令和6年10月から郵便料金も値上がりし、郵送によるコストが上昇することが想定される。

市内の高齢者の健康状態を把握する手段の1つとして、基本チェックリストをより有効に活用するためにも、返信の要件の見直しなど、より多くの高齢者の健康状態の把握ができるよう検討が必要である。

(単位：千円)

費目	金額
消耗品費	139
印刷製本費	2,053
通信運搬費	10,824
電算データ入力委託料	106
封入封緘業務委託料	1,367

(意見1-26) 基本チェックリストの実施結果の有効活用について

市内の高齢者の健康状態を把握し、それに適した医療や介護予防サービスの施策を講じていくために、現在の介護予防把握事業を虚弱者の把握目的に限らず、より有効に活用することの検討が望まれる。例えば、国民健康保険や後期高齢者医療保険などの健康診断データと連動した分析を行うなど、高齢者に関わる様々なデータの利活用について検討し、介護予防事業の展開へ活かしていくことが望まれる。

(15) 地域包括支援センター

①地域包括ケアシステムとは

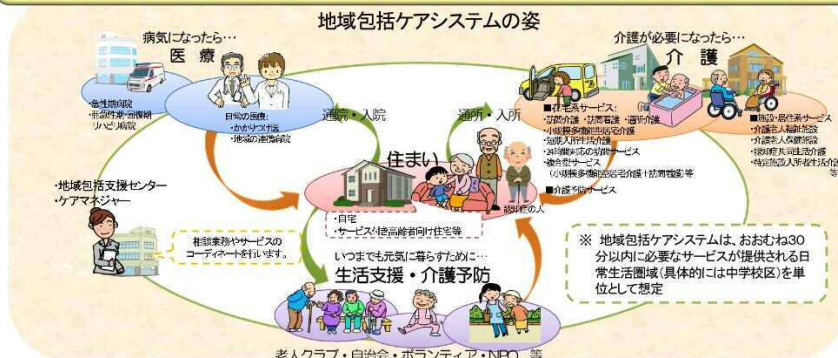
地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムを指す。2014年に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、地域包括ケアシステムの構築を厚生労働省が全国的に推進するようになった。高齢者人口の増加に伴い、要介護認定を受ける高齢者が増加する一方、要介護者を支える介護職が大きく不足し、既存の介護保険サービスだけでは高齢者を支え切れない状況が現状において進行している。また、核家族化が進み、単身高齢者が増えることで家族による介護が期待できなくなりつつあることも、地域によるケアが必要になった要因のひとつとして指摘されている。

このような背景から、公的なサービスだけでなく「地域」の力を活用しながら高齢者を支えていく地域包括ケアシステムの構築が必要となったのである。

この地域包括ケアシステムが目指すものは、高齢者の尊厳の保持と自立支援である。さらに地域の中で高齢者が医療・介護・住まい・予防及び生活支援に関する切れ目のないサポートを受けられ、本人の選択で安心して暮らせる環境を作ることである。本人の意思を尊重しながら施設や病院でなく、自宅で生活を行うための十分な支援を行なっていくための仕組みを指すのである。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



(出典 厚生労働省 地域包括ケアシステムより)

②地域包括支援センターとは

(ア) 概要

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の4第1項)。地域包括支援センターは前述の地域包括ケアシステムにおいて中心的な役割を果たし、その業務は多岐にわたるが主な業務は以下のものとされている。

・包括的支援事業

地域包括支援センターは、前述の地域包括支援センターの設置目的に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下の(a)から(c)の業務のほか、介護予防マネジメント(第1号介護予防支援事業)(法第115条の4第1項第1号ニ(居宅要支援被保険者に係るものを除く。))を

一体的に実施する。

- ・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）…介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）は、要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援し、生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うことを目的とするものである。具体的には、介護予防ケアプラン原案の作成、サービス担当者会の開催、介護予防ケアプランの説明、同意、交付、毎月のモニタリングの実施などが含まれる。

(a) 総合相談支援業務…住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施するものである。

(b) 権利擁護業務…権利擁護事業は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第115条の4第2項第2号）。事業の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

(c) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務…包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する支援を行うものである（法第115条の4第2項第3号）。事業の内容としては、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。

(イ) 川口市の地域包括支援センターについて

川口市には市内20箇所の地域包括支援センターを有している。

名称、設置主体、設置場所等については以下のとおりである。

No.	設置地域	名 称	設置主体	設置場所	職員体制	設置年月日
1	中央	川口市中央地域包括支援センター	医療法人 久幸会 (理事長 稲庭 千弥子) 秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1	幸町1-5-17	5名	平成19年6月1日
2	横曽根	川口市横曽根地域包括支援センター	株式会社 やさしい手 (代表取締役 香取 幹) 目黒区大橋 2-24-3	西川口 6-7-4	6名	平成18年10月1日
3	横曽根	川口市西地域包括支援センター	(社福)川口市社会福祉事業団 (理事長 池田 誠) 川口市大字赤井1055	川口6-5-14	5名	平成22年6月1日
4	青木	川口市青木地域包括支援センター	(社福)川口市社会福祉協議会 (会長 奥ノ木 信夫) 川口市青木 3-3-1	青木 3-3-1	6名	平成18年4月1日
5	青木	川口市上青木地域包括支援センター	医療法人 陽仁会 (理事長 岡崎 俊哉) 川口市上青木 4-2-6	上青木 1-10-21	5名	平成21年6月1日
6	青木	川口市前川地域包括支援センター	医療法人 陽仁会 (理事長 岡崎 俊哉) 川口市上青木 4-2-6	前川3-4-5	5名	平成28年10月1日
7	南平	川口市南平地域包括支援センター	株式会社 シルバーホクソン (代表取締役 梅田 成道) 川口市青木 3-2-1	末広 2-15-19	5名	平成18年10月1日
8	南平	川口市南平みなみ地域包括支援センター	株式会社 シルバーホクソン (代表取締役 梅田 成道) 川口市青木 3-2-1	領家1-24-17	5名	平成22年6月1日
9	新郷	川口市新郷地域包括支援センター	(社福)川口市社会福祉事業団 (理事長 池田 誠) 川口市大字赤井1055	大字赤井 1055	5名	平成21年1月1日
10	新郷	川口市新郷東地域包括支援センター	(社福)川口市社会福祉事業団 (理事長 池田 誠) 川口市大字赤井1055	大字峯901	5名	平成27年10月1日
11	神根	川口市神根地域包括支援センター	(社福)川口市社会福祉事業団 (理事長 池田 誠) 川口市大字赤井1055	大字道合 1421	5名	平成18年4月1日
12	神根	川口市神根東地域包括支援センター	(社福) 水梅会 (理事長 小山 順三) 川口市大字石神字仲道1560-1	大字石神1560-1	5名	平成23年6月1日
13	芝	川口市芝地域包括支援センター	医療法人 健仁会 (理事長 益子 博) 川口市芝中田 2-48-6	芝中田 2-31-8	5名	平成18年10月1日
14	芝	川口市芝伊刈地域包括支援センター	(社福)川口市社会福祉事業団 (理事長 池田 誠) 川口市大字赤井1055	大字伊刈 20	5名	平成21年6月1日
15	芝	川口市芝西地域包括支援センター	株式会社 大起エンゼルヘルプ (代表取締役 小林 由憲) 荒川区東尾久1-1-4	芝富士1-9-25	6名	平成24年10月1日
16	安行	川口市安行地域包括支援センター	株式会社 シルバーホクソン (代表取締役 梅田 成道) 川口市青木 3-2-1	大字安行藤八501	7名	平成19年11月1日
17	戸塚	川口市戸塚地域包括支援センター	株式会社 やさしい手 (代表取締役 香取 幹) 目黒区大橋 2-24-3	東川口4-2-6	5名	平成19年11月1日
18	戸塚	川口市戸塚西地域包括支援センター	株式会社 やさしい手 (代表取締役 香取 幹) 目黒区大橋 2-24-3	戸塚2-27-18	5名	平成28年10月1日
19	鳩ヶ谷	川口市鳩ヶ谷東部地域包括支援センター	(社福)川口市社会福祉事業団 (理事長 池田 誠) 川口市大字赤井1055	桜町6-4-5	5名	平成19年4月1日
20	鳩ヶ谷	川口市鳩ヶ谷西部地域包括支援センター	(社福) 鳩ヶ谷啓和会 (理事長 鈴木 啓和) 川口市大字辻958	大字辻958	6名	平成21年4月1日

各地域包括支援センター別の基礎情報及び事業件数

項 目	中央	横曽根	西	青木	上青木	前川	南平	南平 みなみ
人口（人）	40,593	47,623	28,695	36,989	22,422	18,492	33,912	31,496
高齢者数（人）	7,476	8,877	6,101	8,529	5,840	5,050	7,686	6,999
高齢者比率	18.4%	18.6%	21.3%	23.1%	26.0%	27.3%	22.7%	22.2%

項 目	中央	横曽根	西	青木	上青木	前川	南平	南平 みなみ
市の基準による三職種等※ ＋地域コーディネーターの あるべき職員数	5	5	4	5	4	4	4	4
三職種等※＋ 地域コーディネーター職員の 実績数	5	6	5	6	5	5	5	5
①総合相談事業・認知症総合 支援事業相談件数（延べ 件数）	4,126	10,751	6,136	8,515	7,213	7,214	11,757	7,521
うち認知症 に関する相談（延べ件 数）	554	1,185	400	849	1,540	636	2,087	1,633
②権利擁護事業相談件数	22	163	90	110	268	82	1,249	138
成年後見制度相談件数 （延べ件数）	10	121	7	38	133	7	1,155	70
高齢者虐待相談件数 （延べ件数）	12	42	83	72	135	75	94	68
③包括的・継続的ケアマネジメント 支援相談件数	176	86	159	157	85	75	216	128
④生活支援体制整備事業協 議体開催数	4	2	4	6	4	4	4	2
⑤地域ケア会議個別支援会 議								
個別支援会議（件）	2	1	5	4	4	5	22	6
ネットワーク会議（件）	1	14	2	1	12	5	2	1
自立支援型地域ケア会 議（件）	2			2	2		2	

※…保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の３つの職種を指す。

項 目	新郷	新郷東	神根	神根東	芝	芝伊刈	芝西	安行
人口（人）	22,031	17,171	28,570	19,713	30,168	22,082	31,962	38,227
高齢者数（人）	6,197	4,976	8,054	5,045	6,903	6,190	8,112	9,113
高齢者比率	28.1%	29.0%	28.2%	25.6%	22.9%	28.0%	25.4%	23.8%
市の基準による 三職種等※＋地 域コーディネー ターのあるべき 職員数	4	4	5	4	4	4	5	6
三職種等※＋地 域コーディネー ター職員の実績 数	5	5	5	5	5	5	6	7
①総合相談事 業・認知症総合 支援事業相談件 数（延べ件数）	4,306	4,474	2,312	8,439	9,515	6,503	7,561	6,899
うち認知症に 関する相談 （延べ件数）	487	375	114	914	544	577	712	1,405
②権利擁護事業 相談件数	26	12	33	70	140	68	21	87
成年後見制度 相談件数（延 べ件数）	6	2	15	13	93	21	14	27
高齢者虐待相 談件数（延べ 件数）	20	10	18	57	47	47	7	60
③包括的・継続 的ケアマネジメ ント支援相談件 数	70	99	37	52	54	141	52	68
④生活支援体制 整備事業協議体 開催数	2	6	4	3	1	2	3	2
⑤地域ケア会議 個別支援会議								
個別支援会議 （件）	2	4	3	8	9	12	3	14
ネットワーク 会議（件）	3	3	11	2	3	4	7	4
自立支援型地 域ケア会議 （件）	2		2		2			2

※…保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の３つの職種を指す。

項 目	戸塚	戸塚西	鳩ヶ谷 東部	鳩ヶ谷 西部	計
人口（人）	35,288	35,796	28,483	36,602	606,315
高齢者数（人）	6,660	5,931	7,566	7,929	139,234
高齢者比率	18.9%	16.6%	26.6%	21.7%	23.1%
市の基準による三職種等※＋地域コーディネーターのあるべき職員数	4	4	4	4	
三職種等※＋地域コーディネーター職員の実績数	5	5	5	6	106
①総合相談事業・認知症総合支援事業相談件数（延べ件数）	4,949	8,373	5,823	4,377	136,764
うち認知症に関する相談（延べ件数）	804	874	287	572	16,549
②権利擁護事業相談件数	43	170	38	70	2,900
成年後見制度相談件数（延べ件数）	5	51	17	47	1,852
高齢者虐待相談件数（延べ件数）	38	119	21	23	1,048
③包括的・継続的ケアマネジメント支援相談件数	73	153	274	123	2,278
④生活支援体制整備事業協議体開催数	6	4	2	10	75
⑤地域ケア会議個別支援会議					
個別支援会議（件）	1	4	17	3	129
ネットワーク会議（件）	1	0	3	0	79
自立支援型地域ケア会議（件）	2		2		20

※…保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の３つの職種を指す。

③事業費について

川口市地域包括支援センターについて関係する主な事業費は以下のとおりである。
(特別会計) (単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談事業	358,311,836	341,789,692	352,516,942
権利擁護事業	60,000,000	60,000,000	60,000,000
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	100,000,000	100,000,000	100,000,000
生活支援体制整備事業	92,818,000	92,818,000	92,818,000
認知症総合支援事業	43,129,500	49,036,560	54,340,500
地域ケア会議推進事業	26,400,000	26,370,000	26,400,000

(意見1-27) 地域包括支援センターの職員の配置基準の達成状況について

厚生労働省の「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について(平成30年5月10日 老総発0510第1号・老高発0510第2号・老振発0510第3号・老老発0510第1号 厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名)によれば、センターの員数について「専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む。)それぞれ各1人とされている(施行規則第140条の6第1号イ。なお、これ以降これらの職員のことを「三職種等」という。))」。つまり、本通知においては、地域包括支援センター1か所に対して、第一号被保険者数が6,000人未満になることが想定されている。本通知では第一号被保険者数について6,000人を超えるセンターについては特に定めはなく一般に各市町村で独自の基準を設けて人員の増員等を行うことで対応している。

本市においても平成24年2月に「地域包括支援センターの設置方針」を介護保険運営協議会承認のもとに定めており、以下のとおりになっている。

まず、新たな地域包括支援センターの設置基準について、本市においては、日常生活圏域によって生活形態が異なることから、人口ではなく単純に高齢者人口を基準に設置方針を示すこととした。

(ア) 対象地区内的高齢者人口(65歳人口)が10,000人を超える場合には、新たな地域包括支援センターを設置する。

(イ) 隣接する地区と的高齢者人口の計が18,000人を超える地域においては、既存の地域包括支援センター担当地区への影響を十分に検証したうえで、新たな設置について検討する。

次に、国の定めた第一号被保険者の6,000人超のセンターについては、対象地区内

の人口が 40,000 人以上で高齢者人口が 7,000 人を超える場合、又は人口に関わらず高齢者人口が 8,000 人を超える場合には 1 名の増員、高齢者人口が 9,000 人を超える場合には 2 名の増員を可能とする。増員する職種については、国の基準（注 1）に合わせ保健師等を優先とする。なお、三職種等の増員については個別に委託業者にヒアリングを行って増員するか否かを決定しているとのことである。

包括外部監査人が各センターの職員設置状況を調べたところ、国の基準を下回っているセンターは存在しなかった。しかしながら市の基準の達成状況について令和 5 年 3 月時点の状況を確認したところ、20 地区のセンターのうち 6 地区のセンターについて達成未達の状況が認められ、さらにそのうち 4 地区については契約条項に抵触するため委託料の減額が行われているという状況であった。市の基準を満たしていない状況は市の想定した各種サービスの低下に繋がる恐れがあるため、市として各センターの人員配置状況は定期的に確認のうえ、不足がある場合はその是正に向けた指導を行い、さらに地域包括支援センターの活動について広く周知するなど、センター職員採用の一助となる方策を市でも検討し、実施していく事が望ましい。

（注 1）第 1 号保険者の数がおおむね 2,000 人以上 3,000 人未満の場合、保健師等を 1 人及び社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか 1 人

（意見 1－28） 地域包括支援センターの収支報告について

地域包括支援センターの令和 5 年度センター別の収支を見ると、市内 20 か所のセンターのうち 9 か所のセンターについて支出が収入を上回っており「赤字」であるとの報告を受けている。

一般的に赤字となる原因としては、収入（収益）が過少であることと支出（費用）が過大であることの 2 つが考えられ、支出（費用）が過大な場合は、委託業者のコスト削減を促すべきケースといえる。

一方、収入（収益）が過少な場合は、委託事業者側の問題ではなく、市の委託料の積算内容についても検討する必要がある。

また、赤字状態の放置は短期的にサービスの低下を招き、中長期的には委託業者の離脱等ということも考えられる。

従って、各センターの収支報告については、単なる委託料の精算目的としてだけでなく、委託事業の持続可能性を測るための指標として十分に精査することが望ましい。

なお、報告内容について、本社費など計上する費用科目に法人ごとのばらつきが散見され、また収支の報告単位についても統一されていないため、統一基準による精査のためにも計上科目や単位の統一を徹底すべきである。

（意見 1－29） 委託料の積算について

地域包括支援センターの委託料については、平成 18 年における厚生労働委員会での答弁での金額をベースその後状況の変化に応じて随時修正を行っており、正確な積算が行われていないのが現状である。

しかしながら、そもそもセンターごとによって人員構成や賃借料の相違など費用内容の違いがあり、また人件費の上昇分や契約時期により物価の高騰などを反映した正しい積算を行う必要がある。委託料の積算は、予定価格を正しく算出するための重要な手続きであるので、個別に積算を作成することが望ましい。

(指摘 1－3) 地域包括支援センターの事業評価及び自己評価の運営協議会への報告について

令和 5 年度における川口市介護保険運営協議会の議事録には地域包括支援センターの事業評価及び年度事業実施報告において記載があるが、自己評価及び事業評価について記載がなく、報告されていない。

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（平成 30 年 5 月 10 日 老総発 0510 第 1 号・老高発 0510 第 2 号・老振発 0510 第 3 号・老老発 0510 第 1 号 厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名）によれば、地域包括支援センター運営協議会は、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第 140 条の 6 第 2 号ロ）。この運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCA サイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。」とあり、地域包括支援センターの事業評価及び自己評価について、運営協議会での報告を求めている。当該記載事項は、地域包括支援センターの効率的・効果的な運営のため必須のものであるので必ず報告されることが望まれる。

(意見 1－30) 地域包括支援センターの事業評価及び自己評価の公表について

前述したとおり令和 5 年度における川口市介護保険運営協議会の議事録には地域包括支援センターの事業評価及び年度事業実施報告において記載があるが、自己評価及び事業評価について記載がないため、その結果市民への公表が行われていないのが現状である。

地域包括支援センターのサービスレベルは市民の高齢者サービスに対する重要な情報であること、地域包括支援センター間のサービスレベルを比較し、一定化するために、他市に倣って点数化して一覧表にする（注 1）、点数化したうえでレーダーチャート化する（注 2）などをして、概観性を持たせたいと市民に公表することが望ましい。

（注 1） 柏市地域包括支援センター令和 5 年度事業評価参照

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/chikihokatsu/hokatsuunkyo/r5jigyohyouka.html>

（注 2） 鎌倉市地域包括支援センター令和 5 年度事業評価参照

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koureisya/2024houkatujigyohyouka.html>

（参考 レーダーチャート化した事業評価図）

指標	平均100社 (平均)	平均500社 (平均)
経営者への報酬 (平均)	5.0	5.0
従業員への報酬 (平均)	5.0	5.0
株主への報酬 (平均)	5.0	5.0
環境への貢献 (平均)	5.0	5.0
社会への貢献 (平均)	5.0	5.0
顧客への貢献 (平均)	5.0	5.0
従業員への教育 (平均)	5.0	5.0

総 括	
羊群の評価	
指 摘 事 項	

地域包括支援センターの契約関係の書類を閲覧すると、地域包括支援センターの最初の選定時には公募型プロポーザル方式が採用されているが、その後の契約時には随意契約となっていた。随意契約の根拠を担当者に尋ねると「地域包括支援センターは公平・公正性、中立性が求められ、また地域の高齢者の総合相談窓口として信用、信頼関係を築いてゆく必要があると同時に地域ネットワークの核としての機能が求められており、継続した業務執行が必要であることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づいて随意契約によっている」との話であった。

また業務の継続性を重要視するのであれば、長期継続契約や債務負担行為により契約期間を複数年度とすることも検討する必要がある。

(注1) 例えばさいたま市では「随意契約ガイドライン」を設けて随意契約の利用を限定している。

(注2) 「公共調達適正化について(財務大臣通知)」財計第2017号平成18年8月25日などを参照のこと。

(意見1-32) 地域包括支援センターの活動について市の広報への掲載について

地域包括支援センターの広報活動については、市でPRチラシを配布するほか、現状では各委託事業者に一任されており、各委託事業者がチラシを印刷して配布する程度にとどまっているのが現状である。しかしながら、チラシの配布のみでは広報活動に限界があり、地域包括支援センターの存在そのものを市民に知ってもらうことは非常に困難であるといえる。そこで、市の広報に地域包括支援センターの業務内容を掲載することで、市民に地域包括支援センターのことを知らしめることが望ましい。市の高齢者の割合が20%を超えるなど、高齢者数の増加により各種福祉施策の必要性は以前と比較して格段に上がっているといえるため、市民の利便性や、地域包括支援センターという高齢者のための総合相談窓口の認知度の向上のためにも、市の広報に地域包括支援センターの存在やその事業内容について一定の周期で周知することが望ましい。

(川口市地域包括支援センターのPRチラシ)



（意見 1－33） 市から地域包括支援センターへの依頼について

地域包括支援センターからの報告によると、市の生活福祉課から地域包括支援センターへ認知症にて相談訪問する依頼があり、依頼に基づいて地域包括支援センターの職員が訪問すると訪問対象者の状況が事前に通知があった事実内容と相違したため、対応に非常に苦慮したという事例が存在した。市から地域包括支援センターへ依頼する際は、把握している情報について、正確な情報共有を徹底し、必要があれば複数名での訪問（市職員の同行も勘案）とすることが望ましい。

（意見 1－34） 市と地域包括支援センター等の事務負担軽減について

地域包括支援センターの報告書によると、住民登録情報や介護保険情報などの被保険者の基礎データについて地域包括支援センターで個別に入力しており今なお事務負担が大きいということであった。この点について市の担当者によると「市と各地域包括支援センター間では、利用者の相談内容を記録している専用システムを導入している」との説明であったが、一部アナログ的な処理が行われており、事務の効率につながっていない状況が伺える。特に被保険者の基礎データについて個別に入力を行うことの事務負担は大きいため、個人情報の取り扱いについて配慮しつつも、RPAツール等の導入支援を行うことや、さらなる高度な DX 化を推進することで入力作業そのものを省略し十分に関係法令等を確認しつつ、情報共有及びシステム導入に向けた検討をすることが望ましい。

（意見 1－35） 困難事例に対する対応について

地域包括支援センターの各種相談の記録簿を閲覧したところ、いわゆる困難事例の対応について 1 人の相談者に対して 3 か月の間に 20 回以上の対応が行われる、継続的に 1 年以上にわたって多くの対応をしているなど人的資源の消耗が顕著な様子が伺えた。この困難事例の対応について組織的な取り組みをしているか否か質問を行ったところ、「1 名で対応することなく、2 名以上のチームで対応している。また、川口市役所長寿支援課、川口保健所他関連機関に連携を依頼するなど協力体制を取っている。」との旨の担当者の回答であった。

例えば、他の自治体で実践しているような「サービスの利用を拒否する高齢者への対応」「身寄りのない方への対応」などといったような比較的一般的な困難事例について研修を行う（注 1）、困難事例についてベテラン職員による成功事例集を作成する（注 2）などを行うことにより現場の負担を軽減する施策を行うことが望ましい。

（注 1）須賀美明「サービスを拒む利用者との関係形成」 社会関係研究 第 12 巻 第 1 号 2007

一瀬貴子「地域包括支援センターの社会福祉士が抱えるストレスの実態～サービス利用拒否する高齢者の対応を巡って～」 関西福祉大学 Vol. 26 2023. 3 pp15-24

（注 2）例えば世田谷区地域福祉部介護保険課（現在は世田谷区高齢福祉部介護保険課）

は「ケアマネジメント困難事例集 支援が困難と感じた時のヒント」、東京都福祉保健財団は「ケアプラン困難事例集」を出版している。

(16) 居宅介護支援事業所

①概要

(ア) 居宅介護支援事業所とは

介護保険法にもとづき、要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるよう支援する事業所である。

具体的には、介護支援専門員（以下ケアマネジャーという）が本人・家族の身の状況や生活環境、希望等に沿って居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランにもとづいて介護保険サービスなどを提供する事業所との連絡・調整などを行う。また、制度上、「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の利用者（入居者）にもケアプランの作成などを行う。

(イ) ケアプランの作成について

ケアプランは以下の手順で作成される。

- （手順1）ケアマネジャーが利用者と面談。現況の把握（アセスメント）を行う。利用者と家族がどのような生活を望んでいるか、そのために必要なことは何か、何が障害となっているかなど、課題を明確にする。
- （手順2）ケアマネジャーはアセスメントをもとに、必要な介護保険サービスを提供する各事業者へ照会を行い、サービスの種類や内容、利用回数、時間、利用料金などをまとめる。
- （手順3）ケアプランの骨子が完成したら、利用者と家族に説明。希望に沿ったものかどうかを確認する。問題がなければ、利用者と家族が同席のもとで、介護保険サービス提供事業者の担当者と主治医などの関係者が集まる「サービス担当者会議」を開催し、ケアプランの完成となる。
- （手順4）利用者が各サービス提供事業者と契約をしてサービスを受ける。
- （手順5）ケアマネジャーは、サービス開始後も利用者宅に定期的に訪問する。同時にサービス提供事業者にも継続的に連絡を入れ、ケアプランが常に最適であるようにする。状況の変化があれば、その都度ケアプランの見直しを行う。

②川口市の居宅介護支援事業所について

居宅介護支援事業所のケアプラン作成件数は以下のとおりである。

居宅介護支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	135,658	141,780	144,420

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数（※）	29,915	28,522	29,512

※地域包括支援センターからの委託分

居宅介護支援事業所に関する関係資料を閲覧したが、特に指摘・意見として記載すべき事項は発見されていない。

4. 社会福祉法人川口市社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会とは

地域福祉を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織であり、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法109条」）に基づき、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに設置されている。

社会福祉協議会は、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を行っている。

(2) 川口市社会福祉協議会の沿革

昭和26年	4月	1日	川口市社会福祉協議会発足
昭和53年	3月	9日	社会福祉法人川口市社会福祉協議会の設立認可
昭和53年	3月25日		社会福祉法人川口市社会福祉協議会設立
昭和58年	4月	1日	川口産業文化会館から青木会館へ移転
平成23年	11月	1日	社会福祉法人鳩ヶ谷市社会福祉協議会と合併
令和2年	6月	1日	青木会館から川口市役所青木3丁目分室へ移転
令和4年	10月11日		川口市役所青木3丁目分室から青木会館へ移転

(3) 設置場所

主たる事務所：川口市青木3丁目3番1号

従たる事務所：川口市南鳩ヶ谷6丁目8番16号

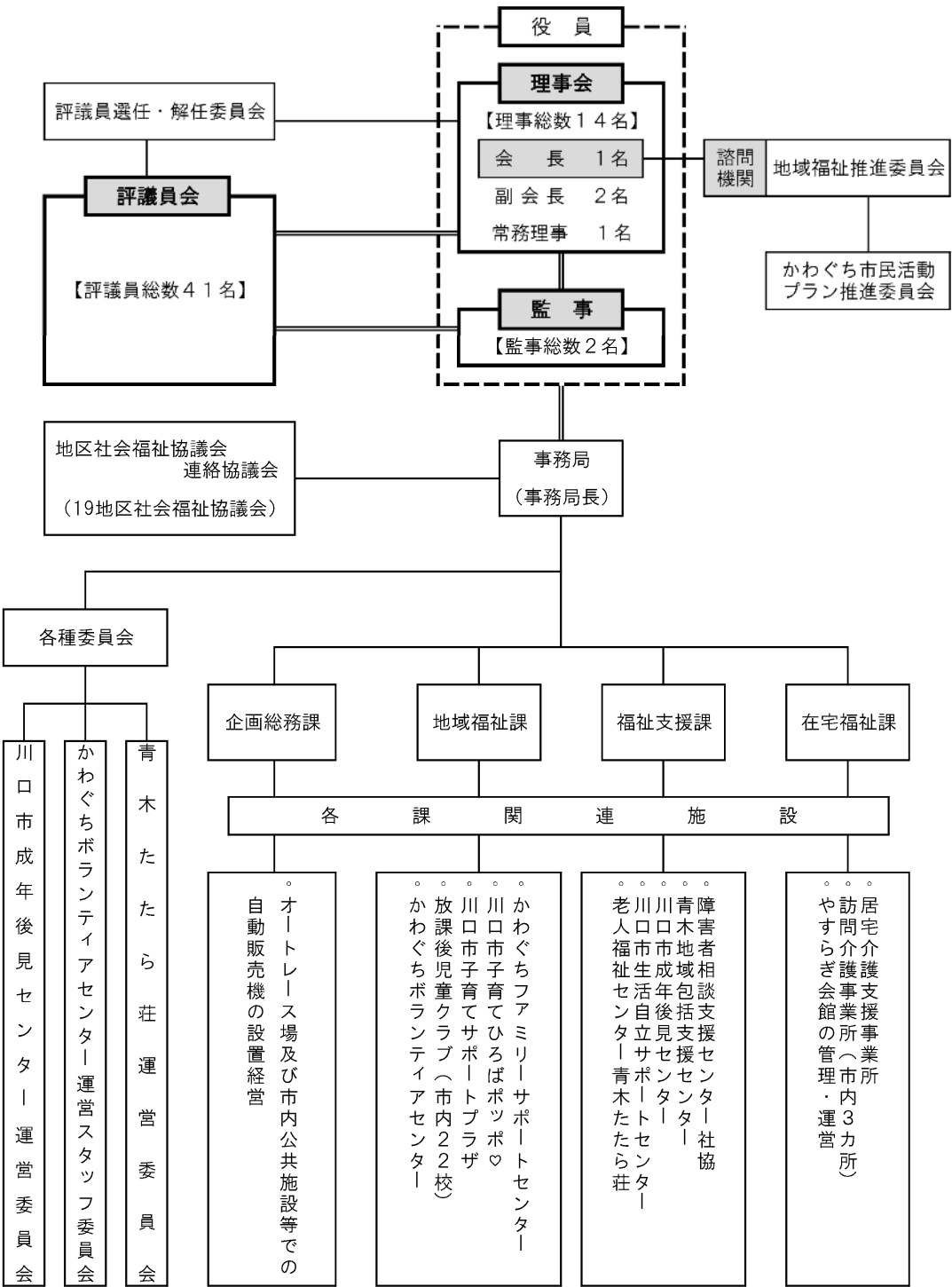
(4) 設置目的

川口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(5) 組織図

川口市社会福祉協議会 組織図

令和6年4月1日現在



(6) 業務内容

①企画総務課

- ・総合的計画の策定に関する事。
- ・理事会及び評議員会に関する事。
- ・年度事業計画並びに予算及び決算に関する事。
- ・職員の人事、給与及び服務に関する事。
- ・職員の研修及び福利厚生に関する事。
- ・職員の安全衛生に関する事。
- ・定款の変更及び諸規程の制定改廃に関する事。
- ・文書事務及び公印の管理に関する事。
- ・財産の管理並びに物品の出納及び管理に関する事。
- ・経理に関する事。
- ・寄付金及び寄付物品の収受並びに管理運営に関する事。
- ・補助金等の交付に関する事。
- ・顕彰に関する事。
- ・広報に関する事。
- ・交通遺児育英事業に関する事。
- ・収益事業に関する事。
- ・他の所管に属さない事項に関する事。

②地域福祉課

- ・会員募集に関する事。
- ・埼玉県共同募金会川口市支会に関する事。
- ・地区社会福祉協議会活動の推進に関する事。
- ・ボランティアセンターの管理運営に関する事。
- ・福祉教育・ボランティア学習の普及・啓発に関する事。
- ・高齢者福祉事業（さわやかコール）に関する事。
- ・障害者社会参加促進事業に関する事。
- ・放課後児童クラブ事業に関する事。
- ・ファミリーサポートセンター事業に関する事。
- ・子育てサポートプラザ事業（つどいの広場事業、子育て支援総合コーディネート事業、利用者支援事業）に関する事。
- ・地域づくり支援事業に関する事。
- ・生活支援体制整備事業に関する事。
- ・多機関協働事業に関する事。
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に関する事。
- ・参加支援事業に関する事。
- ・川口市老人クラブ連合会事務局に関する事。
- ・その他地域福祉の推進に関する事。

③福祉支援課

- ・住民参加型福祉サービス事業に関すること。
- ・高齢者福祉事業（金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚賀詞贈呈事業）に関すること。
- ・生活福祉資金貸付事業に関すること。
- ・福祉サービス利用援助事業に関すること。
- ・地域包括支援センターに関すること。
- ・障害者相談支援事業に関すること。
- ・手話通訳派遣事業に関すること。
- ・成年後見関係事業に関すること。
- ・生活困窮者自立相談支援事業に関すること。
- ・老人福祉センター「青木たたら荘」の管理運営に関すること。
- ・その他福祉支援の推進に関すること。

④在宅福祉課

- ・居宅サービス訪問介護及び居宅介護支援事業等に関すること。
- ・障害者居宅サービス技術援助事業に関すること。
- ・自立支援事業に関すること。
- ・介護相談に関すること。
- ・在宅福祉事業の研修に関すること。
- ・在宅福祉事業の調査、研究に関すること。
- ・やすらぎ会館の管理運営に関すること。
- ・その他在宅福祉の推進に関すること。

（７）職員配置表

過去３年度末の常務・事務局長を除く職員配置については、以下のとおりとなっている。

（単位：人）

令和３年度	正規職員	特定職員	契約職員	非常勤職員	支援員	補助員	パートタイム	パートヘルパー	合計
企画総務課	8	0	1	0	0	0	0	0	9
地域福祉課	20	0	7	8	92	67	4	0	198
福祉支援課	19	0	9	0	0	0	4	0	32
在宅福祉課	10	2	15	1	0	0	4	40	72
合計	57	2	32	9	92	67	12	40	311

(単位：人)

令和4年度	正規職員	特定職員	契約職員	非常勤職員	支援員	補助員	アルバイト	パートタイム	パートヘルパー	合計
企画総務課	8	0	1	0	0	0	0	0	0	9
地域福祉課	22	0	6	10	95	68	18	3	0	222
福祉支援課	19	0	12	1	0	0	0	2	0	34
在宅福祉課	11	2	14	1	0	0	0	5	36	69
合計	60	2	33	12	95	68	18	10	36	334

(単位：人)

令和5年度	正規職員	特定職員	契約職員	非常勤職員	支援員	補助員	アルバイト	パートタイム	パートヘルパー	合計
企画総務課	8	0	2	0	0	0	0	0	0	10
地域福祉課	24	0	7	11	94	69	19	3	0	227
福祉支援課	18	0	14	2	0	0	0	6	0	40
在宅福祉課	11	2	14	1	0	0	0	4	35	67
合計	61	2	37	14	94	69	19	13	35	344

(8) 事業活動と運営形態について

川口市社会福祉協議会（以下「川口市社協」という。）は、法人運営事業・自主事業・収益事業の他、川口市からの指定管理事業、受託事業を契約している。事業の種類と運営形態については以下のとおりである。

法人運営事業	
自主事業	地域福祉・ボランティア活動推進事業
	交通遺児育英事業
	共同募金配分事業
	住民参加型福祉サービス事業
	老人居宅介護等事業
	障害福祉サービス事業
	居宅介護支援事業
補助事業（市）	高齢者福祉事業
	やすらぎ会館事業
指定管理事業（市）	老人福祉センター青木たたら荘
受託事業（市）	障害者居宅サービス技術援助事業
	放課後児童クラブ事業
	手話通訳者派遣事業
	障害者相談支援事業
	障害支援区分認定調査

受託事業（市）	子育てサポートプラザ事業
	自立支援事業
	ファミリー・サポート・センター事業
	青木地域包括支援センター
	成年後見センター
	生活困窮者自立相談支援事業
	生活支援体制整備事業
	多機関協働事業等
	要介護認定調査
委託事業 （県社協）	生活福祉資金貸付事務委託
	福祉サービス利用援助事業
収益事業	自動販売機設置収益事業

（９）受託事業と指定管理事業の内容及び受託料

（単位：千円）

NO	事業名	形態	内容	令和５年度 年間受託料
1	放課後児童クラブ事業	受託	市内 22 校の放課後児童クラブの運営	537,338
2	ファミリー・サポート・センター事業	受託	子育て依頼と提供の会員による相互援助活動	24,914
3	子育てサポートプラザ事業	受託	子育ての情報交換や育児相談の設置	59,902
4	高齢者自立支援事業	受託	65 歳以上で病気やけがにより一時的に日常生活に支障のある方にホームヘルパーを派遣し、家事援助及び身体介護を行う	8,441
5	障害者相談支援事業	受託	市内 10 地区のうち青木地区の障害者相談窓口	17,050
6	障害支援区分認定調査	受託	障害者の支援区分認定調査	在宅者 4 千円（税抜）/1 件、施設入所者 2.5 千円（税抜）/1 件
7	手話通訳者派遣事業	受託	聴覚障害者への手話通訳者派遣	26,616
8	障害者居宅サービス技術援助事業	受託	居宅サービス提供のための技術支援	3,001
9	老人福祉センター 青木たたら荘	指定管理	青木たたら荘の管理運営	17,000

NO	事業名	形態	内容	令和5年度 年間受託料
10	青木地域包括支援センター	受託	総合相談支援、介護予防ケアマネジメント等	36,472
11	成年後見センター	受託	成年後見制度の円滑な利用の促進	23,783
12	生活困窮者自立相談支援事業	受託	生活困窮者の相談及び支援プランの作成	31,390
13	生活支援体制整備事業	受託	高齢者の生活介護・介護予防サービスの充実	8,000
14	多機関協働事業等	受託	複合的な課題(ひきこもり、8050問題など)に対する支援方向性の調整	27,987
15	要介護認定調査(福祉事務所)	受託	要介護認定調査業務	在宅認定調査4千円(税抜)/1件、 施設認定調査2.5千円(税抜)/1件
16	要介護認定調査	受託	同上	同上

(10) 貸借対照表(法人単位)

(単位:千円)

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部	流動資産	現金預金	131,340	134,008	190,117
		事業未収金	54,475	53,482	49,814
		貯蔵品	0	0	20
		立替金	393	651	1,462
		前払金	571	757	747
		その他の流動資産	0	10	10
		流動資産計	186,781	188,909	242,172
	固定資産	基本財産特定預金	3,100	3,100	3,100
		車両運搬具	853	575	5,260
		器具及び備品	1,657	1,972	1,502
		権利	429	429	429
		ソフトウェア	277	132	243
		退職給付引当資産	48,350	52,832	51,550
		福祉基金積立資産	181,627	187,594	193,945
		ボランティア基金積立資産	93,844	93,844	93,844

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部	固定資産	退職給付積立資産	308,891	324,987	306,158
		介護保険事業運営費積立資産	123,176	118,795	100,202
		障害福祉サービス事業運営費積立資産	50,321	50,321	50,321
		障害福祉活動支援積立資産	6,871	6,053	5,230
		差入保証金	0	30	30
		固定資産計	819,401	840,668	811,820
	資産の部合計		1,006,189	1,029,578	1,053,993
負債の部	流動負債	事業未払金	97,338	99,579	140,185
		預り金	660	759	1,914
		職員預り金	3,788	3,728	13,370
		前受金	2,528	2,504	2,414
		仮受金	0	1,224	1,224
		賞与引当金	51,509	60,195	61,305
		流動負債計	155,824	167,991	220,413
	固定負債	退職給付引当金	357,241	377,819	357,709
		固定負債計	357,241	377,819	357,709
	負債の部合計		513,065	545,811	578,122
純資産の部	基本金	第一号基本金	3,100	3,100	3,100
	基金	福祉基金	181,627	187,594	193,945
		ボランティア基金	93,844	93,844	93,844
	その他の積立金	介護保険事業運営費積立金	123,176	118,795	100,202
		障害福祉サービス事業運営費積立金	50,321	50,321	50,321
		障害福祉活動支援積立金	6,871	6,053	5,230

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
純資産の部	次期繰越活動増減差額	34,175	24,057	29,225
	(うち当期活動増減差額)	20,195	△ 1,676	△ 35,756
	純資産の部合計	493,117	483,767	475,870
負債及び純資産の部合計		1,006,183	1,029,578	1,053,993

(11) 資金収支計算書

①法人単位

(単位：千円)

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業活動による収支	収入	会費収入	17,489	18,099	18,221
		寄附金収入	6,937	11,086	16,428
		経常経費補助金収入	212,764	245,611	251,826
		受託金収入	754,755	759,030	810,123
		事業収入	18,254	19,132	21,524
		負担金収入	5,212	7,648	6,496
		介護保険事業収入	168,268	159,125	151,433
		障害福祉サービス等事業収入	54,376	47,653	47,407
		在宅自立支援訪問介護事業収入	457	286	319
		受取利息配当金収入	40	39	35
		その他の収入	1,078	1,290	2,791
		事業活動収入計(1)	1,239,635	1,269,002	1,326,606
	支出	人件費支出	1,037,832	1,034,842	1,143,620
		事業費支出	124,281	140,496	138,007
		事務費支出	17,085	35,754	36,626
		売上原価	3,613	3,541	3,373
		共同募金配分金事業費	700	538	589
		助成金支出	27,570	27,495	27,166
		負担金支出	2,375	3,147	2,733
		その他の支出	0	4	4
		事業活動支出計(2)	1,213,457	1,245,822	1,352,121
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	26,177	23,180	△ 25,515

勘定科目			令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	531	797	4,716
		その他の施設整備等による支出	0	30	0
		施設整備等支出計(5)	531	827	4,716
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)－(5)		△ 531	△ 827	△ 4,716
その他の活動による収支	収入	基金積立資産取崩収入	2,655	2,456	2,678
		積立資産取崩収入	8,310	6,878	56,642
		その他の活動による収入	0	0	11,981
		その他の活動収入計(7)	10,966	9,334	71,302
	支出	基金積立金資産支出	6,947	8,422	9,029
		積立資産支出	23,383	17,775	18,397
		その他の活動による支出	5,044	6,842	11,692
		その他の活動支出計(8)	35,375	33,040	39,119
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)－(8)		△ 24,409	△ 23,706	32,182
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)－(10)		1,237	△ 1,353	1,950	
前期末支払資金残高(12)			81,229	82,467	81,113
当期末支払資金残高(11)+(12)			82,467	81,113	83,064

②事業区分ごと

※事業活動資金収支差額まで

(単位：千円)

区分	拠点区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		収入	支出	資金収支差額	収入	支出	資金収支差額	収入	支出	資金収支差額
社会福祉事業区分	1 法人運営事業	217,653	224,697	△7,044	257,744	251,683	6,061	265,167	300,774	△35,607
	2 生活福祉資金貸付事務委託	57,934	44,536	13,398	37,331	28,873	8,458	33,791	25,416	8,375
	3 高齢者福祉事業	398	398	0	461	461	0	531	531	0
	4 ボランティア活動事業	417	3,041	△2,624	421	2,875	△2,454	967	4,246	△3,279
	5 交通遺児育英事業	0	1,606	△1,606	0	1,306	△1,306	0	1,528	△1,528
	6 福祉サービス利用援助事業	2,075	5,530	△3,455	2,367	5,918	△3,551	2,809	6,130	△3,321
	7 障害者居宅サービス技術援助事業	3,001	3,001	0	3,001	3,001	0	3,001	3,001	0
	8 放課後児童クラブ事業	490,610	489,645	965	492,678	491,980	698	515,615	514,643	972
	9 手話通訳派遣事業	20,840	20,206	634	23,046	22,540	506	26,138	25,368	770
	10 共同募金配分事業	21,327	21,327	0	20,880	20,880	0	20,168	20,168	0
	11 住民参加型福祉サービス事業	2,129	2,918	△789	2,555	3,736	△1,181	6,423	4,461	1,962
	12 老人居宅介護等事業	128,115	124,409	3,706	112,846	117,823	△4,977	106,354	122,297	△15,943
	13 障害者相談支援事業	18,547	18,181	366	18,440	19,066	△626	19,417	18,808	609

区分	拠点区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		収入	支出	資金収支差額	収入	支出	資金収支差額	収入	支出	資金収支差額
社会福祉事業区分	14 障害福祉サービス事業	35,979	33,714	2,265	29,337	27,857	1,480	28,087	27,020	1,067
	15 子育てサポートプラザ事業	50,956	49,586	1,370	55,292	53,657	1,635	55,687	54,487	1,200
	16 自立支援事業	8,336	8,126	210	8,328	8,118	210	8,441	8,231	210
	17 やすらぎ会館事業	5,180	5,180	0	6,029	6,029	0	6,703	6,703	0
	18 ファミリーサポートセンター事業	24,515	24,023	492	20,596	20,467	129	22,783	22,520	263
	19 老人福祉センター青木たたら荘	—	—	—	8,996	10,076	△ 1,080	18,571	16,410	2,161
	社福事業計(1)	1,088,012	1,080,124	7,888	1,100,348	1,096,346	4,002	1,140,653	1,182,742	△42,089
公益事業区分	1 居宅介護支援事業	37,098	31,192	5,906	43,357	36,968	6,389	40,611	38,442	2,169
	2 青木地域包括支援センター	38,950	37,581	1,369	39,989	38,733	1,256	40,827	39,271	1,556
	3 成年後見センター	22,179	21,582	597	19,985	19,174	811	21,982	21,365	617
	4 生活困窮者自立相談支援事業	30,921	29,920	1,001	30,921	29,912	1,009	31,890	30,870	1,020
	5 生活支援体制設備事業	8,000	7,725	275	8,000	7,700	300	8,000	7,693	307
	6 多機関協働事業	0	0	0	12,236	11,750	486	27,563	26,580	983

区分	拠点 区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		収入	支出	資金収 支差額	収入	支出	資金収 支差額	収入	支出	資金収 支差額
	公益事業 計(2)	137,148	128,000	9,148	154,488	144,237	10,251	170,873	164,221	6,652
収益事業 区分	自動販売 機設置収 益事業	14,476	5,334	9,142	14,167	5,236	8,931	15,080	5,158	9,922
	収益事業 計(3)	14,476	5,334	9,142	14,167	5,236	8,931	15,080	5,158	9,922
合 計 (4)=(1)+(2)+ (3)		1,239,636	1,213,458	26,178	1,269,003	1,245,819	23,184	1,326,606	1,352,121	△25,515

(12) 事業活動計算書

①法人単位

(単位：千円)

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス活動増減の部	収益	会費収益	17,489	18,099	18,221
		寄附金収益	6,937	11,086	16,428
		経常経費補助金収益	212,764	245,611	251,826
		受託金収益	754,755	759,030	810,123
		事業収益	18,254	19,132	21,524
		負担金収益	5,212	7,648	6,496
		介護保険事業収益	168,268	159,125	151,433
		障害福祉サービス等事業収益	54,376	47,653	47,407
		在宅自立支援訪問介護事業収益	457	286	319
		その他の収益	1,078	1,290	2,791
		サービス活動収益計(1)	1,239,595	1,268,963	1,326,570
	費用	人件費	1,034,726	1,048,524	1,144,490
		事業費	124,281	140,496	138,007
		事務費	17,085	35,754	36,626

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス活動増減の部	費用	売上原価	3,613	3,541	3,373
		共同募金配分金事業費	700	538	589
		助成金費用	27,570	27,495	27,166
		負担金費用	2,375	3,147	2,733
		基金組入額	6,947	8,422	9,029
		減価償却費	1,282	1,234	1,426
		その他の費用	0	4	4
		サービス活動費用計(2)	1,218,581	1,269,161	1,363,448
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	21,014	△ 198	△ 36,877
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	40	39	35
		サービス活動外収益計(4)	40	39	35
	費用	その他のサービス活動外費用	0	4	0
		サービス活動外費用計(5)	0	4	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		40	34	35
経常増減差額(7)=(3)-(6)			21,054	△ 163	△ 36,841
特別増減の部	収益	固定資産受贈額	0	328	1,036
		その他の特別収益	0	512	7,155
		特別収益計(8)	0	841	8,191
	費用	固定資産売却損・処分損	0	0	0
		その他の特別損失	0	1,462	6,113
		特別費用計(9)	0	1,462	6,113
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		0	△ 621	2,077
税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			21,054	△ 784	△ 34,763
法人税、住民税及び事業税(12)			859	892	992
当期活動増減差額(13)=(11)-(12)			20,195	△ 1,676	△ 35,756

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(14)	26,397	34,175	24,057
	当期末繰越活動増減差額 (15)=(13)+(14)	46,593	32,498	△ 11,698
	基本金取崩額(16)	0	0	0
	基金取崩額(17)	2,655	2,456	2,678
	その他の積立金取崩額(18)	8,310	6,878	56,642
	その他の積立金積立額(19)	23,383	17,775	18,397
	次期繰越活動増減差額 (20)=(15)+(16)+(17)+(18)-(19)	34,175	24,057	29,225

②事業区分ごと

※サービス活動増減差額まで

(単位：千円)

区分	拠点区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		収益A	費用B	サービス活動増減C	収益A	費用B	サービス活動増減C	収益A	費用B	サービス活動増減C
社会福祉事業区分	1 法人運営事業	217,631	233,639	△16,008	257,722	266,828	△9,106	265,148	306,316	△41,168
	2 生活福祉資金貸付事務委託	57,934	44,359	13,575	37,331	29,344	7,987	33,791	25,557	8,234
	3 高齢者福祉事業	398	398	0	461	461	0	531	531	0
	4 ボランティア活動事業	408	3,041	△2,633	412	2,875	△2,463	959	4,246	△ 3,287
	5 交通遺児育英事業	0	1,606	△ 1,606	0	1,306	△1,306	0	1,528	△ 1,528
	6 福祉サービス利用援助事業	2,075	5,502	△ 3,427	2,367	5,935	△3,568	2,809	6,165	△3,356

区分	拠点区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		収益A	費用B	サービス活動増減C	収益A	費用B	サービス活動増減C	収益A	費用B	サービス活動増減C
	7 障害者居宅サービス技術援助事業	3,001	3,001	0	3,001	3,001	0	3,001	3,001	0
	8 放課後児童クラブ事業	490,610	485,926	4,684	492,678	495,220	△2,542	515,615	515,405	210
	9 手話通訳派遣事業	20,840	20,968	△128	23,046	23,021	25	26,138	25,921	217
	10 共同募金配分事業	21,327	21,327	0	20,880	20,880	0	20,168	20,168	0
社会福祉事業区分	11 住民参加型福祉サービス事業	2,129	3,221	△1,092	2,555	3,913	△1,358	6,423	4,644	1,779
	12 老人居宅介護等事業	128,106	124,352	3,754	112,837	118,615	△5,778	106,346	122,425	△16,079
	13 障害者相談支援事業	18,547	18,103	444	18,440	18,984	△544	19,417	18,895	522
	14 障害福祉サービス事業	35,979	33,275	2,704	29,337	28,072	1,265	28,087	26,429	1,658
	15 子育てサポートプラザ事業	50,956	49,404	1,552	55,292	53,303	1,989	55,687	55,350	337
	16 自立支援事業	8,336	8,125	211	8,328	8,118	210	8,441	8,334	107

区分	拠点区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		収益A	費用B	サービス活動増減C	収益A	費用B	サービス活動増減C	収益A	費用B	サービス活動増減C
社会福祉事業区分	17 やすらぎ会館事業	5,180	5,307	△ 127	6,029	6,156	△127	6,703	6,830	△ 127
	18 ファミリーサポートセンター事業	24,515	23,393	1,122	20,596	21,313	△ 717	22,783	22,628	155
	19 老人福祉センター青木たたら荘	—	—	—	8,996	10,270	△1,274	18,571	16,481	2,090
	社福事業計(1)	1,087,972	1,084,947	3,025	1,100,308	1,117,615	△17,307	1,140,618	1,190,854	△50,236
公益事業区分	1 居宅介護支援事業	37,098	32,059	5,039	43,357	37,191	6,166	40,611	37,822	2,789
	2 青木地域包括支援センター	38,950	37,606	1,344	39,989	38,929	1,060	40,827	39,314	1,513
	3 成年後見センター	22,179	21,261	918	19,985	19,131	854	21,982	21,881	101
	4 生活困窮者自立相談支援事業	30,921	29,690	1,231	30,921	29,870	1,051	31,890	31,270	620
	5 生活支援体制設備事業	8,000	7,683	317	8,000	7,768	232	8,000	7,585	415
	6 多機関協働事業	0	0	0	12,236	13,421	△1,185	27,563	29,565	△2,002

区分	拠点区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		収益A	費用B	サービス活動増減C	収益A	費用B	サービス活動増減C	収益A	費用B	サービス活動増減C
	公益事業計(2)	137,148	128,299	8,849	154,488	146,310	8,178	170,873	167,437	3,436
収益事業区分	自動販売機設置収益事業	14,476	5,334	9,142	14,167	5,236	8,931	15,080	5,158	9,922
	収益事業計(3)	14,476	5,334	9,142	14,167	5,236	8,931	15,080	5,158	9,922
	合計(4)=(1)+(2)+(3)	1,239,596	1,218,580	21,016	1,268,963	1,269,161	△198	1,326,571	1,363,449	△36,878

(指摘1－4) 退職金支払時の仕訳について

川口市社協では、独自の退職金規程に基づく退職金制度と併せ、外部拠出である一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会の退職共済制度に加入し、退職金の退職時の支給に備えている。

退職給付引当金の算定方法は、独自の退職金制度については、単年度の積立額＝基本給－共助会掛金となっており、毎年度末に積み立てを行い、正規職員と契約職員が支給対象となっている。一方、共助会の退職金制度については、掛金は加入時及び毎年10月1日時点の給料・俸給を基礎とする標準報酬月額額の1000分の40となっており、事業主と加入者が折半で負担し、正規職員が支給対象となっている。

共助会退職共済事業規定 第10条第1項を抜粋したものは以下のとおり。

第2章 資産運用及び財政決算等の委託

(資産運用方法)

第6条 第3条に基づき分別される資産の管理運用は、第4条に基づき設置される資産運用委員会の議を経たうえで、共助会理事長（以下「理事長」という。）が指定する複数の信託銀行と、信託契約を締結する方法によることを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず 次の資産は信託しないことができる。

- (1) 退職共済金その他の支払に必要な短期保有資産
- (2) 共済資金融資事業規定に基づく貸付金に必要な資産
- (3) 既存の仕組債その他で信託による運用が困難な資産

3 第1項の信託は、長期的な視点に立って策定する資産運用に関する基本方針を踏まえて実施することとする。

(業務の委託)

第7条 本制度運営に必要な財政決算及び財政再計算は、理事長が指定する信託銀行に

委託して実施する。

第3章 加入及び脱退

(加入)

第8条 本制度に加入しようとする事業主は、あらかじめ施設・団体単位で共助会に申し入れ、共助会と退職共済契約を締結するものとする。

2 前項の退職共済契約については、定款第6条に基づき所属施設又は所属団体の長を経由してなされる諸手続きの完了をもって、契約締結とみなす。

(脱退)

第9条 共助会の会員が、定款第8条に基づき共助会を退会したとき、第9条に基づき共助会から除名されたとき又は第10条に基づき共助会の会員資格を喪失したときは、本制度の加入者が本制度から脱退したものとして取り扱う。

第4条 掛 金

(掛金の額)

第10条 契約者が共助会に預託する退職共済掛金の月額、加入者の標準報酬月額の1000分の40とし、事業主と加入者が折半して負担するものとする。

2 前項の標準報酬月額は、加入者が共済資格を取得した時点で勤務の対象として受け取る給料・俸給を基礎に、別表第1の区分により算出した額とする。但し、毎年10月1日の時点で加入者が受け取る給料・俸給を基礎に再計算し、所属長が加入者の当該月の標準報酬基礎届を共助会に提出する。

なお共助会からの運用益は、掛け金を川口市社協と加入者（職員）が折半しているため、職員の退職時に社協と職員が1/2ずつ受け取る仕組みとなっている。

令和5年度において、法人運営事業は事業活動資金収支差額が3,561万円（下記、図①事業活動資金収支差額 令和5年度参照）のマイナスとなっている。

人件費が令和3～4年度に比し、5千万円ほど増加していることが大きな要因である。

図① 法人運営事業 資金収支の推移

（単位：円）

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業活動による収支	収入			
	会費収入	17,489,000	18,099,000	18,221,000
	寄附金収入	6,937,420	11,086,105	12,758,436
	経常経費補助金収入	186,542,808	219,063,670	224,173,616
	事業収入	590,000	686,717	876,404
	負担金収入	5,212,475	7,648,227	6,496,763
	受取利息配当金収入	22,421	22,267	18,973
	その他の収入	859,183	1,138,331	2,621,409
	事業活動収入計(1)	217,653,307	257,744,317	265,166,601

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業活動による収支	支出	人件費支出	198,133,789	200,793,916	251,398,408
		事業費支出	939,811	6,121,764	3,466,738
		事務費支出	13,527,631	31,899,751	32,988,297
		助成金支出	9,795,405	10,117,148	10,270,678
		負担金支出	2,300,000	2,750,000	2,650,000
		事業活動支出計(2)	224,696,636	251,682,579	300,774,121
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		△ 7,043,329	6,061,738	△ 35,607,520

人件費増加の要因は退職者の増加により退職給付支出が増加したものとことだが、退職給付引当金を毎年積み立てているため、基本的に退職時による退職給付費の負担は生じないはずである。

法人運営事業の資金収支計算書及び事業活動計算書の人件費の内訳は図②と図③のとおりである。令和5年度の資金収支計算書の退職一時金支出と事業活動計算書の退職一時金費用が3,723万円と同額である。

独自の退職給付金制度の仕訳において、退職給付引当金を取り崩すところ、退職金支給時に(借方)退職給付費用・退職一時金費用／(貸方)預金として処理しており、事業費の過大計上が確認された。

退職給付引当金の決算残高は、在職者の要支給額に合わせているが、年度末に行う退職給付引当金の戻し入れ及び繰り入れの処理を事業活動費の中で行うところ、繰越活動増減差額の部の積立金取崩額と積立金積立額で処理していた。

将来支払われる退職金に備えて退職給付引当金の計上をしているにもかかわらず、今までの会計処理では、退職者が多い年度に退職給付費が過大に計上されることになる。

適正な現況報告書開示のため、会計処理の見直しをすることが望まれる。

図② 法人運営事業 人件費支出の推移（資金収支計算書より）

（単位：円）

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費支出	役員報酬支出	635,000	880,000	750,000
	役員報酬支出	510,000	745,000	475,000
	委員報酬支出	125,000	135,000	275,000
	職員給料支出	121,977,691	131,089,320	132,738,955
	職員給料支出	121,977,691	131,089,320	132,738,955
	職員賞与支出	40,072,942	38,960,173	42,574,707
	職員賞与支出	40,072,942	38,960,173	42,574,707

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費支出	非常勤職員給料支出	1,541,200	1,084,050	1,005,795
	非常勤職員給料支出	1,541,200	1,084,050	1,005,795
	退職給付支出	7,350,000	1,680,000	45,056,996
	退職一時金支出	7,350,000	1,680,000	37,226,092
	共助会退職金支出	0	0	7,830,904
	法定福利費支出	26,556,956	27,100,373	29,271,955
	法定福利費支出	26,556,956	27,100,373	29,271,955
人件費支出合計		198,133,789	200,793,916	251,398,408

図③ 法人運営事業 人件費の推移（事業活動計算書より）

（単位：円）

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	役員報酬	635,000	880,000	750,000
	役員報酬	510,000	745,000	475,000
	委員報酬	125,000	135,000	275,000
	職員給料	121,977,691	131,089,320	132,738,955
	職員給料	121,977,691	131,089,320	132,738,955
	職員賞与	26,623,037	27,598,439	29,223,148
	職員賞与	26,623,037	27,598,439	29,223,148
	賞与引当金繰入	13,047,521	15,188,847	12,821,342
	賞与引当金繰入	13,047,521	15,188,847	12,821,342
	非常勤職員給与	1,541,200	1,084,050	1,005,795
	非常勤職員給与	1,541,200	1,084,050	1,005,795
	退職給付費用	11,535,600	6,162,000	43,775,756
	退職一時金費用	7,350,000	1,680,000	37,226,092
	共助会退職金費用	4,185,600	4,482,000	6,549,664
	法定福利費	24,679,941	25,414,586	27,434,667
	法定福利費	24,679,941	25,414,586	27,434,667
人件費合計		200,039,990	207,417,242	247,749,663

※令和5年度の退職給付費用の内訳は、川口市社協負担の共助会退職金への掛け金年間655万円、退職者へ支給した退職金3,723万円となっている。

(13) 老人居宅介護等事業について

川口市社協では昭和53年にホームヘルプサービス事業を開始後、平成12年4月に介護保険制度開始時に訪問介護事業所として登録。自立した生活が困難な高齢者・障害者が安心して在宅で暮らすための訪問介護サービスを提供している。

①利用対象者

介護保険の要介護認定（要支援1・2 要介護1～5）に該当する方

②サービス別利用者人数

川口市内に3か所のホームヘルプステーションを設置しており、事業所ごとの直近3年度のサービス別利用者人数は以下のとおりとなっている。

(単位：人)

		介護 保険	総合 事業	居宅 介護	重度訪 問介護	同行 援護	移動 支援	在宅自 立支援	合計
令和3 年度	本部(やすら ぎ会館)	112	52	20	0	7	0	3	194
	神根ステー ション	47	17	7	0	2	1	3	77
	安行ステー ション	36	15	12	1	2	2	1	69
	合 計	195	84	39	1	11	3	7	340
令和4 年度	本部(やすら ぎ会館)	93	37	17	0	6	0	4	157
	神根ステー ション	34	12	5	0	1	1	1	54
	安行ステー ション	41	17	9	1	2	1	0	71
	合 計	168	66	31	1	9	2	5	282
令和5 年度	本部(やすら ぎ会館)	77	33	11	0	3	0	4	128
	神根ステー ション	31	8	9	0	2	0	1	51
	安行ステー ション	28	18	9	1	2	1	1	60
	合 計	136	59	29	1	7	1	6	239

③訪問介護職員のヘルパーステーションごとの各年度末現在の人数は以下のとおりとなっている。

(単位：人)

		正規職員	契約職員	非常勤職員	パートヘルパー	事務パート	合計
令和3年度	本部(やすらぎ会館)	3	5	0	25	1	34
	神根ステーション	1	4	1	7	1	14
	安行ステーション	1	2	0	9	1	13
	合 計	5	11	1	41	3	61
令和4年度	本部(やすらぎ会館)	2	5	0	21	2	30
	神根ステーション	2	2	1	6	1	12
	安行ステーション	1	3	0	9	1	14
	合 計	5	10	1	36	4	56
令和5年度	本部(やすらぎ会館)	3	4	0	18	2	27
	神根ステーション	1	3	0	6	0	10
	安行ステーション	1	4	0	7	1	13
	合 計	5	11	0	31	3	50

④老人居宅介護等事業の直近3年間の資金収支計算書は以下のとおりである。

(単位：円)

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	127,576,018	112,550,356	106,018,513
		在宅自立支援訪問介護収入	457,900	286,754	319,118
		受取利息配当金収入	9,291	8,510	8,092
		その他の収入	71,689	0	7,990
		事業活動収入計(1)	128,114,898	112,845,620	106,353,713
	支出	人件費支出	117,760,927	111,082,621	115,912,175
		事業費支出	6,177,731	6,289,623	5,957,701
		事務費支出	452,829	432,517	409,308
		負担金支出	18,000	18,000	18,000
		事業活動支出計(2)	124,409,487	117,822,761	122,297,184
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		3,705,411	△ 4,977,141	△ 15,943,471

勘定科目			令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	192,500	192,500	599,400
		施設整備等支出計(5)	192,500	192,500	599,400
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 192,500	△ 192,500	△ 599,400
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	4,380,668	18,593,060
		事業区分間繰入金収入	4,719,410	4,736,084	516,490
		拠点区分間繰入金収入	0	293,952	510,621
		その他の活動収入計(7)	4,719,410	9,410,704	19,620,171
	支出	積立資産支出	5,069,021	0	0
		拠点区分間繰入金支出	3,163,300	3,214,000	3,077,300
		その他の活動による支出	0	1,027,063	0
		その他の活動支出計(8)	8,232,321	4,241,063	3,077,300
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△ 3,512,911	5,169,641	16,542,871
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0	

(意見1-36) 老人居宅介護等事業の利用者減少及び赤字について

老人居宅介護等事業の事業活動収支差額は令和4年度よりマイナスとなっており、令和5年度においては1,594万円のマイナスとなっている。

ヘルパーが高齢となり、人材不足により利用者の受け入れが困難ということだが、高齢化が進む中、さらに需要が増加すると見込まれる。

積立金の取り崩しにより最終的な収支はプラスマイナスゼロとなっているが、自主事業であり、積立金取り崩しに頼らない安定的な経営が望まれる。

(14) 交通遺児育英事業について

交通事故によりご両親もしくはどちらかの親を亡くした遺児に対し、奨学金などによる支援を行っている。

①奨学金・支援金の金額

種 類	内 容	金 額
奨学金	高等学校等及び大学等に在学中の奨学金	高等学校等在学生 年額 100,000 円 大学等在学生 年額 150,000 円

種 類	内 容	金 額
入学時祝金	入学時のお祝い金	小学校入学 20,000 円
		中学校入学 30,000 円
		高等学校等入学 50,000 円
		大学等入学 100,000 円
年末支援金	新年準備の支援金	満 18 歳になるまで 30,000 円
修学旅行支援金	修学旅行参加のための支援金	小学校修学旅行 20,000 円
		中学校修学旅行 30,000 円
		高等学校等修学旅行 50,000 円
就職支度金	中学校・高等学校等・大学等卒業後に就職する際の支援金	100,000 円

②奨学金支給実績

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
奨学金 (前期/高校等)	4 世帯 6 人 /300,000 円	3 世帯 4 人 /200,000 円	2 世帯 2 人 /100,000 円
奨学金 (前期/大学等)	2 世帯 3 人 /225,000 円	2 世帯 2 人 /150,000 円	4 世帯 4 人 /300,000 円
奨学金 (後期/高校等)	4 世帯 6 人 /300,000 円	3 世帯 4 人 /200,000 円	3 世帯 3 人 /150,000 円
奨学金 (後期/大学等)	2 世帯 2 人 /150,000 円	2 世帯 2 人 /150,000 円	4 世帯 4 人 /300,000 円

(意見 1－37) 交通遺児育英事業の収支について

交通遺児支援金は毎年 150 万円程度の支出があるが、支援金が減少傾向にある。

※ (11) ②資金収支計算書(事業区分ごと) 参照

指定寄附金により奨学給付金等を賄っているとのことだが、制度継続のために、市民の皆さまからいただいた寄附金をもとに交通遺児育英事業が行なわれていることを広く市民に周知し、財源を確保することが必要だと考える。

(意見 1－38) 交通遺児育英事業 支援金対象者について

奨学金の対象者は交通遺児で、川口市内に引き続き 1 年上居住する者が対象となっているが、支援実績によると、支給対象者は年 2～6 名となっている。

車の機能向上による交通事故減少によるものとのことだが、寄附者からの意向をくみ取りながら制度を拡充していくことが望まれる。

(15) 地区社会福祉協議会

川口市では、連合町会単位に 19 の地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)が設置されている。

①構成

主に町会・自治会、民生委員児童委員、社会福祉関係者などで構成されている。

②活動内容

サロン活動、三世代交流事業、敬老事業、共同募金運動のほか、各地区の実情に応じた地域福祉活動を行っている。活動場所は、町会会館、公民館、老人福祉センター、マンション等の集会所などで行われている。

③地区社協設置場所

中央地区社協、幸栄地区社協、並木地区社協、西地区社協、横曽根地区社協、西川口地区社協、青木地区社協、上青木地区社協、前川地区社協、南平地区社協、領家地区社協、朝日地区社協、朝日東地区社協、新郷地区社協、神根地区社協、芝地区社協、安行地区社協、戸塚地区社協、鳩ヶ谷地区社協の19か所となっている。

④社協会員制度について

川口市社協では、「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を進めていくため、会員制度を実施している。

会員制度は、会費というかたちで福祉活動に協力し、助け合い・支え合いの制度で、任意加入となっている。また、会員としての義務は生じない。

会費の50％は、川口市社協の全市的な福祉事業費として活用し、残りの50％は、会員の地元の地区社協の活動費として配分している。

⑤会員数と会費収入の推移

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人会員 1口1,000円	件数	13,465	12,692	12,439
	口数	13,897	13,121	13,023
	金額	13,899千円	13,123千円	13,023千円
賛助会員 1口5,000円	件数	311	460	522
	口数	676	952	994
	金額	3,380千円	4,760千円	4,970千円
施設・団体会員 1口2,000円	件数	53	56	62
	口数	105	108	114
	金額	210千円	216千円	228千円
合計金額		17,489千円	18,099千円	18,221千円

⑥社協制度 活動費支出の推移

(単位：円)

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
市社協活動費	ボランティア活動事業費	2,624,738	2,454,135	3,278,998
	福祉サービス利用援助事業費	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	住民参加型福祉サービス事業費	789,288	1,181,359	1,707,874
	かわぐち市民活動プラン推進事業費	498,294	571,057	2,138,497
	社協だより発行事業費	648,169	792,174	996,331
	社協パンフレット作製費	111,650	155,980	267,300
	会員募集関係資材費	1,934,382	2,053,881	0
	法人運営事業事務費	1,515,979	1,140,914	0
	市社協合計	9,122,500	9,349,500	9,389,000
地区社協活動費	中央地区活動費	149,000	191,500	216,000
	幸栄地区活動費	293,000	340,500	372,500
	並木地区活動費	104,500	128,500	115,000
	西地区活動費	313,000	314,000	321,000
	横曽根地区活動費	64,000	78,500	93,000
	西川口地区活動費	179,500	214,500	153,500
	青木地区活動費	466,500	475,500	535,000
	上青木地区活動費	277,000	282,000	322,500
	前川地区活動費	211,500	281,500	284,000
	南平地区活動費	113,500	202,500	163,000
	領家地区活動費	82,500	83,500	100,000
	朝日地区活動費	246,000	259,000	245,500
	朝日東地区活動費	280,500	322,000	355,500
	新郷地区活動費	160,500	202,000	290,000
	神根地区活動費	121,000	234,500	196,000
	芝地区活動費	367,000	383,000	380,500
	安行地区活動費	92,000	142,500	196,500
	戸塚地区活動費	145,000	173,500	227,500
	鳩ヶ谷地区活動費	4,700,500	4,440,500	4,265,000
	地区社協合計	8,366,500	8,749,500	8,832,000
総合計		17,489,000	18,099,000	18,221,000

川口市社協の事業活動は、会費収入だけではなく、寄附金収入や共同募金の配分金収入などの財源により活動が行われている。

⑦活動報告

広報誌「社協だより」を年に4回（1月・4月・7月・10月）発行している。

以下、広報誌内の会費の使途（充当事業）についての紹介ページを抜粋。

社協の会費はよりよい地域づくりのために活用させていただきます！

ボランティアに関する相談・紹介・育成など



ゴミ拾いボランティア活動の様子

高齢者向けサロンの様子



学習支援の様子



コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による取り組みなど



誰でも気軽に集まれる居場所づくり
地域拠点活動の様子

ご高齢のかたや子育て中のかたを対象としたサロンや
学習支援、子ども食堂など



子育てサロンの様子



令和4年度会費の使いみち 会費総額 18,099,000円

※個人会員・賛助会員会費は、いただいた額の半分の半を市内全域の福祉活動へ、もう半分をお住いの地区の福祉活動へ活用させていただきます。施設・団体会員会費は市社協の福祉活動に充当させていただきます。

市社協の福祉活動に充当 9,349,500円		会員の地元の地区社協に交付 19地区計8,749,500円	
☑ ボランティア活動の推進・CSWによる支援に	2,454,135 円	【地区社協の活動に】 ☑ サロン活動 ☑ 見守り活動 ☑ 学習支援 ☑ 子ども食堂 ☑ 敬老事業 ☑ 地域のネットワークづくり など	
☑ 家事援助サービスや車いす・福祉車両の貸出サービスの運営費に	1,181,359 円		
☑ 市民団体等による地域福祉活動の支援・推進に	571,057 円		
☑ 判断能力の不十分な高齢者などの福祉サービス利用援助活動に	1,000,000 円		
☑ 福祉の普及啓発などに(広報活動、広報誌社協だよりの発行等)	4,142,949 円		

会費の加入方法

町会・自治会・分区を通じてのご加入や、川口市社協、やすらぎ会館、かわくちボランティアセンター、市役所福祉部、各支所などの窓口で受け付けており、年間を通じてご加入いただけます。

社会福祉法人 **川口市社会福祉協議会**
 住所) 川口市青木 3-3-1 青木会館内
 電話) 252-1294

◆やすらぎ会館

住所) 川口市南鳩ヶ谷6-8-16 電話) 285-2050

◆かわくちボランティアセンター (休所日: 月曜・祝日)

住所) 川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4階 電話) 227-7640

社協会員制度についてHPで
より詳しく紹介しています！

社協会員制度について



会費の使いみちについて



⑧地区別会員加入状況

令和5年度現在

地区名	世帯数	個人	賛助	合計	加入率
中央地区	8,920	151	27	178	2.0%
幸栄地区	7,707	130	36	166	2.2%
並木地区	6,485	127	14	141	2.2%
西地区	9,791	32	14	46	0.5%
横曽根地区	3,540	58	6	64	1.8%
西川口地区	4,635	180	12	192	4.1%
青木地区	12,900	664	50	714	5.5%
上青木地区	7,145	445	29	474	6.6%
前川地区	6,340	435	18	453	7.1%
南平地区	7,470	177	20	197	2.6%
領家地区	5,065	90	13	103	2.0%
朝日地区	5,094	286	21	307	6.0%
朝日東地区	3,230	528	27	555	17.2%
新郷地区	9,084	281	40	321	3.5%
神根地区	15,071	159	19	178	1.2%
芝地区	30,295	451	31	482	1.6%
安行地区	7,498	99	20	119	1.6%
戸塚地区	9,543	142	25	167	1.7%
鳩ヶ谷地区	17,964	7,896	72	7,968	44.4%
合計	177,777	12,331	494	12,825	7.2%

19地区での加入率7.2%に対し、鳩ヶ谷地区の加入率は44.4%となっている。

平成23年度に鳩ヶ谷市は川口市と合併し消滅したが、合併前の両市社協の会員制度や組織の違いにより加入率には大きな開きがある。

それぞれの制度についての概要は以下のとおり。

【川口市社協制度】

- ・長い期間を事業型会員制度（主には現在の住民参加型サービスを利用するための会員制度で、会員加入がサービス利用の条件）として実施。
- ・町会に会員募集活動を依頼。
- ・会費は基本的に川口市社協の事業財源とする。

⇒サービスを利用しなければ加入する必要があるという市民意識につながり、介護保険制度により会費を要さずとも類似する公的サービスを受けられるようになった直後から著しく減少に転じる。

【鳩ヶ谷市社協】

- ・当初から賛助型会員制度（福祉を支援するための寄附的な会員制度）として実施。
- ・自治会単位に設置される分区（地区社協組織）が会員募集活動を行う。
- ・集めた会費の実績に応じて分区にも配分。

⇒自分たちの活動費になることから集める側の意欲が高い。市民も身近な福祉活動に活用されることから加入しやすく、加入率は高水準を維持。

合併後の平成25年度に現在の制度に改正されたが、川口市での新規会員の開拓が難しく、多くが長年の継続加入者であることから、加入率に隔たりがある。

（意見1－39） 個人会員の微減について

会員数の推移を見ると、法人は社会貢献の意識が高まったことから微増しているが、個人会員が微減している。

会員制度は「助け合い制度」の趣旨のもと、市内の福祉向上を目的とする制度であり、市民の賛同・賛助を得られるように会費の使途をPRすることが必要と考える。

（16）川口市老人福祉センター青木たたら荘

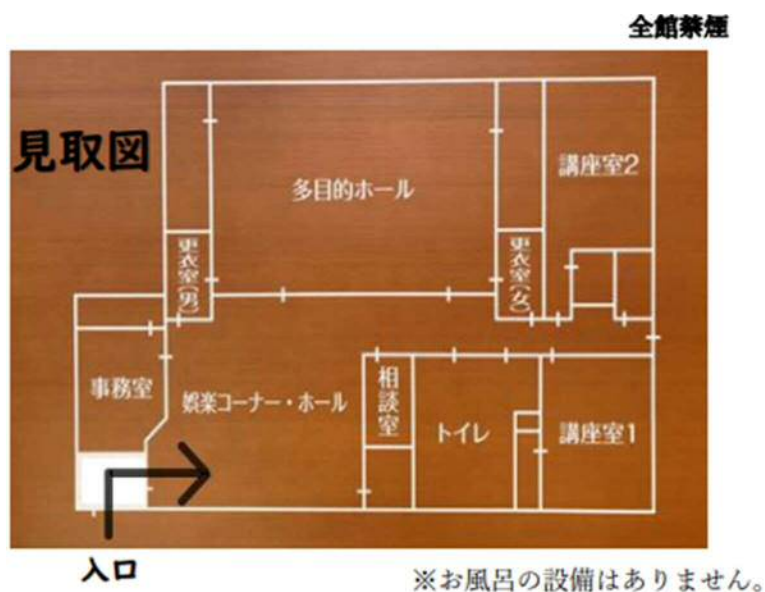
①概要

- ・開所 令和4年10月12日
- ・所在地 川口市青木3－3－1 青木会館内
- ・利用時間 午前9時から午後4時まで
- ・休所日 日曜日、祝日、年末年始
- ・定員 120人
- ・利用料 1回100円 障害者手帳等がある場合は利用料免除
- ・利用対象者 川口市内在住の満60歳以上のかた
- ・目的 川口市在住の60歳以上の方のレクリエーション・趣味・教養向上のほか、医師を通じての個人の健康相談やアドバイザーによる生きがいのアドバイス
- ・運営 川口市の指定管理者として川口市社協が運営している。
- ・指定管理料 年間1,700万円

②青木会館 建物概要

構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

うちたたら荘は1階部分であり、400.60㎡を使用している。



③利用案内及び施設

(ア) 講座等

- ・月曜日から土曜日までの午前10時から午後3時30分

・講座の一例

生け花教室、ボッチャ、元気アップ体操、フラダンス、やさしいイスヨガ等

(イ) 各種相談（相談室）

- ・医師による個人の健康相談・第3水曜日（月1回）
- ・アドバイザーによる生きがいくりのアドバイス（月2回）

(ウ) 囲碁・将棋（講座室2）

開所時間内に利用可能

(エ) カラオケ（講座室1）

完全予約制

(オ) 娯楽コーナー・ホール

- ・開所時間内に利用可能
- ・血圧計、マッサージ機、電位治療器、大型テレビ等

④月別利用者数

（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和4年度							147	413	429	479	559	712	2,739
令和5年度	730	726	810	716	699	707	851	779	784	775	798	858	9,233

※令和4年10月開所

⑤令和5年度の開所日数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	24	24	26	25	26	24	25	24	23	22	22	25	290

⑥令和5年度の健康相談件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	1	4	1	2	3	1	1	1	1	1	0	1	17



青木会館外観



青木たたら荘 娯楽コーナー・ホール



囲碁・将棋室

(意見 1－40) 青木たたら荘の利用者数について

青木会館は令和 4 年 10 月に建設された総工費 18 億円の新しい建物であるにもかかわらず、コロナ禍の影響があるとはいえ、その利用状況は他のたたら荘と比較しても特段多いとは言えない。

また、月に 1 回 第 3 水曜日に医師による健康相談を実施しているが、年間を通じて相談件数は 17 件となっている。

今後、より多くの方に利用していただけるよう、高齢者に興味のある取り組みを増やしていき、さらに健康相談を始めとする高齢者の健康づくりや生きがいに資する有益な取り組みなど、様々な手法を用いて広く周知していくことが望まれる。

(17) やすらぎ会館

川口市社協では、「やすらぎ会館」の会議室等の貸し出しをしている。

①概要

室名	階	定員(人)	面積(m ²)
集会室	2 階	64	108.5
中会議室	3 階	27	54.4
小会議室	2 階	18	36.2

・利用申込方法

電話にて空き状況を確認し、直接来館のうえ、利用申込書に必要事項を記入し、現金にて利用料を支払い。(当月含む 6 か月先まで受付可能)

・利用時間

午前 9 時～12 時 (月～日曜日)
 午後 13 時～17 時 (月～日曜日)
 夜間 18 時～21 時30 分 (火～日曜日)

・休館日

祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

②利用料金

(ア) 市内利用者

(単位：円)

時間区分	午前 9 時 ～12 時	午後 13 時 ～17 時	夜間 18 時 ～21 時 30 分	全日 9 時 ～21 時 30 分
集会室	960	1,900	3,300	5,650
中会議室	480	950	1,650	2,820
小会議室	310	620	1,100	1,880

(イ) 市外利用者

(単位：円)

時間区分	午前 9 時 ～12 時	午後 13 時 ～17 時	夜間 18 時 ～21 時 30 分	全日 9 時 ～21 時 30 分
集会室	1,440	2,860	4,950	8,480
中会議室	720	1,430	2,480	4,240
小会議室	470	940	1,650	2,820

③月別会議室利用件数

(単位：件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	67	71	88	88	0	37	83	93	95	75	70	80	847
令和 4 年度	77	90	95	84	65	87	92	103	96	88	95	95	1,067
令和 5 年度	87	84	64	75	80	88	91	91	100	80	87	75	1,002

※令和3年8月は新型コロナウイルス感染症対策のため閉鎖

(意見1-41) やすらぎ会館の申し込み方法について

やすらぎ会館は直接来館による申し込みとなっており、電話やインターネットでの申し込みは受付していない。理由として、システム導入費用がかかることと、申込時に利用日時が重なった場合に窓口で抽選を行っているため、電話予約は難しいとのことだが、幅広い利用やデジタル化が普及する中、インターネット等での申し込みを進めることが望ましい。

(18) 福祉サービス利用援助事業

川口市社協では判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害者などで、福祉サービス利用や日常的金銭管理等の援助が必要な者に対して、生活支援員が定期的に伺い、安心して生活が送れるよう支援している。

①利用手続き及び方法

市町村社協へ相談

専門員が訪問し、支援内容を確認した上で契約を結び、支援計画を作成
生活支援員が定期的に訪問し、支援計画のとおり支援

②支援内容

(ア) 福祉サービス利用援助

(イ) 日常生活上の手続き援助

(ウ) 日常的金銭管理

(エ) 書類等預りサービス

③利用料金

- ・②（ア）～（ウ） 1回1時間まで1,200円以降30分ごとに400円加算
ただし、日常的金銭管理の援助で通帳を預かる場合、又は金融機関において代理により援助を行う場合は1回1時間まで1,600円
- ・②（エ） 基本料2,000円（1年間）、利用料500円（1か月）
- ・生活保護世帯は無料

なお、福祉サービス利用援助事業に関する関係資料を閲覧したが、特に問題となる事項は存在しなかった

5. 社会福祉法人川口市社会福祉事業団

(1) 社会福祉事業団とは

社会福祉法に基づき、社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする地方公共団体が設置する組織をいう。事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の受託経営に限るものとする。

(2) 川口市社会福祉事業団の沿革

昭和59年3月1日 社会福祉法人川口市社会福祉事業団の設立認可

昭和59年4月1日 社会福祉法人川口市社会福祉事業団設立

(3) 設置場所

事務所：川口市大字赤井1055番地 高齢者総合福祉センターサンテピア1階

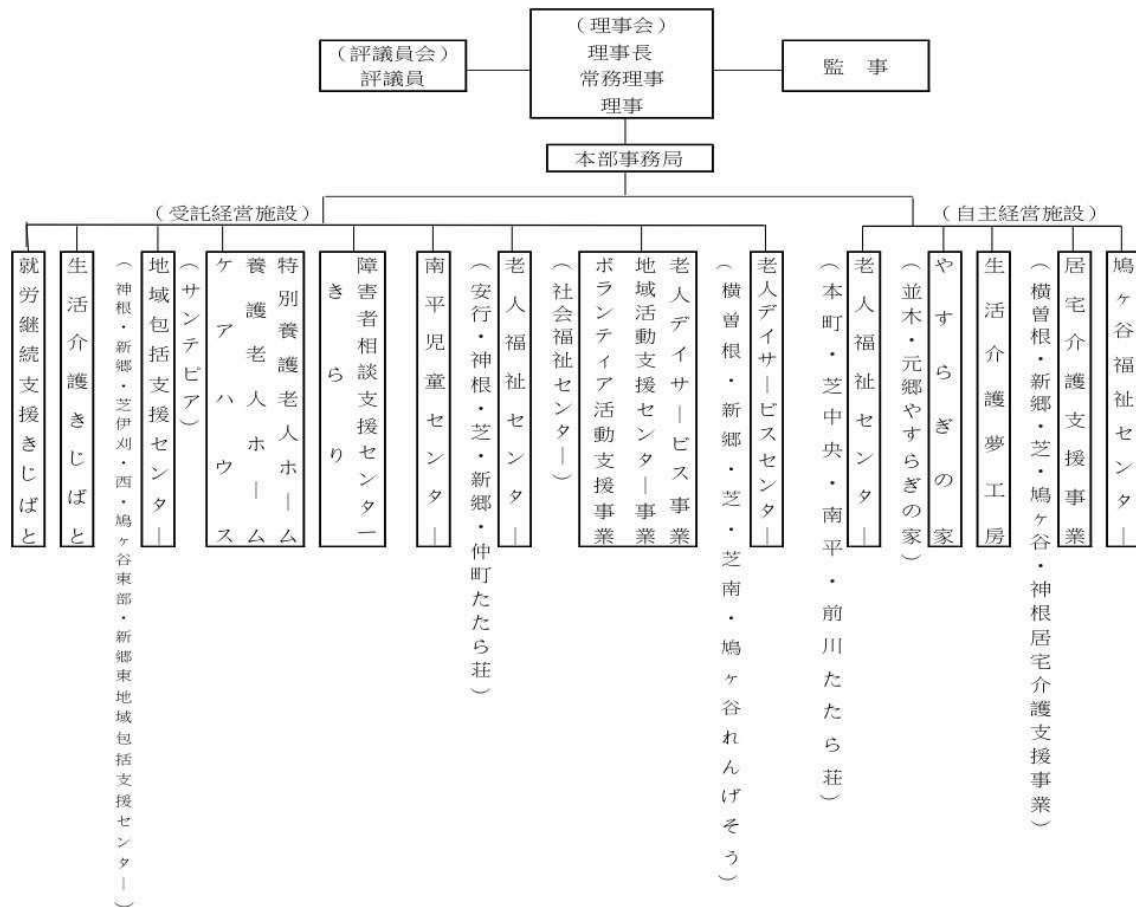
(4) 設置目的

社会福祉事業団は、市と一体となって、川口市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与するとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

川口市社会福祉事業団は、川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズにこたえるため、社会福祉法に基づき、福祉施設を設置運営することを目的に設立された組織である。

(5) 組織

本社会福祉事業団は、社会福祉法の規定に基づく社会福祉法人である。業務の決定は理事会及び評議員会によって行われ、理事会、評議員会の決定事項は、事務局又は施設により処理をしている。この関係を図に表すと次のとおりになる。



(6) 事業の内容

社会福祉法上、第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類され、社会福祉事業団では次の事業を行っている。

①第1種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

②第2種社会福祉事業

- (イ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ロ) 児童厚生施設の経営
- (ハ) 老人福祉センターの経営
- (ニ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ホ) 老人デイサービス事業の経営
- (ヘ) 老人短期入所事業の経営
- (ト) 障害福祉サービス事業の経営
- (チ) 相談支援事業の経営
- (リ) 地域活動支援センターの経営

(7) 職員配置表

過去3年度末の職員配置については、以下のとおりとなっている。

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定職員	20	22	20
正規職員	199	196	194
契約職員	65	62	58
パートタイム職員	32	28	26
計	316	308	298

(8) 貸借対照表 (法人単位)

(単位：千円)

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部	流動資産	現金預金	302,226	202,439	253,235
		事業未収金	221,602	236,699	232,152
		貯蔵品	0	0	10
		前払金	134	134	177
		流動資産計	523,963	439,272	485,575
	固定資産	基本財産			
		建物	16,574	12,694	8,944
		定期預金	5,000	5,000	5,000
		基本財産計	21,574	17,694	13,944
		その他の固定資産			
		建物	22	0	0
		建物附属設備	3,925	24,507	21,881
		構築物	1,085	635	186
		機械及び装置	2,408	1,117	680
		車両運搬具	5,892	3,425	1,326
		器具及び備品	33,905	28,033	24,277
		有形リース資産	47,809	34,597	21,384
		権利	56	56	56
		投資有価証券	10	10	10
		退職給付引当資産	115,547	104,059	102,598
		人件費積立資産	30,000	30,000	11,938

勘定科目				令和３年度	令和４年度	令和５年度
資産の部	固定資産	その他の固定資産	施設整備等積立資産	50,000	42,563	42,563
			事業運営積立資産	52,756	47,325	33,000
			その他の固定資産計	343,420	316,332	259,904
	固定資産計		364,994	334,027	273,849	
	資産の部合計		888,958	773,300	759,425	
負債の部	流動負債	事業未払金	139,347	134,679	144,513	
		１年以内返済予定リース債務	13,212	13,212	10,584	
		預り金	0	0	23	
		職員預り金	289	477	13,707	
		前受金	140	148	59	
		仮受金	0	0	0	
		賞与引当金	77,912	78,710	74,936	
		流動負債計	230,903	227,228	243,824	
	固定負債	リース債務	34,597	21,384	10,799	
		退職給付引当金	115,547	104,059	102,598	
		固定負債計	150,144	125,444	113,397	
	負債の部合計		381,048	352,672	357,222	
	純資産の部	基本金		5,000	5,000	5,000
国庫補助金等特別積立金		35,468	46,469	35,982		
その他の積立金		人件費積立金	30,000	30,000	11,938	
		施設整備等積立金	50,000	42,563	42,563	
		事業運営積立金	52,756	47,325	33,000	
		その他の積立金計	132,756	119,889	87,502	
次期繰越活動増減差額		334,684	249,268	273,717		
（うち当期活動増減差額）		△ 133,649	△ 98,283	△ 7,937		
純資産の部合計		507,909	420,627	402,202		
負債及び純資産の部合計			888,958	773,300	759,425	

(9) 資金収支計算書 (法人単位)

(単位:千円)

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	1,267,405	1,240,029	1,244,632
		老人福祉事業収入	49,919	54,747	64,400
		就労支援事業収入	6,958	6,796	5,486
		障害福祉サービス等事業収入	193,988	202,170	200,067
		自主事業収入	114,902	182,259	211,511
		市町村委託料収入	637,813	628,465	641,192
		経常経費寄附金収入	1,400	2,776	310
		受取利息配当金収入	101	0	0
		その他の収入	4,049	7,263	8,448
		事業活動収入計(1)	2,276,537	2,324,508	2,376,050
	支出	人件費支出	1,634,649	1,623,989	1,574,753
		事業費支出	272,142	315,072	310,563
		事務費支出	479,017	464,918	467,015
		就労支援事業支出	6,958	6,796	5,486
		授産事業支出	383	334	379
		利用者負担軽減額	1,300	1,184	1,165
		その他の支出	200	458	736
		流動資産評価損等による資金減少額	173	0	0
		事業活動支出計(2)	2,394,825	2,412,753	2,360,100
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		△ 118,288	△ 88,245	15,949
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	2,920	22,353	1,628
		固定資産売却収入	0	600	0
		施設整備等収入計(4)	2,920	22,953	1,628

勘定科目			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設整備等による収支	支出	固定資産取得支出	4, 121	26, 067	5, 834
		ファイナンス・リース債務の返済支出	16, 156	13, 212	13, 212
		施設設備等支出計(5)	20, 278	39, 280	19, 047
	施設設備等収支差額(6)=(4)－(5)		△ 17, 357	△ 16, 326	△ 17, 419
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	3, 724	24, 355	37, 265
		その他の活動収入計(7)	3, 724	24, 355	37, 265
	支出	積立資産支出	0	0	3, 417
		過年度消費税額	0	0	9, 073
		その他の活動支出計(8)	0	0	12, 491
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)－(8)		3, 724	24, 355	24, 774
予備費支出(10)			0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)－(10)			△ 131, 921	△ 80, 217	23, 304

前期末支払資金残高(12)	516,106	384,184	303,967
当期末支払資金残高(11)+(12)	384,184	303,967	327,271

(10) 事業活動計算書 (法人単位)

(単位:千円)

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	1,267,405	1,240,029	1,244,632
		老人福祉事業収益	49,919	54,747	64,400
		就労支援事業収益	6,958	6,796	5,486
		障害福祉サービス等 事業収益	193,988	202,170	200,067
		自主事業収益	114,902	182,259	211,511
		市町村委託料収益	637,813	628,465	641,192
		経常経費寄附金収益	1,400	2,776	310
		サービス活動収益計 (1)	2,272,386	2,317,243	2,367,601
	費用	人件費	1,630,293	1,613,298	1,569,517
		事業費	272,142	315,072	310,563
		事務費	479,017	464,918	467,015
		就労支援事業費用	6,958	6,796	5,486
		授産事業費用	383	334	379
		利用者負担軽減額	1,300	1,184	1,165
		減価償却費	36,529	32,384	31,794
		国庫補助金等特別積 立金取崩額	△ 15,835	△ 11,102	△ 11,448
		徴収不能額	173	0	0
		その他の費用	200	458	736
		サービス活動費用計 (2)	2,411,163	2,423,345	2,375,211
		サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		△ 138,776	△ 106,101
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	101	0	0
		その他のサービス活 動外収益	4,049	7,263	8,448
		サービス活動外収益 計(4)	4,150	7,264	8,448
	費用	その他のサービス活 動外費用	0	0	0
		サービス活動外費用 出計(5)	0	0	0

勘定科目			令和３年度	令和４年度	令和５年度
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)－(5)		4, 150	7, 264	8, 448
経常増減差額(7)=(3)+(6)			△ 134, 626	△ 98, 837	839
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	2, 920	22, 353	1, 628
		固定資産受贈額	976	0	297
		固定資産売却益	0	600	0
		特別収益計(8)	3, 897	22, 953	1, 925
	費用	固定資産売却損・処分損	43	295	666
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 43	△ 250	△ 666
		国庫補助金等特別積立金積立額	2, 920	22, 353	1, 628
		過年度消費税	0	0	9, 073
		特別費用計(9)	2, 920	22, 399	10, 701
	特別増減差額(10)=(8)－(9)		976	554	△ 8, 776
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)			△ 133, 649	△ 98, 283	△ 7, 937
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)		468, 334	334, 684	249, 268
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)		334, 684	236, 401	241, 330
	その他の積立金取崩額 (14)		102, 756	12, 867	32, 386
	その他の積立金積立額 (15)		102, 756	0	0
	次期繰越活動増減差額 (16)=(13)+(14)－(15)		334, 684	249, 268	273, 717

(11) 指定管理者及び受託事業

令和５年度は１７施設の指定管理者として２１事業を実施している。事業の内容と令和５年度の指定管理料等は次のとおりである。

①指定管理及び受託事業一覧

番号	名称	契約期間	令和5年度 指定管理料又は委託料	契約形態 募集方式
1	川口市特別養護 老人ホーム・ ショートステイ	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	100,822,000 円	指定管理／ 非公募
2	川口市養護老人 ホーム	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	132,264,000 円	指定管理／ 非公募
3	川口市 ケアハウス	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	72,951,000 円	指定管理／ 非公募
4	川口市老人福祉 センター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 ※1	(神根) 20,731,000 円 (芝) 21,471,000 円 (安行) 19,243,000 円 (新郷) 15,906,000 円 (仲町) 17,000,000 円 計 94,351,000 円	指定管理／ 非公募 (新郷・仲 町は公募)
5	川口市デイサー ビスセンター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	(新郷) 23,720,000 円 (横曽根) 20,398,000 円 (芝) 44,638,000 円 (芝南) 9,722,000 円 (鳩ヶ谷) 19,636,000 円 計 118,114,000 円	指定管理／ 非公募
6	川口市社会福祉 センター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	99,027,000 円	指定管理／ 非公募
7	川口市地域包括 支援センター	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	(新郷) 31,771,784 円 (新郷東) 30,248,389 円 (神根) 29,979,322 円 (西) 31,756,086 円 (芝伊刈) 31,732,095 円 (鳩ヶ谷東部) 31,996,000 円 計 187,483,676 円	委託契約／ 一者随契

※1 新郷たたら荘…令和5年4月1日～令和10年3月31日

仲町たたら荘…令和6年4月1日～令和11年3月31日

(12) 主な施設について

①サンテピア

(ア) 施設の概要

川口市によって設置されている高齢者総合福祉センターである。後述するが、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）の入所施設その他、新郷れんげそう（デイサービスセンター）、新郷居宅介護支援事業所、新郷地域包括支援センターが併設している。特別養護老人ホーム、軽費老人ホームなど主な事業の説明は以下のとおりである。

- ・特別養護老人ホーム…介護が必要な高齢者のうち原則要介護3以上の認定を受けた方が入所する施設。
- ・ショートステイ…要支援や要介護の認定を受けている方が短期間利用できる入所施設。
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）…60歳以上で自炊ができないなど身体機能の低下や高齢者のために独立して生活するには不安がある方を対象に低額な料金でご入所いただける施設。（C型）
- ・養護老人ホーム…生活環境や経済的に理由で自宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を市町村から措置により受け入れを行っている施設。
- ・デイサービスセンター（新郷れんげそう）…高齢者に対して入浴、食事の提供、機能訓練等のサービスを提供する通所事業を行う施設。

場所：大字赤井1055番地

建物面積（延床面積）：（特養）6,368.78㎡（ケアハウス）3,632.87㎡（養護老人ホーム）3,173.94㎡

建設年月：平成9年3月

(イ) 令和5年度の主な利用状況

特別養護老人ホーム（定員100人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前月末日在者数	96	98	98	98	96	97	97	97	95	97	100	96	1,165
当月入所者数	3	1	2	1	3	4	2	1	2	5	2	2	28
当月退所者数	1	1	2	3	2	4	2	3	0	2	6	0	26
当月末日在者数	98	98	98	96	97	97	97	95	97	100	96	98	1,167

短期入所生活介護（ショートステイ）（定員20人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	40	39	42	39	42	45	42	43	44	45	41	47	509
利用延日数	564	563	543	572	551	566	634	526	589	657	638	680	7,083

※1日平均19.4人

養護老人ホーム（定員 50 人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前月末日在所者数	26	25	23	23	22	20	20	21	22	22	21	21	266
当月入所者数	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	2	1	6
当月退所者数	1	2	1	1	2	0	0	0	0	1	2	3	13
当月末日在所者数	25	23	23	22	20	20	21	22	22	21	21	19	259

ケアハウス（定員 50 人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前月末日在居者数	44	44	44	45	45	44	43	45	45	45	43	41	528
当月入居者数	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2	7
当月退居者数	1	0	0	0	2	1	0	0	0	2	2	3	11
当月末日在居者数	44	44	45	45	44	43	45	45	45	43	41	40	524



サンテピアの外観



サンテピアの居室



サンテピア内の入居者用の食事スペース

②老人福祉センター（たたら荘）

（ア）施設の概要

川口市内在住で60歳以上の方の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーションの場として、入浴や各種レクリエーションを行うための施設である。なお、下記のうち、本町、芝中央、南平、前川たたら荘の4か所については市からの委託事業ではなく、自主事業としてこれを行っている。

一覧

名称	所在地	主な施設	建設年月	定員 (人)	建物延床 面積 (㎡)
本町 たたら荘	本町 1-5-22	入浴施設、レクリエーション施設、会議室、相談室	昭和 44 年 1 月	120	330.48
芝中央 たたら荘	芝 3905 芝市街地住宅内	入浴施設、レクリエーション施設、会議室、相談室	平成 10 年 10 月	100	922.0
仲町 たたら荘	仲町 15-15	レクリエーション施設、会議室、相談室	平成 31 年 2 月	120	488.1
南平 たたら荘	末広 3-7-21	レクリエーション施設、会議室、相談室	昭和 52 年 12 月	100	626.78
新郷 たたら荘	東本郷 1000	レクリエーション施設、会議室、相談室	平成 30 年 2 月	120	488.1 (駐車場除く)
前川 たたら荘	前川 4-12-12	レクリエーション施設、会議室、相談室	昭和 57 年 1 月	80	611.08
安行 たたら荘	安行 1194	入浴施設、レクリエーション施設、会議室、相談室	平成 4 年 4 月	120	599.0
神根 たたら荘	道合 1421 社会福祉センター内	入浴施設、レクリエーション施設、会議室、相談室	平成 9 年 10 月	120	1035.9
芝 たたら荘	伊刈 20 芝福祉センター内	入浴施設、レクリエーション施設、会議室、相談室	平成 10 年 10 月	120	922.00

(イ) 令和5年度の各施設の利用状況(人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本町たたら荘	312	458	571	626	663	614	681	657	597	620	617	696	7,112
芝中央たたら荘	24	363	714	481	727	704	861	893	717	816	856	966	8,122
南平たたら荘	125	365	482	572	542	545	625	575	585	234	259	235	5,144
前川たたら荘	159	232	321	436	529	422	450	515	547	476	532	477	5,096
安行たたら荘	49	557	840	892	915	906	1,050	1,020	955	974	1,049	1,188	10,395
神根たたら荘	313	972	1,292	1,487	1,542	1,514	1,712	1,597	1,659	1,759	1,591	1,996	17,434
芝たたら荘	270	857	1,336	1,563	1,680	1,581	1,771	1,761	1,840	1,794	1,605	1,866	17,924
新郷たたら荘	486	521	510	483	513	538	615	596	616	608	570	593	6,649
仲町たたら荘	416	417	476	396	392	426	459	435	420	416	431	486	5,170
合計	2,154	4,742	6,542	6,936	7,503	7,250	8,224	8,049	7,936	7,697	7,510	8,503	83,046

③川口市老人デイサービスセンター

(ア) 施設の概要

川口市内の5か所(横曽根、新郷、芝、芝南、鳩ヶ谷)において、要介護、要支援状態にある高齢者を対象としたデイサービス事業を行っている。

一覧：デイサービスの事業所一覧は以下のとおりである。

名称	所在地	建物延床面積 (㎡)	建設年月	定員 (人)
横曽根 れんげそう	川口 6-5-14	479.8	昭和32年(開所は 平成7年1月)	40
新郷 れんげそう	赤井 1055 番地 サンテピア内	917.4	平成9年4月 (開所)	50
芝 れんげそう	伊刈 20 番地 芝 福祉センター内	742.1	平成10年12月 (開所)	45
芝南 れんげそう	芝 3-17-1 川口 市立芝南小学校 内	206.59	昭和45年(開所は 平成10年11月)	15
鳩ヶ谷 れんげそう	八幡木 1-19-5	377.5	平成9年4月(開所 は平成23年11月)	35

(イ) 令和5年度の利用状況

横曽根れんげそう (定員 40 人)

区分	日数 (日)	介護予防					要介護						合計	日平均	対定員比 (%)	入 浴
		事業1	事業2	支援1	支援2	計	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計				
4月	20	0	0	17	16	33	191	116	59	32	21	419	452	22.6	56.5	351
5月	23	0	0	18	22	40	208	147	61	38	24	478	518	22.6	56.3	402
6月	22	0	0	22	20	42	206	133	85	46	17	487	529	24.1	60.1	411
7月	21	0	0	25	20	45	195	138	92	41	16	482	527	25.1	62.7	415
8月	23	0	0	31	14	45	219	128	94	55	12	508	553	24.1	60.1	413
9月	21	0	0	32	13	45	210	113	96	61	10	490	535	25.5	63.7	404
10月	22	0	0	32	22	54	214	122	86	49	15	486	540	24.6	61.4	407
11月	22	0	0	34	31	65	217	119	92	54	17	499	564	25.7	64.1	421
12月	20	0	0	24	27	51	197	144	98	53	10	502	553	27.7	69.1	394
1月	20	0	0	22	27	49	175	133	117	48	15	488	537	26.9	67.1	390
2月	21	0	0	26	26	52	174	127	124	44	14	483	535	25.5	63.7	407
3月	21	0	0	23	25	48	220	125	101	54	14	514	562	26.8	66.9	425
合計	256	0	0	306	263	569	2,426	1,545	1,105	575	185	5,836	6,405	25.1	62.5	4,840

新郷れんげそう (定員 50 人)

区分	日数 (日)	介護予防					要介護						合計	日平均	対定員比 (%)	入 浴
		事業1	事業2	支援1	支援2	計	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計				
4月	20	0	0	32	70	102	167	200	211	102	42	722	824	41.2	82.4	637
5月	23	0	0	35	79	114	183	227	225	117	45	797	911	39.7	79.2	711
6月	22	0	0	25	71	96	190	226	237	99	35	787	883	40.2	80.3	704
7月	21	0	0	24	78	102	189	206	223	106	40	764	866	41.3	82.5	695
8月	23	0	0	29	89	118	181	211	221	107	48	768	886	38.6	77.0	715
9月	21	0	0	26	73	99	175	207	182	89	42	695	794	37.9	75.6	637
10月	22	0	0	29	82	111	199	215	186	87	44	731	842	38.3	76.5	645
11月	22	0	0	38	83	121	183	226	207	74	56	746	867	39.5	78.8	651
12月	20	0	0	25	79	104	176	226	187	70	54	713	817	40.9	81.7	637
1月	20	0	0	27	75	102	194	191	170	56	58	669	771	38.6	77.1	621
2月	21	0	0	23	80	103	205	190	154	65	62	676	779	37.1	74.2	627
3月	21	0	0	17	91	108	203	178	169	63	57	670	778	37.1	74.1	617
合計	256	0	0	330	950	1,280	2,245	2,503	2,372	1,035	583	8,738	10,018	39.2	78.3	7,897

芝れんげそう（定員 45 人）

区分	日数 (日)	介護予防					要介護						合計	日平均	対定員比 (%)	入 浴
		事業1	事業2	支援1	支援2	計	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計				
4月	20	0	0	16	28	44	182	121	127	82	25	537	581	29.1	64.6	472
5月	23	0	0	20	25	45	225	147	141	81	30	624	669	29.1	64.6	544
6月	22	0	0	16	17	33	246	133	145	82	35	641	674	30.7	68.1	557
7月	21	0	0	14	16	30	227	133	136	84	27	607	637	30.4	67.4	526
8月	23	0	0	14	20	34	240	144	136	86	26	632	666	29.0	64.3	562
9月	21	0	0	6	15	21	221	138	107	87	30	583	604	28.8	63.9	521
10月	22	0	0	12	18	30	204	152	129	80	48	613	643	29.3	64.9	557
11月	22	0	0	10	18	28	220	164	115	100	60	659	687	31.3	69.4	565
12月	20	0	0	12	16	28	195	149	103	83	56	586	614	30.7	68.2	520
1月	20	0	0	12	17	29	176	118	98	74	59	525	554	27.7	61.6	468
2月	21	0	0	12	27	39	186	136	111	63	52	548	587	28.0	62.1	485
3月	21	0	0	11	24	35	193	136	110	75	64	578	613	29.2	64.9	506
合計	256	0	0	155	241	396	2,515	1,671	1,458	977	512	7,133	7,529	29.5	65.4	6,283

芝南れんげそう（定員 15 人）

区分	日数 (日)	介護予防					要介護						合計	日平均	対定員比 (%)
		事業1	事業2	支援1	支援2	計	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計			
4月	20	0	0	0	0	0	24	32	30	0	6	92	92	4.6	30.7
5月	20	0	0	0	0	0	25	36	31	0	0	92	92	4.6	30.7
6月	22	0	0	0	0	0	22	42	45	0	0	109	109	5.0	33.0
7月	20	0	0	0	0	0	20	37	30	0	0	87	87	4.4	29.0
8月	22	0	0	0	0	0	20	44	32	0	0	96	96	4.4	29.1
9月	20	0	0	0	7	7	24	37	43	0	0	104	111	5.6	37.0
10月	21	0	0	0	9	9	29	43	42	0	0	114	123	5.9	39.0
11月	20	0	0	0	7	7	29	40	41	0	0	110	117	5.9	39.0
12月	20	0	0	0	4	4	34	47	45	2	0	128	132	6.6	44.0
1月	19	0	0	0	0	0	24	44	29	0	0	97	97	5.2	34.0
2月	19	0	0	0	0	0	25	39	35	0	0	99	99	5.3	34.7
3月	20	0	0	3	0	3	26	46	39	0	0	111	114	5.7	38.0
合計	243	0	0	3	27	30	302	487	442	2	6	1,239	1,269	5.3	34.8

鳩ヶ谷れんげそう（定員 35 人）

区分	日数 (日)	介護予防					要介護						合計	日平均	対定員比 (%)	入 浴
		事業1	事業2	支援1	支援2	計	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計				
4月	20	0	0	8	43	51	69	101	93	13	26	302	353	17.7	50.4	319
5月	23	0	0	9	45	54	58	136	122	10	28	354	408	17.8	50.7	368
6月	22	0	0	9	34	43	60	137	126	29	31	383	426	19.4	55.3	382
7月	21	0	0	7	45	52	54	127	120	22	25	348	400	19.1	54.4	356
8月	23	0	0	10	43	53	74	160	136	27	28	425	478	20.8	59.4	431
9月	21	0	0	4	49	53	67	166	129	28	26	416	469	22.4	63.8	424
10月	22	0	0	4	61	65	75	179	128	27	34	443	508	23.1	66.0	453

区分	日数 (日)	介護予防					要介護						合計	日平均	対定員比 (%)	入 浴
		事業1	事業2	支援1	支援2	計	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計				
11月	22	0	0	5	59	64	92	171	130	27	37	457	521	23.7	67.7	461
12月	20	0	0	4	63	67	84	140	124	20	35	403	470	23.5	67.1	412
1 月	20	0	0	4	48	52	104	123	104	19	35	385	437	21.9	62.4	387
2 月	21	0	0	4	47	51	95	139	102	22	31	389	440	21.0	59.9	402
3 月	21	0	0	4	49	53	93	138	104	22	28	385	438	20.9	59.6	396
合計	256	0	0	72	586	658	925	1,717	1,418	266	364	4,690	5,348	20.9	59.7	4,791

④社会福祉センター

(ア) 施設の概要

概要：川口市社会福祉センターの指定管理業務を行っている。老人デイサービス事業のほか、地域活動支援センター事業、ボランティア活動支援事業、神根居宅介護支援事業所、神根地域包括支援センター、老人福祉センター（神根たたら荘）が併設されている。

所在地：道合 1421

建物面積（延床面積）：2,739.74 m²

建設年：平成 9 年 2 月

(イ) 令和 5 年度の利用状況（老人デイサービス事業）（定員 50 人）

区分	日数 (日)	介護予防					要介護						合計	日平均	対定員比 (%)	入 浴
		事業1	事業2	支援1	支援2	計	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計				
4 月	20	0	8	17	43	68	191	168	82	81	25	547	615	30.8	61.5	510
5 月	23	0	9	21	47	77	214	187	111	73	24	609	686	29.9	59.7	562
6 月	22	0	9	18	45	72	198	173	105	68	26	570	642	29.2	58.4	525
7 月	21	0	9	19	43	71	191	161	110	70	21	553	624	29.8	59.4	498
8 月	23	0	9	20	49	78	190	164	117	72	35	578	656	28.6	57.0	544
9 月	21	0	2	21	44	67	184	155	106	66	26	537	604	28.8	57.5	491
10 月	22	0	0	23	43	66	210	162	112	82	11	577	643	29.3	58.5	518
11 月	22	0	0	24	48	72	207	161	109	69	16	562	634	28.9	57.6	512
12 月	20	0	0	18	43	61	204	138	94	68	14	518	579	29.0	57.9	472
1 月	20	0	0	19	41	60	189	138	89	72	16	504	564	28.2	56.4	460
2 月	21	0	0	17	36	53	199	154	107	68	18	546	599	28.6	57.0	497
3 月	21	0	0	19	37	56	173	168	94	57	35	527	583	27.8	55.5	488
合計	256	0	46	236	519	801	2,350	1,929	1,236	846	267	6,628	7,429	29.1	58.0	6,077

⑤地域包括支援センター

(ア) 施設の概要

地域包括支援センターは、川口市の高齢者の介護・福祉・健康及び医療などを総合的に支援するために設けられた相談窓口である。川口市の 20 か所の地域包括支援センターのうち神根、新郷、芝刈、西、鳩ヶ谷東部、新郷東の 6 か所の地域包括支援センターについて受託されている。

(イ) 令和5年度の利用状況

「3. 介護保険事業財務及び事務の執行について(15) 地域包括支援センター」を参照のこと。

⑥ 居宅介護支援事業所(自主事業)

(ア) 施設の概要

介護を必要とする高齢者の依頼により能力に応じ自立した生活、又は適切な居宅介護支援を提供することを目的としたケアプランの作成等の介護支援を提供する事業である。

(イ) 令和5年度の状況

横曽根居宅介護事業所

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
ケアプラン作成	168	169	168	168	172	172	168	167	168	172	169	168	2,029	169.1
予防プラン作成	予防支援	6	6	6	6	7	7	7	6	5	5	4	70	5.8
	予防CM	5	6	7	7	7	7	8	8	7	6	7	83	6.9
合計	179	181	181	181	186	186	183	181	180	183	181	180	2,182	181.8
認定調査	市内	9	8	9	10	9	14	7	11	10	8	5	111	9.3
	他市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	9	8	9	10	9	14	7	11	10	8	5	11	111	9.3

新郷居宅介護支援事業所

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
ケアプラン作成	184	181	179	177	174	174	174	171	172	166	167	167	2,086	173.8
予防プラン作成	予防支援	14	14	15	15	15	15	17	16	17	18	15	186	15.5
	予防CM	9	7	7	7	11	10	12	13	12	11	13	126	10.5
合計	207	202	201	199	200	199	203	200	201	195	195	196	2,398	199.8
認定調査	市内	9	8	10	2	10	6	12	4	12	8	11	105	8.8
	他市町村	2	2	1	1	1	0	2	3	1	4	1	21	1.8
合計	11	10	11	3	11	6	14	7	13	12	12	16	126	10.5

芝居宅介護支援事業所

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
ケアプラン作成	185	189	193	192	196	196	204	211	217	219	220	212	2,434	202.8
予防プラン作成	予防支援	8	9	11	12	13	14	14	14	13	12	13	146	12.2
	予防CM	9	8	8	9	8	11	15	15	14	15	14	141	11.8
合計	202	206	212	213	217	221	233	240	244	246	248	239	2,721	226.8
認定調査	市内	16	16	0	21	18	17	26	16	14	12	10	181	15.1
	他市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	16	16	0	21	18	17	26	16	14	12	10	15	181	15.1

鳩ヶ谷居宅介護支援事業所

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
ケアプラン作成	127	124	127	129	131	124	125	128	134	134	131	131	1,545	128.8
予防プラン作成	予防支援	7	7	7	6	6	7	7	7	8	8	10	87	7.3
	予防CM	4	5	5	5	4	4	4	6	7	7	8	66	5.5
合計	138	136	139	140	141	135	136	141	148	149	146	149	1,698	141.5
認定調査	市内	8	9	9	9	8	7	5	10	8	8	6	97	8.1
	他市町村	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0.3
合計	9	9	9	9	8	7	5	11	8	9	6	10	100	8.3

神根居宅介護支援事業所

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
ケアプラン作成	103	103	109	106	104	106	102	104	103	102	110	104	1,256	104.7
予防プラン作成	予防支援	4	4	4	4	5	5	5	5	5	4	4	53	4.4
	予防CM	10	7	6	6	9	8	8	8	7	5	6	88	7.3
合計	117	114	119	116	118	119	115	117	116	113	119	114	1,397	116.4
認定調査	市内	15	6	5	5	7	6	5	8	10	8	5	86	7.2
	他市町村	0	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	7	0.6
合計	15	7	6	6	8	6	5	10	10	8	5	7	93	7.8

(意見1－42) 個人負担分利用料金の長期滞納の発生について

特別養護老人ホームやデイサービスセンターの個人負担分については、原則として請求書発行時から20日以内に銀行振込み・銀行口座からの引落しが原則となっている。振込み・引落しが出来なかったものについては、次月に再度請求書を送付し納付を促すが、2度目の請求書発行でも未納が発生したものについては、事業団が策定した「未収金管理マニュアル」に従って督促状を送付している。督促状の送付を行ったにもかかわらず支払いがないものについては、最終的に強制執行などの法的処理に移行することになる。

特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの利用料のうち個人負担分について請求書発行時から1年以上が経過し、長期滞納となっているものが特別養護老人ホームにおいて3件、合計1,181,195円、デイサービスセンターにおいて1件、43,475円生じていた。一般に介護福祉施設の滞納分について、これが生じた際に取りうる対応策が非常に限定的で、滞納分の回収が困難であるということは十分理解できることであるが、キーパーソンの高齢化等で連絡が取りにくくなってきたケースなど滞納が生じる端緒を掴んだような時は早めに対応するなど極力滞納が発生しないようにすべきである。

第3章 市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について

1. 指定管理者制度概要及び市の運用指針について

(1) 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営について、民間企業、NPO法人等を含む団体に委ねることを可能とする制度である。

市では、川口市指定管理者制度運用指針（「以下「運用指針」という。）を定め、統一的な指定管理者制度の運用を図っている。

業務委託と指定管理者制度の主な相違点は下表のとおりである。

区分	業務委託	指定管理者制度
位置づけ	サービスの提供	管理代行（行政処分）
受託者	限定しない	民間事業者等 （民間事業者、NPO法人、公共的団体等）
議会の関与	特になし	1 条例制定時 2 指定管理者の指定のための議決
施設の経営権	市	指定管理者 （営業時間、休館日等の設定や業務の範囲は条例により定める。）
対外的責任	市	指定管理者
業務の範囲	契約範囲内のサービス提供	協定に基づき 1 施設の維持管理 2 使用許可等の行政処分 3 自主的な施設サービスの提供
業者選定及び契約形態	原則入札 委託契約	原則公募 議決（指定管理者の指定）を得て協定
料金の帰属	市	指定管理者（上限等設定可能）又は市
根拠法令	なし	地方自治法第244条の2第3項

（出典：運用指針）

(2) 指定管理者の選定方法について

運用指針では、指定管理者の選定方法について、市民サービスの向上と経費の節減を図るという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、競争原理を働かせるため、原則として、公募により実施するものとしている。

ただし、次のような指定管理者を特定することが特に必要と認められる合理的な理由がある場合には、公募によらず選定することができるとしている。

ア 地域住民が専ら使用している施設であって、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当である場合

イ 専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する特定の民間事業者等を指定することが適切な施設であると認められる場合

ウ 施設の性質、規模、機能等を考慮し、又は設置目的に応じた管理運営を適切かつ効率的に実施できる民間事業者等であると認められる場合

エ P F I 事業者が指定管理者になることを希望する場合

オ 施設管理上やむを得ない事態により緊急に指定しなければならない場合

(3) 利用料金制度について

普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとされている（地方自治法第244条の2第8項）。

利用料金制度は、公の施設の管理運営に当たり指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化も図る観点から設けられた制度であり、導入すべきか否かについては、当該施設の性格や制度利用の有効性等を勘案し、個々の施設ごとに総合的に判断すべきである。

運用指針では、利用料金制度を採ることにより、指定管理者に対して施設運営面における経営努力を促すことに繋がることが期待できる場合には、積極的に同制度の活用を図ることとしている。

なお、利用料金については、あらかじめ市の承認が必要となる（同条第9項）。

(4) 指定管理料について

施設の管理に要する経費は、人件費、事業費、管理費（消耗品費、光熱水費、大規模なものを除く修繕費、委託費、通信運搬費、保険料、備品購入費等）、租税公課等で構成され、市から支払われる指定管理料、利用料金収入、その他の収入等をもって充てられる。

運用指針では、指定管理料の精算について、指定管理者の自主的な経営努力を促す観点から、行わないことを原則としている。ただし、新施設等で、経費や収入の正確な見積りが困難な場合や、経費が大きく増減することが見込まれるものなどについて、あらかじめ協議の上、精算を行う協定を結ぶことは可能であるとしている。

(5) 自主事業について

自主事業とは、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範

市内において施設を活用し、利用促進やサービスの向上のために、指定管理者が企画提案し、あらかじめ市の承認を得た上で、自らの創意工夫やノウハウを活用し、自らの費用と責任で実施する事業をいう。

自主事業に係る経費には、指定管理料を充当せず、指定管理者の自主採算とし、事業により生じる全ての収入は指定管理者の収入となる。

(出典：運用指針より抜粋)

(6) 指定管理者制度導入施設

市民生活部所管施設のうち、指定管理者制度を導入している施設及び指定管理者は下表のとおりである。

施設名	指定管理者（令和6年4月1日現在）
川口総合文化センター	公益財団法人川口総合文化センター
川口市立アートギャラリー	株式会社 21 世紀文化芸術研究室グループ
川口市立川口駅前市民ホール	株式会社ホテルオークラエンタープライズ
川口市芝コミュニティセンター	芝コミュニティ委員会

2. 川口総合文化センター（リリア）について

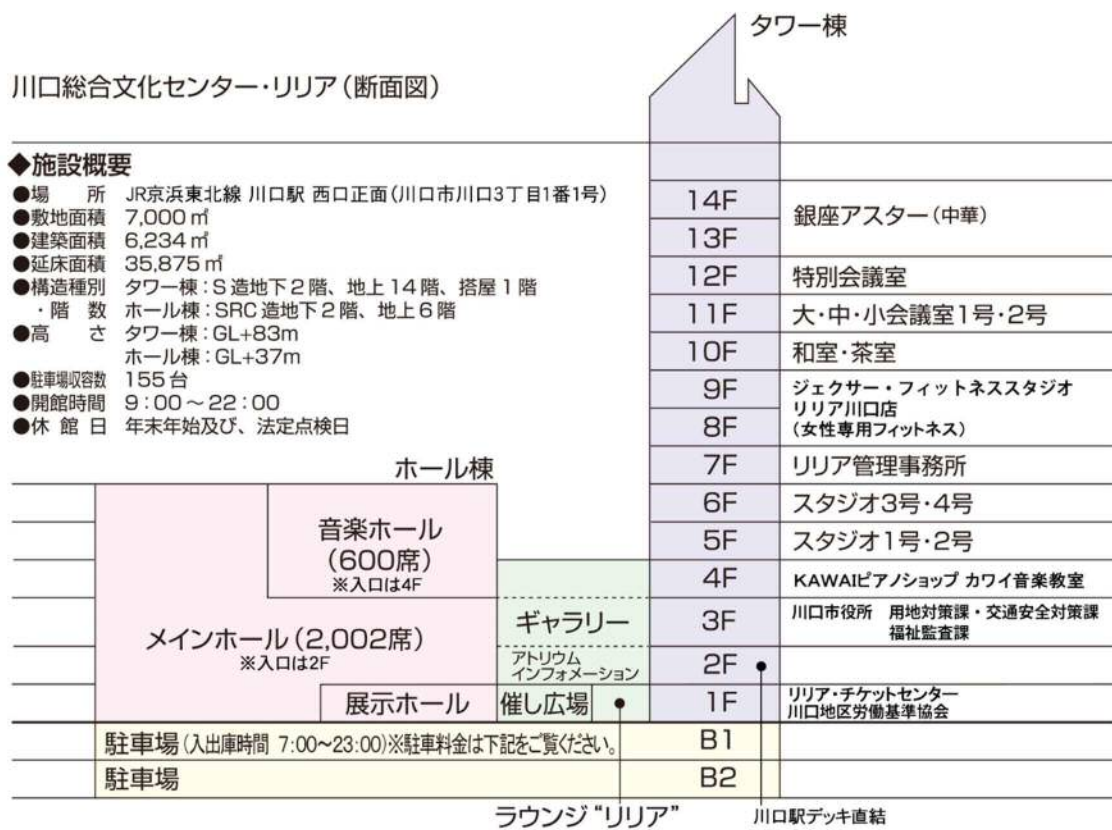
（1）施設の概要

項目	説明
愛称	リリア
所在地	川口市川口3丁目1番1号
施設の目的及び基本理念	芸術文化の振興とコミュニティの醸成を図るため、各種の事業を実施することにより質の高い様々な芸術・文化に接する機会を提供し、高度化、多様化する市民の文化ニーズに応えていく。また、地域の文化活動やその発表の場を提供し、独自の文化・情報を創造し発信することで、コミュニティの醸成を促進するとともに、豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。
根拠条例等	川口総合文化センター設置及び管理条例、同施行規則
開館日	平成2年7月1日
主な施設の内容	メインホール、音楽ホール、催し広場、展示ホール、会議室、応接室、和室、茶室、練習室等



川口総合文化センター外観

川口総合文化センター（以下「リリア」という。）の大規模改修工事前の断面図及びフロアガイドは、以下のとおりである。



(2) 大規模改修工事について

リリアは大規模改修工事のため、令和6年3月より休館している。また、リリアの大規模改修工事に合わせ隣接地に美術館の建設工事も行われている。工事の概要は下表のとおりである。

項目	説明
スケジュール	工事期間：令和6年3月～令和7年12月19日 準備期間：令和8年1月～令和8年3月（予定） 営業再開：令和8年4月（予定）
総事業費※	16,435,260千円（内訳：工事15,869,060千円、工事監理193,050千円、実施設計368,280千円、技術協力4,870千円）
設計の方針	ア 劇場施設としての安全性と長期的な施設運用を考えた改修 イ 利用者ニーズ、社会情勢の変化に対応できる改修 ウ 休館期間の最小化と経済的合理性に基づく改修
主要工事項目	ア <u>特定天井改修</u> メインホール・音楽ホール・アトリウム天井の崩落防止

項目	説明
主要工事項目	イ <u>ホール機能の機能向上</u> 客席改修、男女別トイレのレイアウトと数の変更、内装の更新、 舞台設備改修、メインホールホワイエのエレベーター新設
	ウ <u>パブリックエリアのイメージ向上</u> エントランスホール、アトリウム、ロビー等の内装・サイン・照明を更新、シンプルで分かりやすい空間へ
	エ <u>施設内のレイアウトや用途の変更</u> 利用者の利便性向上を目指し、配置換えや新規貸室の設置を実施
	オ <u>設備改修</u> 空調・給排水・消火・電気・エレベーター等の設備更新
	カ <u>バリアフリー改修</u> 利用者だけでなく、出演者等も含め円滑な利用ができるよう改修

※総事業費は当初契約額であり、変動する可能性がある。

(3) 施設利用料（大規模改修工事前の金額）

①メインホール

(単位：円)

利用区分			時間区分	規模	午前	午後	夜間	全日
					9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平日			プロセニウム	66,200	116,400	149,500	278,700
	土曜・日曜・休日				73,600	129,200	166,600	309,700
入場料又はこれに類するものを徴収する場合	平日	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	2,002席	92,900	163,300	210,300	389,800	
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	オーケストラ	106,700	186,800	240,200	445,300	
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	ピット	133,400	233,800	300,000	557,400	
	土曜・日曜・休日	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	1,778席	103,500	181,500	233,800	433,500	
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき		エプロンステージ	118,500	207,100	266,900	495,500
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき		1,642席	148,400	259,500	334,200	619,400

②音楽ホール

(単位：円)

時間区分 利用区分			規模	午前	午後	夜間	全日
				9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00
入場料又はこれ に類するものを 徴収しない場合	平日		600 席	26,600	48,000	61,900	115,300
	土曜・日曜・休日			29,900	53,300	68,300	128,100
入場料又はこれ に類するものを 徴収する場合	平日	入場料等の最高額が 1,000 円未満のとき		38,400	67,200	86,500	161,200
		入場料等の最高額が 2,000 円未満のとき		43,700	76,800	99,300	183,600
		入場料等の最高額が 2,000 円以上のとき		54,400	96,100	123,800	230,600
	土曜・ 日曜・ 休日	入場料等の最高額が 1,000 円未満のとき		42,700	74,700	96,100	179,400
		入場料等の最高額が 2,000 円未満のとき		49,100	85,400	110,000	205,000
		入場料等の最高額が 2,000 円以上のとき		60,800	106,700	137,700	256,300

③催し広場

(単位：円)

時間区分 利用区分			規模	午前	午後	夜間	全日
				9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00
入場料又はこれ に類するものを 徴収しない場合	平日		150 席	9,610	18,100	22,400	42,700
	土曜・日曜・休日			10,670	19,200	25,600	48,000
入場料又はこれ に類するものを 徴収する場合	平日	入場料等の最高額が 1,000 円未満のとき		13,800	24,500	32,000	59,800
		入場料等の最高額が 2,000 円未満のとき		16,000	28,800	36,300	68,300
		入場料等の最高額が 2,000 円以上のとき		20,200	36,300	45,900	86,500

時間区分 利用区分			規模	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
入場料又はこれ に類するものを 徴収する場合	土曜・日曜・休日	入場料等の最高額が 1,000 円未満のとき	150 席	16,000	27,700	36,300	67,200
		入場料等の最高額が 2,000 円未満のとき		18,100	32,000	40,500	76,800
		入場料等の最高額が 2,000 円以上のとき		22,400	39,500	52,100	96,100

④展示ホール

(単位：円)

時間区分 利用区分			規模	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
入場料又はこれ に類するものを 徴収しない場合	平日		574 m ²	17, 000	29, 900	38, 400	71, 500
	土曜・日曜・休日			19, 200	33, 100	42, 700	80, 000
入場料又はこれ に類するものを 徴収する場合	平日	入場料等の最高額が 1, 000 円未満のとき		23, 400	41, 600	54, 400	100, 300
		入場料等の最高額が 2, 000 円未満のとき		26, 600	48, 000	61, 900	115, 300
		入場料等の最高額が 2, 000 円以上のとき		34, 100	59, 800	76, 800	144, 100
	土曜・ 日曜・休日	入場料等の最高額が 1, 000 円未満のとき		26, 600	46, 900	59, 800	112, 100
		入場料等の最高額が 2, 000 円未満のとき		29, 900	53, 300	68, 300	128, 100
		入場料等の最高額が 2, 000 円以上のとき		38, 400	67, 200	86, 500	160, 100

⑤メインホール楽屋・リハーサル室

(単位：円)

時間区分 利用区分	規模	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
楽屋 101	29 m ² 個室U B	2,770	2,770	2,770	6,940
楽屋 201	32 m ² 個室	960	960	960	2,340
楽屋 202	26 m ² 個室U B	2,560	2,560	2,560	6,400
楽屋 203	27 m ² 個室U B	2,560	2,560	2,560	6,400
楽屋 204	128 m ² 大部屋	3,630	3,630	3,630	9,070
楽屋 301	53 m ² 大部屋	1,490	1,490	1,490	3,730
楽屋 302	128 m ² 大部屋 (和室)	3,630	3,630	3,630	9,070
リハーサル室 205	60 m ²	850	850	850	2,130
リハーサル室 206	108 m ²	1,600	1,600	1,600	3,840

※U Bはユニットバス付

⑥音楽ホール控室・リハーサル室

(単位：円)

時間区分 利用区分	規模	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
控室 401	62 m ² 大部屋	1,700	1,700	1,700	4,480
控室 402	44 m ² 個室U B	2,020	2,020	2,020	5,120
リハーサル室 403	75 m ²	1,060	1,060	1,060	2,560

⑦会議室等

(単位：円)

時間区分 利用区分	規模	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
特別会議室	44 席 156 m ²	21,300	28,800	28,800	67,200
応接室 (特別会議室用)	23 m ²	1,060	1,060	1,060	2,770
大会議室	100 席 161 m ²	13,300	17,800	17,800	41,600
中会議室	40 席 69 m ²	5,760	7,690	7,690	17,900
小会議室 1号	20 席 37 m ²	3,310	4,370	4,370	10,250

時間区分 利用区分	規模	午前	午後	夜間	全日
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00
小会議室 2 号	12 席 29 m ²	2,560	3,410	3,410	8,010
和室 1 号	30 畳 61 m ²	6,940	9,180	9,180	21,300
和室 2 号	30 畳 51 m ²	6,940	9,180	9,180	21,300
和室 3 号	30 畳 65 m ²	6,940	9,180	9,180	21,300
茶室	12 畳 37 m ²	4,590	6,190	6,190	14,400
練習室 1 号	ダンス用 98 m ²	2,880	3,840	3,840	8,970
練習室 2 号	クラシック用 118 m ²	3,730	4,910	4,910	11,500
練習室 3 号	軽音楽用 87 m ²	2,770	3,630	3,630	8,540
練習室 4 号	音楽用 48 m ²	1,600	2,130	2,130	5,020
ギャラリー	95 m ²	1,060	1,060	1,060	2,770

(4) 指定管理者の概要

①指定管理者制度の導入目的

川口総合文化センター・リリアの管理・運営について、より効果的・効率的に行い、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図る。

(出典：指定管理者候補者選定基本調書)

②指定管理者導入から現在までの指定状況

指定管理期間	選定方法	指定管理者
第 1 期 平成 18 年 4 月 1 日から 5 年間 第 2 期 平成 23 年 4 月 1 日から 5 年間 第 3 期 平成 28 年 4 月 1 日から 5 年間 第 4 期 令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間	非公募	公益財団法人川口総合文化センター（平成 22 年 9 月 1 日の組織変更前までは財団法人川口総合文化センター）

③非公募の理由

(1) 公益性が高く、費用や実施事業に反映されていること

川口総合文化センター・リリアは、芸術文化の振興とコミュニティの促進を図り、もって豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与することを目的に、条例で定められ、平成 2 年 7 月に設置された公の施設である。

現在の指定管理者である公益財団法人川口総合文化センターは、当該センターの設置目的を達成するために、当該センター設置に併せて設立した法人である。また、国の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、公益財団法人への移行手続きを行い、平成 22 年 9 月には、埼玉県内で最初に公益目的事業を行うことを主たる目的とする「公益財団法人」として認定された。

同法人は優れた芸術文化の企画・実施及び情報の発信基地として市民に啓発・普及させるため、都内のホール等に比べ、低廉な料金で幅広い文化芸術事業を提供してきた実績があり、公益性に重点をおいていることから、予約の実施等においても公平・平等な対応に努めている。

(2) 安定的な施設運営及び維持管理が期待できること

同施設は、本市唯一の大規模ホールであり、市民会館を持たない本市において、代替のきかない施設であることから、安定的な施設運営及び維持管理は重要である。

最近では新型コロナウイルス感染症による施設の長期休館がある様に、突発的な災害などによって施設が利用できず、収益があげられない状態に陥っても、利益追求型の法人ではなく、同施設の設置目的を果たすために設立された法人であることは、撤退等のリスクが生じないことは大きな強みである。

また、同法人は本件対象施設の設立当初から同施設の維持管理を行っており、細部にわたる豊富な知識が安全で快適な施設運営に不可欠と考える。同施設は、設置から30年が経過したが、施設の老朽化に係る課題は多く、平成30年度においても、約4千万円もの修繕費を支出している。これらの修繕は利用者の利便性や安心安全を確保する上で最重要課題であり、利益を追求する以前に迅速性かつ機動性が求められるため、公益性のある法人に施設管理を委ねることが適当と思料される。

(出典：指定管理者候補者選定基本調書)

④現在の指定管理者の状況

項目	説明
指定管理者名称	公益財団法人川口総合文化センター
指定管理期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理業務の概要	ア 施設の利用及び利用の許可に関する業務 イ 施設の利用料金に関する業務（利用料金収受等） ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務 エ 事業の実施に関する業務（文化芸術事業、広報等） オ その他市が必要と認める業務
自主事業	<u>特別文化推進事業</u> 令和5年度は、市の芸術文化活動の拠点として存在を広くアピールし、幅広い世代に芸術文化の体験機会を提供することを目的に教育・啓発プログラム等の事業を入場料無料で実施するものとして、「クリスマス・パイプオルガン・コンサート」を実施

項目	説明
指定管理料の精算	市の外郭団体であり、なおかつ随意指定による指定管理者の場合に適用される「川口市指定管理料精算実施要項」に基づき精算を実施
指定管理料	5年間総額の上限額を2,603,000千円とし、各年度の金額は年度協定により定めることとしている。
利用料金制度の導入	有
補足	大規模改修事による休館中は、文化芸術事業を中心とした業務を行っている。

(5) 公益財団法人川口総合文化センターの決算の状況

①最近3年度の貸借対照表

(単位:千円)

科 目			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
資産の部	流動資産		297, 489	333, 659	288, 787	
	固定資産	基本財産	500, 000	500, 000	500, 000	
		特定資産	特別記念事業特定資産	7, 000	13, 001	19, 001
			特別文化推進事業特定資産	36, 872	37, 239	38, 172
			退職給付引当資産	56, 863	49, 532	49, 904
			損失補填特定資産	20, 642	20, 644	20, 644
			減価償却資産特定資産	10, 237	12, 237	14, 237
			特定資産合計	131, 614	132, 653	141, 958
			その他の固定資産	22, 343	11, 812	3, 578
		固定資産合計	653, 957	644, 465	645, 536	
	資産合計		951, 445	978, 123	934, 323	
負債の部	流動負債		166, 045	177, 351	73, 733	
	固定負債	リース債務	17, 384	8, 123	0	
		退職給付引当金	56, 863	49, 532	49, 904	
		固定負債合計	74, 246	57, 655	49, 904	
	負債合計		240, 292	235, 006	123, 636	
産正の味部財	指定正味財産		500, 000	500, 000	500, 000	
	一般正味財産		211, 153	243, 117	310, 687	
	正味財産合計		711, 153	743, 117	810, 687	
負債及び正味財産合計			951, 445	978, 123	934, 323	

上記のうち特定資産の保有目的は以下のとおりとされている。

(ア) 特別記念事業特定資産

開館40周年を記念する式典とともに、オーケストラ、ソリスト並びに市民参加による合唱の出演も得て祝祭的な内容のコンサートを実施、また、大規模改修工事終了後のリニューアルオープンを記念するガラ・コンサートや記念グッズの作成・販売等を実施するための特定費用準備資金である。

(イ) 特別文化推進事業特定資産

特別文化推進事業特定資産は、幅広い世代に芸術文化の体験機会を提供することを目的とし、教育・啓発プログラム等の事業を入場料無料で実施するもので、公益目的事業のみに使用するため、保有している資産である。

(ウ) 退職給付引当資産

退職給付引当資産は、職員の退職金の支給に備えて保有する資産である。

(エ) 損失補填特定資産

損失補填特定資産は、地震や台風などの大規模災害による自主事業公演が中止になった場合に出演者等に要する経費等を補償・補填するものだが、現在まで使用したことはない。

(オ) 減価償却資産特定資産

減価償却資産特定資産については、開演時間案内板・催し物案内板・アップライトピアノなどの固定資産になるものを計上しており、現在まで新規に買い替えをしていない。なお、リニューアルオープンに向け、新規に購入するか検討中である。

(意見2-1) 特定資産の使途の明確化について

特定資産のうち、特別記念事業特定資産は、開館40周年を記念する式典費用のための特定費用準備資金、退職給付引当資産については、退職給付引当金に対応する資産であり、その保有目的が明確である。一方、特別文化推進事業特定資産及び減価償却資産特定資産には、その資産の設定の目的に具体性がなく、算定の根拠も不明確であり、そのために公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び同施行規則（以下「公益認定法等」という。）においても、特定費用準備資金あるいは資産取得資金に該当せず遊休財産を構成する取扱いとしている。特定資産は、設定目的が具体的で、算定根拠が明確である必要があり、これらの資産は、特定資産に表示された剰余資金であり、特定資産として会計処理する意義は乏しくその設定目的を十分に説明できるようにすることが必要である。

(指摘2-1) 損失補填特定資産の制定の必要性の確認について

損失補填特定資産は、地震や台風などの大規模災害による自主事業公演が中止にな

った場合に出演者等に要する経費等を補償・補填する目的で設定されているが、現在まで使用されたことはない。発生の可能性が低い損失の補填を目的として保有する損失補填特定資産は、特定資産として保有する意義は低く、公益認定法等で規定する特定費用準備資金にも該当しないことから見直しが必要である。

②最近3年間の正味財産増減書

(単位：千円)

科 目				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一 般 正 味 財 産 増 減 の 部	経常増減の部	経常収益	基本財産運用益	4, 524	1, 709	1, 325
			特定資産等運用益	15	12	3
			事業収益	807, 156	970, 789	972, 215
			受取負担金	21, 069	28, 976	26, 214
			雑収益	103	72	719
		経常収益計		832, 868	1, 001, 558	1, 000, 477
		経常費用	事業費	829, 540	941, 807	898, 794
			管理費	18, 965	25, 043	28, 595
		経常費用計		848, 506	966, 850	927, 389
		当期経常増減額		△ 15, 638	34, 708	73, 088
	減の部 経常外増	経常外収益		0	0	0
		経常外費用		0	0	0
		経常外増減額		0	0	0
	税引前当期一般正味財産増減額			△ 15, 638	34, 708	73, 088
	法人税、住民税及び事業税			70	2, 744	5, 518
	当期一般正味財産増減額			△ 15, 708	31, 964	67, 570
	一般正味財産期首残高			226, 861	211, 153	243, 117
	一般正味財産期末残高			211, 153	243, 117	310, 687
増減の部 指定正味財産	当期指定正味財産増減額			0	0	0
	指定正味財産期首残高			500, 000	500, 000	500, 000
	指定正味財産期末残高			500, 000	500, 000	500, 000
正味財産期末残高				711, 153	743, 117	810, 687

③最近３年間の事業区分経理ごとの正味財産増減内訳書

(単位：千円)

	公１（文化振興事業）			公２（地域振興事業）		
	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
経常収益	422,634	531,127	538,564	197,201	217,862	204,115
経常費用	433,536	510,796	492,423	211,983	228,330	213,723
当期経常 増減額	△10,902	20,331	46,141	△14,782	△10,467	△9,607

公１（文化振興事業）及び公２（地域振興事業）の事業内容は以下のとおりである。

公１（文化振興事業）

各種文化催事を企画・実施し、芸術文化の振興を図る事業である。

公２（地域振興事業）

施設を文化芸術活動や地域活動を行う団体等に貸与することにより、文化芸術及び地域コミュニティ活動の振興を図る事業である。

上記のとおり、公１について、令和４年度及び令和５年度と２期連続で黒字が出ており、結果として市からの指定管理料が余剰となっている。令和５年度の定期報告において、この剰余金の解消方法として、「令和６年度から７年度にかけて施設の大規模改修工事が実施されており、これに伴い指定管理料文化事業収益が減額となるため、この剰余金を含めた範囲内で令和６年度及び７年度の自主事業を計画・実施していく。また、令和８年度に計画している「リニューアル記念事業」の規模を拡大することから、特定費用準備資金として目標額を４００万円から１,０００万円に変更し、毎年積立に充て、費消させる」としている。

（意見２－２） 令和４年度及び令和５年度の収支相償による剰余金の解消について

令和４年度及び令和５年度に公１（文化振興事業）において生じた剰余金について、令和６年度及び令和７年度の自主事業及び令和８年度に計画している「リニューアル記念事業」の規模の拡大に伴い、特定費用準備資金の目標額を４００万円から１,０００万円に増額することとしている。特定費用準備資金の目標額については、剰余金の解消に必要な金額でなく、自主事業及びリニューアル記念事業の事業内容及び予算を精査した結果として算出すべきことに留意する必要がある。また、特定費用準備資金の積立のための財源について、市からの指定管理料である場合には、当該事業の実施のタイミングでの指定管理料の支出ということについても検討が必要である。なお、剰余金の解消については、令和７年４月１日改正後の公益認定法等における取り扱いについても念頭において対応することも必要である。なお、令和４年度及び令和５年度に剰余金が発生していることから、その予算を精査し、指

定管理料が適正に算出されていたのかについても確認が必要であり、必要に応じて指定管理料の減額調整についても検討が必要である。

(6) 指定管理業務に関する収支の状況

(単位：円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入			
指定管理者受託事業収入	519,600,000	579,400,000	611,572,000
指定管理者施設管理事業収入	460,525,000	520,325,000	552,497,000
指定管理者文化事業収入	59,075,000	59,075,000	59,075,000
市制90周年記念事業収入	—	—	15,500,000
文化事業収入	64,270,487	120,056,791	102,530,556
入場料収入	44,001,320	96,366,680	87,805,040
その他の収入	20,269,167	23,690,111	14,725,516
施設管理収入	244,222,461	300,238,596	268,685,509
施設利用料金収入	196,594,154	236,037,535	209,883,035
駐車場利用料金収入	26,559,050	35,225,250	32,588,000
光熱水費負担金収入	21,069,257	28,975,811	26,214,474
収入合計	828,092,948	999,695,387	998,288,065
支出			
管理業務受託支出	731,999,164	808,399,343	746,373,103
人件費	115,850,461	121,933,162	121,417,667
需用費	180,132,987	241,400,049	188,458,199
役務費	5,015,403	4,607,518	4,803,738
委託費	389,550,325	394,086,919	382,194,801
使用料及び賃借料	28,638,662	27,360,560	26,948,263
その他	12,811,326	19,011,135	22,550,435
文化事業受託支出	118,593,130	155,034,580	164,250,552
文化事業費	67,837,457	96,405,307	105,078,142
人件費	2,439,704	2,445,122	1,313,909
需用費	8,760,396	9,796,235	10,756,974
役務費	11,572,267	15,126,796	13,661,833
委託費	27,776,397	31,130,946	33,337,160
その他	206,909	130,174	102,534
市制90周年記念事業支出	—	—	14,384,626

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市・県民税	70,000	2,744,400	5,518,100
支出合計	850,662,294	966,178,323	930,526,381
収支差引額	△22,569,346	33,517,064	67,761,684

※前期からの繰越による収入は除いて記載している。

(7) 指定管理料算定のための収支予算

リリアの指定管理料の金額は、各年度に年度協定により定めることとなっている。

令和5年度の指定管理料算定のために、公益財団法人川口総合文化センターから市に提出された指定管理業務に係る収支予算は下表のとおりであり、収支差引合計額が0円となるよう指定管理料が算定されている。

項目	金額（円）
(施設管理事業)	
収入	
指定管理料収入	552,497,000
施設利用料収入	214,918,000
駐車場事業収入	27,349,000
光熱水費負担金収入	43,804,000
収入合計	838,568,000
支出	
人件費	127,209,000
需用費	279,945,000
役務費	6,506,000
委託費	382,653,000
使用料及び賃借料	28,006,000
その他	14,298,000
支出合計	838,617,000
収支差引額小計①	△49,000
(文化事業) ※	
収入	
指定管理料収入	74,575,000
入場料収入	93,320,000
その他の収入	12,824,000

項目	金額（円）
収入合計	180,719,000
支出	
文化事業費	107,840,000
人件費（臨時雇用者分）	3,000,000
需用費	13,386,000
役務費	14,755,000
委託費	41,506,000
その他	113,000
支出合計	180,600,000
収支差引額小計②	119,000
市・県民税等③	70,000
収支差引額合計（①＋②－③）	0

※文化事業に市制90周年記念事業を含む。また、各事業の収支差引額小計は市に提出された収支予算に記載は無く、本報告書の作成に当たり、算定したものである。

（意見2－3） 施設管理事業と文化事業に係る運営費用の明確化について

令和5年度の指定管理料算定のための収支予算について、施設管理事業と文化事業の各事業の収支は0円となっていない。また、正職員に係る人件費や水道光熱費等の支出につき、文化事業に按分されていない。そのため、各事業の指定管理料が正確に算定されていないと言える。

市による施設の利用料金の適正額の検討に当たっては、主として、施設管理事業に係る支出額が考慮要素となると考えられる。また、市による各事業の費用対効果の検討の際にも、施設管理事業と文化事業に係る支出をそれぞれ正確に算定することが不可欠である。

したがって、指定管理料は事業毎に正確に算定することが望ましい。

（8）施設の利用状況（令和5年4月～令和6年2月）

①日数・件数・入場者数ベース

	日数(A)	利用日数 (B)	利用率 (B/A)	利用件数	入場者数
メインホール	284	250	88.0%	269	231,644
音楽ホール	295	262	88.8%	290	70,464
展示ホール	315	246	78.1%	266	35,513
催し広場	299	221	73.9%	248	22,111

	日数(A)	利用日数 (B)	利用率 (B/A)	利用件数	入場者数
小計(1)	1,193	979	82.1%	1,073	359,732
特別会議室	317	52	16.4%	50	1,246
大会議室	316	265	83.9%	342	14,916
中会議室	316	284	89.9%	343	8,667
小会議室1号	317	233	73.5%	299	2,510
小会議室2号	317	271	85.5%	366	2,491
茶室	317	139	43.8%	143	1,373
和室1号	317	143	45.1%	141	1,251
和室2号	317	61	19.2%	63	749
和室3号	317	86	27.1%	85	1,076
練習室1号	317	307	96.8%	671	8,519
練習室2号	317	285	89.9%	556	11,414
練習室3号	316	261	82.6%	377	4,515
練習室4号	317	309	97.5%	619	3,739
ギャラリー	317	238	75.1%	237	13,867
小計(2)	4,435	2,934	66.2%	4,292	76,333
合計(1)+(2)	5,628	3,913	69.5%	5,365	436,065

②回数ベース

	利用可能回数 (A)	利用回数				稼働率 (B/A)
		午前	午後	夜間	合計(B)	
メインホール	792	232	244	195	671	84.7%
音楽ホール	856	239	256	191	686	80.1%
展示ホール	933	208	232	162	602	64.5%
催し広場	863	164	211	120	495	57.4%
小計(1)	3,444	843	943	668	2,454	71.3%
特別会議室	928	23	41	15	79	8.5%
大会議室	927	195	241	132	568	61.3%
中会議室	939	198	259	135	592	63.0%
小会議室1号	937	172	168	75	415	44.3%
小会議室2号	948	204	213	104	521	55.0%
茶室	949	60	109	46	215	22.7%
和室1号	946	59	101	70	230	24.3%
和室2号	946	37	54	23	114	12.1%

	利用可能回数 (A)	利用回数				稼働率 (B/A)
		午前	午後	夜間	合計(B)	
和室 3 号	946	64	67	63	194	20.5%
練習室 1 号	951	258	212	277	747	78.5%
練習室 2 号	944	206	204	210	620	65.7%
練習室 3 号	936	152	204	124	480	51.3%
練習室 4 号	951	266	212	228	706	74.2%
ギャラリー	951	235	237	214	686	72.1%
小計(2)	13,199	2,129	2,322	1,716	6,167	46.7%
合計(1) + (2)	16,643	2,972	3,265	2,384	8,621	51.8%

(意見 2-4) 茶室及び和室の稼働率について

令和 5 年度の特別会議室、茶室及び和室の稼働率は上記のとおり、30%を下回っており、稼働状況が低い水準にある。このうち、特別会議室は本格的な国際会議も開催可能なハイレードな会議室であったところ、一般利用者のニーズには合わなかったとのことであり、大規模改修工事において、用途変更を行う予定である。

これに対し、茶室及び和室については、用途変更のための工事には多額の費用が必要となることや、市内に茶室及び和室を有する施設が減少傾向にあり、文化活動の保護の必要性から、大規模改修工事による用途変更は行わないとのことである。今後は、ホームページやパンフレットによる広報活動の強化や、着付け・茶道教室などの関連団体への呼びかけにより、茶室及び和室の稼働率向上を図ることが望まれる。

(9) 自主企画公演に係る収支の状況

公益財団法人川口総合文化センターは、文化事業に係る指定管理業務として、自主企画による公演を主催している。当該公演に係る出演料や企画制作費については同法人が負担し、入場料は同法人の収入となる。

令和 5 年度開催の自主企画公演に関する収支の状況は以下のとおりである。

①メインホール

(単位：円)

公演	入場料収入	出演料等支出	収支差額
A	2,637,600	2,750,000	△112,400
B	7,496,300	15,088,000	△7,591,700
C	13,186,800	6,930,000	6,256,800
D	4,806,500	5,116,160	△309,660
E	3,736,000	6,160,000	△2,424,000
F	3,737,400	2,827,000	910,400

公演	入場料収入	出演料等支出	収支差額
G	14,768,600	11,710,000	3,058,600
小計	50,369,200	50,581,160	△211,960

②音楽ホール

(単位：円)

公演	入場料収入	出演料等支出	収支差額
A	3,670,550	3,410,000	260,550
B	3,707,200	5,039,666	△1,332,466
C	901,500	652,288	249,212
D	3,894,100	4,180,000	△285,900
E	2,304,400	1,500,000	804,400
F	3,218,150	2,750,000	468,150
G	3,407,400	3,000,000	407,400
H	1,336,240	1,155,000	181,240
I	3,276,800	3,300,000	△23,200
J	3,052,200	1,000,000	2,052,200
K (全2回)	1,304,800	1,760,000	△455,200
L (全2回)	438,350	284,436	153,914
M (全3回)	4,825,550	1,980,000	2,845,550
小計	35,337,240	30,011,390	5,325,850

③催し広場

(単位：円)

公演	入場料収入	出演料等支出	収支差額
A (全3回)	751,300	1,100,000	△348,700
B (全2回)	633,000	806,386	△173,386
C (全2回)	714,300	495,000	219,300
小計	2,098,600	2,401,386	△302,786

④合計

(単位：円)

入場料収入	出演料等支出	収支差額
87,805,040	82,993,936	4,811,104

※出演料等支出の他に、施設利用料相当額 24,674,940 円の負担が生じている。

(意見 2－5) 自主企画公演に係る出演料等に関する手続について

自主企画公演に関する出演者については、同法人の年度の事業計画の内容に含まれ、理事会及び評議員会の決議を受けている。もっとも、公演毎の出演料等の予算については、決議を受ける事業計画案に記載されておらず、理事会及び評議員会における添付書類にも含まれていない。

ここで、メインホール・公演Bについて、出演料等支出が 15,088,000 円と高額であり、また、7,591,700 円という多額の支出超過が生じている。自主企画公演は、芸術文化の振興の目的があり、支出超過となることが直ちに否定されるものではない。

もっとも、多額の出演料等に見合う芸術文化の振興の効果があるか否かの判断は、専門的知識を要するため、多数の芸術文化分野に造詣が深い者の協議により、慎重に検討されるべきである。

したがって、自主企画公演に関する出演料等が多額になる場合や、支出超過額が多額となることが見込まれる場合は、個別の公演の予算について、理事会及び評議員会の決議を経ることが望まれる。

(10) 管理運営業務に関し第三者に委託した契約

令和5年度のリアの管理運営業務に関し、公益財団法人川口総合文化センターが第三者に委託した契約（契約金総額 1,000 万円以上）について、契約方法を確認した結果は下表のとおりである。

委託件名	契約方法（指名数・見積り数）	随意契約又は単独見積りの理由	契約金額総額（円）	契約期間
施設維持管理業務委託	随意契約（見積り合わせ）	決裁文書に記載無	263,505,000	令和3年4月1日～令和6年3月31日
ホール棟清掃業務委託	随意契約（見積り合わせ）	決裁文書に記載無	96,191,436	令和3年4月1日～令和6年3月31日
タワー棟清掃業務委託その1	指名競争入札	—	12,117,600	令和4年4月1日～令和6年3月31日
タワー棟清掃業務委託その2	指名競争入札	—	38,142,720	令和4年4月1日～令和6年3月31日
利用受付等業務委託	随意契約（見積り合わせ）	決裁文書に記載無	55,934,553	令和4年4月1日～令和6年3月31日
舞台管理運営業務委託	随意契約（見積り合わせ）	決裁文書に記載無	174,504,000	令和4年4月1日～令和6年3月31日
展示ホール・ギャラリー業務委託	随意契約（見積り合わせ）	決裁文書に記載無	24,758,800	令和4年4月1日～令和6年3月31日
昇降装置保守点検業務委託	随意契約（単独見積り）	当会館の昇降装置の設置業者であり、緊急時や不測の事態が発生した際、迅速な部品の調達・修理対応等が可能なことから、上記業者以外では適格な保守点検を行うことができないため。	14,934,480	令和5年4月1日～令和6年3月31日

委託件名	契約方法（指名数・見積者数）	随意契約又は単独見積りの理由	契約金額総額（円）	契約期間
警備保安業務委託	随意契約（見積り合わせ）	決裁文書に記載無	71,487,801	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日
駐車場維持管理業務委託	指名競争入札	—	11,613,701	令和5年4月1日～ 令和6年2月29日
チケットセンター・チケット販売・管理業務委託	随意契約（見積り合わせ）	決裁文書に記載無	48,227,300	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日

（意見２－６） 契約方法について

公益財団法人川口総合文化センターは契約事務に関し、契約に関する要綱（以下「契約要綱」という。）を定めている。

契約要綱では、契約の方法について、「この法人が締結する契約は、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。」と規定しており、同法人では、一般競争入札を行っていない。

一般競争入札は、契約金額を低く抑えたり、委託先との癒着や談合を防ぐのに効果的である。そのため、一般競争入札を、契約方法の選択肢に含めるのが望ましい。

次に、随意契約又は単独見積りの理由が決裁文書に記載されていない契約があった。また、指名競争入札による契約につき、業者選定理由が決裁文書に記載されていないかった。これらの理由が決裁文書に記載されないと、業者の選定に必要な条件が曖昧となり、決裁権者が判断を誤ったり、契約締結過程に関する適切性の検証に支障を来すおそれがある。

したがって、契約方法の選択理由や業者選定理由につき、決裁文書に明記することが望まれる。

（指摘２－２） 第三者委託の承認手続について

基本協定書において、指定管理者は、事前に市による承認を受けた場合を除いて、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨が規定されている。

これを受けて、公益財団法人川口総合文化センターは、年度当初に市に対し、第三者への委託業務の内容及び委託先を記載した委託業務計画書を提出し、承認を得ている。しかし、年度途中で追加となった第三者委託に関し、市による事前の承認手続きが漏れていた。

第三者委託につき、市による監督手続が適正に行われないと、中抜きによる指定管理者の不当な利益の獲得や、反社会的勢力や入札参加資格停止者などの不適格者によ

る業務の関与につながるおそれがある。そのため、今後は、年度途中における追加の第三者委託についても、事前に市による承認手続を行う必要がある。

(1 1) 備品の状況（令和6年3月末時点）

備品について、市では、川口市財産規則（以下「財産規則」という。）第31条第1項第1号、第2号により、その性質又は形状を変えずに比較的長期間（おおむね3年以上の期間をいう。）の使用に耐える物及びその性質が消耗性の物であっても標本、美術品又は陳列品その他これらに類する物等であり、かつ1品の取得価額又は見積価額が1万円を超える物品と定義している。

また、地方自治法施行令第166条第2項に規定する財産に関する調書に記載すべき重要な物品について、財産規則第51条は、1品の取得価額又は見積価額が50万円以上のものと規定している。

リリアに設置されている市所有の備品の状況（令和6年3月末時点）は下表のとおりである。

分類	総登録数	内重要物品数
机類	995	16
椅子類	2,836	5
戸棚類	123	2
箱類	191	—
事務用機械器具類	210	2
計量器類	2	—
視聴覚用器具類	846	42
音楽器具類	145	9
体育器具類	1	—
産業用機械器具類	32	—
室内器具類	513	3
車輛船舶類	162	1
消防防災器具類	17	—
医療用機械器具類	8	—
暖冷房照明器具類	449	3
厨房器具類	6	—
美術工芸品類	58	18
寝具被服類	6	—
儀式用器具類	16	6
雑具類	402	4
総計	7,018	111

(指摘 2-3) 備品の実査について

備品について、市では、毎年度末日における保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成して、翌年度 4 月末日までに物品出納員に報告することとされている（財産規則第 5 2 条の 2 第 1 項）。

しかし、リリアに設置されている市所有の備品について、市の職員による実査や、指定管理者からの実査の報告を受ける等の保管状況の調査を毎年度の頻度で実施していなかった。

今後は、市所有の備品の実査につき、指定管理業務に含め、毎年度、指定管理者から実査結果の報告を受ける等の対応が必要である。

(12) 指定管理料の精算資料

①精算金額の算定方法について

市では、指定管理者が外郭団体かつ随意指定である場合には、以下の川口市指定管理料精算実施要項（以下「精算実施要項」という。）に基づき、指定管理料の精算を行うこととしている。

公益財団法人川口総合文化センターは、市による基本財産の出捐を受けており、市の外郭団体に該当し、なおかつ随意指定により指定管理者となっている。そのため、精算実施要項に基づき、指定管理料の精算を検討している。

川口市指定管理料精算実施要項

(目的)

第 1 条 この要項は、「外郭団体の見直しに関する指針（平成 28 年 4 月改訂）」（以下、「指針」という。）に規定する指定管理料の精算について、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外郭団体

本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している団体及び市が人的・財政的援助を行うものとして指針の対象としている団体

(2) 所管課

外郭団体への運営費補助金もしくは指定管理料を予算措置している課。予算措置している課が複数に及ぶ場合は関係課で協議のうえ決定した課。

(3) 収支報告書等

川口市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 11 号）第 9 条の規定による指定管理業務に係る収支の報告書、外郭団体指導

要綱第6条の規定による外郭団体の決算及び事業の報告書。

(4) 内部留保

外郭団体の総資産額から、①基本財産②公益事業を実施するために有している基金③団体の運営に不可欠な固定資産④将来の特定の支払いに充てる引当資産等⑤負債相当額を減じたもの。

(5) 内部留保率

外郭団体の内部留保を一事業年度における事業費、管理費及び当該団体が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計で除したもの。

(6) 内部留保の基準率

外郭団体の事業形態を踏まえた団体に必要な内部留保率。

(対象)

第3条 この要項は、外郭団体が本市から随意契約で受注した指定管理業務を対象とする。

(精算の実施)

第4条 外郭団体は、前条に規定する業務を受注した場合は、基本協定書又は年度協定書に基づき精算を行うこととする。

2 前項の精算にあたっては、外郭団体毎に定める内部留保の基準率に基づき、年度ごとに精算額を決定するものとする。

3 内部留保の基準率は、別に定める。ただし、外郭団体の事業計画その他の事情により見直しが真にやむを得ない場合は、所管課と企画経営課が協議のうえ新たに定めることとする。

(収支報告書等の提出)

第5条 外郭団体は、所管課が指定する期日までに、当該年度の収支報告書等を作成し、所管課に提出するものとする。

(精算の有無の確認)

第6条 所管課は、前条の規定による収支報告書等の提出があったときは、その内容を精査し、精算の有無を確認するものとする。

2 精算は、内部留保率が内部留保の基準率を超える場合に行う。ただし、指定管理業務運営上、所管課が特に必要と認める費用については、企画経営課と協議した上で、精算対象から控除することができるものとする。

3 内部留保率が内部留保の基準率以下である場合、精算は行わない。

(精算額の決定及び実施)

第7条 精算額は、内部留保から当該外郭団体の一事業年度における事業費、管理費及び当該団体が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計に内部留保の基準率を乗じて得た額を減じた額とする。

2 所管課は、精算額を決定した場合、外郭団体に対してすみやかに通知するもの

とする。

3 精算は、基本協定期間内の年度における第1項の精算額を通算して行うものとする。

4 前項の精算は、基本協定期間満了の翌年度に精算を行い、外郭団体へ運営費補助金を交付している場合は運営費補助金において、運営費補助金を交付していない場合は指定管理料において、精算額分を減額して交付または支払うものとする。なお、指定管理料の精算の時期等については、所管課と外郭団体が協議のうえ取り決め実施するものとする。

(精算実施時期の特例)

第8条 前条の規定に関わらず、精算額が別に定める基準額を超える場合は、所管課と外郭団体が協議をし、直近の年度で精算を実施するものとする。

(精算方法の変更)

第9条 この要項に規定する精算方法により難しい場合は、市及び外郭団体の協議により、精算方法を変更することができる。

(その他)

第10条 この要項に定めのない事項及びこの要項の施行につき疑義が生じた場合は、市及び外郭団体の協議により定めるものとする。

②令和2年度3月末を基準とする指定管理料の精算検討資料

令和3年度中に実施される指定管理料の精算の検討に当たり、令和2年度3月末の決算数値を基礎として、精算実施要項に基づき作成された資料は以下のとおりである。

(ア) 算定式（指定管理料の精算の検討に当たり使用）

項目	数値
①総資産額	954,105,777 円
②基本財産	500,000,000 円
③公益事業基金	38,674,230 円
④固定資産	32,812,929 円
⑤引当資産等	61,671,051 円
⑥負債相当額	165,573,675 円
⑦一事業年度における事業費	737,916,378 円
⑧一事業年度における管理費	66,067,490 円
⑨不可欠な固定資産取得費	0 円
⑩内部留保額(=①-(②+③+④+⑤+⑥)) -35,558,533 円 (30周年記念事業費等)	119,815,359 円

項目	数値
⑩内部留保率(=⑩÷(⑦+⑧+⑨))	14.9%
⑫内部留保基準率	15.5%
⑬精算額(=⑩－(⑫×(⑦+⑧+⑨))	-4,802,140 円

(イ) 算定式(30周年記念事業費等を控除しなかった場合の精算額を監査人が再計算)

項目	数値
⑩内部留保額(=①－(②+③+④+⑤+⑥))	155,373,892 円
⑪内部留保率(=⑩÷(⑦+⑧+⑨))	19.3%
⑫内部留保基準率	15.5%
⑬精算額(=⑩－(⑫×(⑦+⑧+⑨))	30,756,392 円

(指摘2-4) 令和2年度3月末を基準とする指定管理料の精算について

令和3年度中に実施される指定管理料の精算の検討に当たり、令和2年度3月末の決算数値を基礎として、算定された精算額がマイナスであるため、精算は実施されていない。

ここで、内部留保額につき、30周年記念事業費等として、35,558,533 円を差し引いて算出している。もっとも、30周年記念事業は令和2年度中に実施された事業であり、関連費用は内部留保額から既に控除されており、再度、差し引く必要はない。

30周年記念事業費等を差し引いた事情を質問したところ、回答は次のとおりであった。すなわち、30周年記念事業費に充当するために積み立てていた特定資産60,021,090 円を取り崩した結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、35,558,533 円の残額が生じた。当該残額につき、公益財団法人川口総合文化センターの担当者と、当時のリアの所管課である自治振興課の担当者との間で協議を行い、次の40周年記念事業及び大規模改修工事後のリニューアル記念事業費に充てることとし、次年度以降における控除にしたとのことである。

ここで、当該事業費につき、特に必要な費用であるとして、精算対象から控除する場合には、当時の「精算実施要項」の所管課である行政管理課との協議が必要であった(精算実施要綱第6条第2項)。これを受け、自治振興課を所管する市民生活部長より、行政管理課を所管する総務部長に対し、当該事業費の精算対象からの控除に関する依頼文書が提出されている。もっとも、当該文書に基づく協議の記録や、総務部長による決裁文書が作成されていなかった。

内部留保が過剰であると、不必要な支出や非効率な資産運用を招くおそれがあり、不透明な内部留保は極力避けるべきである。そのため、特別な事情により、内部留保額を精算しない場合には、協議の記録や決裁文書を作成すべきである。

③令和５年度３月末を基準とする指定管理料の精算検討資料

令和６年度中に実施される指定管理料の精算の検討に当たり、令和５年度３月末の決算数値を基礎として、精算実施要項に基づき作成された資料は以下のとおりである。

(ア) 算定式（監査人に当初提出されたもの）

項目	数値
①総資産額	934,323,065 円
②基本財産	500,000,000 円
③公益事業基金	57,172,984 円
④固定資産	38,466,518 円
⑤引当資産等	49,903,702 円
⑥負債相当額	73,732,651 円
⑦一事業年度における事業費	856,404,307 円
⑧一事業年度における管理費	70,984,996 円
⑨不可欠な固定資産取得費	145,500,000 円
⑩内部留保額(=①－(②＋③＋④＋⑤＋⑥))	215,047,210 円
⑪内部留保率(=⑩÷(⑦＋⑧＋⑨))	20.0%
⑫内部留保基準率	15.5%
⑬精算額(=⑩－(⑫×(⑦＋⑧＋⑨))	48,749,369 円

(イ) 不可欠な固定資産取得費の内訳

項目	必要な理由	金額（円）	備考
災害時等対応費	大規模災害又は当会館の瑕疵により会館が利用できなくなった場合に必要となる費用として。	58,500,000	地震によるメインホール等の損傷や空調機器等の不具合によりホール棟の利用が出来なくなった場合を想定し、３か月分の利用料金収入の減収分。※なお、貸館による興行が中止となった場合に主催者から求められる損害賠償請求額は積算が不可能であることから、含めていない。
退職手当財団負担	職員が定年退職した場合の支払い費用として。	56,000,000	職員の定年退職による退職金額と自己都合要支給額に負債計上されている退職給付引当金との差額

項目	必要な理由	金額（円）	備考
固定資産購入費	固定資産の買い替えに伴う費用として。	10,000,000	A E D収納ケース 200,000 円、リリアホームページ 6,000,000 円、会計システム 3,800,000 円
40 周年事業・リニューアル事業積立	40 周年事業及びリニューアル記念事業に使用する特定資産の積立費用として。	21,000,000	40 周年記念事業 3,000 万円とリニューアル記念事業 1,000 万円の合計 4,000 万円と資産計上されている特別記念事業特定資産 1,900 万円との差額
合計		145,500,000	

なお、当監査の実施過程における検討を踏まえ、これらを不可欠な固定資産取得費として取り扱わず、下表の 71,301,869 円を基準に、精算を実施するとのことである。

（ウ）算定式（不可欠な固定資産取得費の取扱い変更後）

項目	数値
⑨不可欠な固定資産取得費	0 円
⑩内部留保額(=①－(②＋③＋④＋⑤＋⑥))	215,047,210 円
⑪内部留保率(=⑩÷(⑦＋⑧＋⑨))	23.2%
⑫内部留保基準率	15.5%
⑬精算額(=⑩－(⑫×(⑦＋⑧＋⑨))	71,301,869 円

（意見 2－7） 令和 5 年度 3 月末を基準とする指定管理料の精算検討資料について

当初に監査人に提出された令和 5 年度 3 月末を基準とする指定管理料の精算検討資料において、不可欠な固定資産取得費として扱われているもののうち、災害時等対応費及び退職手当財団負担は一事業年度における事業費及び管理費として加味されているものである。また、40 周年事業・リニューアル事業積立は、真に必要なものであれば、特定資産として既に積み立てているべきものである。したがって、これらは不可欠な固定資産取得費の趣旨に当てはまらないものである。

当監査の実施過程における検討を踏まえ、これらを不可欠な固定資産取得費として取り扱うことを止めたとは言え、当初の資料からは、指定管理料の精算の検討体制に不備があったことが窺える。今後は内部留保の精算は厳格に行うことが望まれる。

(13) その他の指摘及び意見

(意見2-8) 美術館との一体管理について

前述のとおり、リリアの大規模改修工事と隣接して、美術館の建設工事が行われている。そのため、両施設の設備は、昇降機等につき共通の製造業者となっており、設備の保守点検等の委託契約につき、施設毎ではなく、一つの契約とすることで、支出額を抑えられる可能性がある。その他にも共通で行いうる管理業務として、警備業務等が考えられ、リリアと美術館の指定管理者を一体として選定することにより、施設管理が経済的・効率的となる可能性がある。

したがって、今後の指定管理業務の在り方についての検討において、リリアと美術館の指定管理者を一体として選定する選択肢を含めることが望まれる。

(意見2-9) 施設利用料の減免規定について

公益財団法人川口総合文化センターは、文化事業に係る指定管理業務として、市民に多くの鑑賞機会を提供し、文化芸術の振興に役立てることを目的に、共催事業を実施している。共催事業は、施設利用料相当額を同法人が負担することにより、公演を誘致するものである。令和5年度において、共催事業により同法人が負担した施設利用料相当額合計は13,555,260円である。

ここで、共催事業ではあるものの、公演の入場料については、公演者の収入となることから、同法人による施設利用料相当額の負担は、実質的に施設利用料の減免であると考えられる。

しかし、川口総合文化センター設置及び管理条例における利用料金の減免に関する規定は以下のとおりであり、駐車場のみが規定され、ホールの利用料金の減免に関する規定は無い。

(利用料の減免)

第18条 指定管理者は、規則で定めることにより、駐車場に係る利用料金を減額し、又は免除するものとする。

利用料金の減免に関し、条例に規定が無いと、不公平な減免が行われるおそれがある。そのため、ホールの利用料金の減免の根拠や基本的な考え方について、条例に規定することが望ましい。

3. 川口市立アートギャラリー（アトリア）について

（1）施設の概要

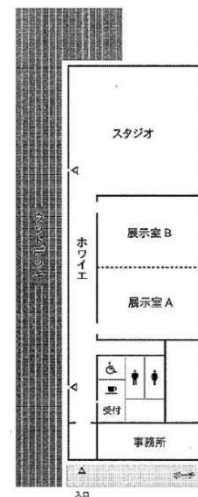
項目	説明
愛称	アトリア
所在地	川口市並木元町1番76号
施設の目的	美術作品の創作体験や鑑賞、発表等の場を提供することにより、市民が美術に親しみ、豊かな文化生活の形成に寄与すること
根拠条例等	川口市立アートギャラリー設置及び管理条例、川口市立アートギャラリー管理規則
開館日	平成18年4月22日
主な施設の内容	ア 展示室A・B 各 77.5 m ² イ スタジオ 195.0 m ²



外観



スタジオ



平面図

（2）観覧料及び施設利用料

①観覧料の上限

区分	観覧料
一般	2,000 円
高校生及び大学生	1,000 円
小学生及び中学生	500 円

②利用料

施設区分	利用料（1日当たり）	
	市民等又はこれらの者 で構成される団体	左記以外の者又は団体
展示室A	10,470 円	15,700 円
展示室B	10,470 円	15,700 円
スタジオ	20,900 円	31,400 円

※300円を超える「入場料」等を徴収する場合は（その徴収金額や入場者数に関わらず）所定の利用料の1.5倍の金額となる。

（3）指定管理者の概要

①指定管理者制度の導入目的

民間事業者が有する様々なノウハウを活かし、新たな企画展等の開催やアートへの関心を高めるための情報発信など、事業内容の充実と管理運営の向上を図ることを目的に、指定管理者候補者を募集するもの。

（出典：指定管理者候補者選定基本調書）

②施設設置から現在までの指定状況

指定管理期間	選定方法	指定管理者
第1期 令和5年4月1日から5年間	公募	株式会社21世紀文化芸術研究室グループ （代表団体：株式会社21世紀文化芸術研究室、構成団体：有限会社アプリュスアソシエイツ）

③現在の指定管理者の状況

項目	説明
指定管理者名称	株式会社21世紀文化芸術研究室グループ
指定管理期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
指定管理業務の概要	ア 施設全般の管理運営に関する業務 イ 施設の利用許可に関する業務 ウ 施設の維持、管理及び軽易な修繕に関する業務 エ 企画展・共催展等に関する事業 オ その他、施設の管理運営に関して市が必要と認める業務
自主事業	<u>サポートスタッフ（ボランティア）事業</u> 主に美術講座やワークショップの補助業務。令和5年度は7事業をサポート。

項目	説明
指定管理料の精算	無
指定管理料	5年間総額の上限額を301,500千円とし、各年度の金額は年度協定により定めることとしている。
利用料金制度の導入	有
補足事項	企画展等の開催時に両施設を相互利用することにより、それぞれの施設を更に有効活用するため、川口市立文化財センター旧田中家住宅（教育総務部文化財課所管施設）と一体で指定管理者を指定している。 施設毎の主たる管理事業者について、川口市立アートギャラリーは代表団体である株式会社21世紀文化芸術研究室であり、川口市立文化財センター旧田中家住宅は構成団体である有限会社アプリュスアソシエイツである。

（４）指定管理業務に関する収支の状況

（単位：円）

項目	令和5年度
収入	
指定管理者受託事業収入	63,319,000
文化事業収入	1,353,352
美術講座・ワークショップ参加料収入	440,500
企画展（盆栽展）収入	867,592
企画展（アトリアで、春）収入	31,260
その他の収入（パンフレット売上）	14,000
施設利用料収入	1,778,420
収入合計	66,450,772
支出	
管理業務受託支出	55,202,760
人件費	29,758,528
需用費	5,564,361
役務費	647,510
委託費	12,428,294
使用料及び賃借料	143,950
その他	6,660,117
（内訳）顧問会計士等報償金	1,457,500

項目		令和5年度
	旅費交通費	161,166
	負担金	30,000
	雑費	443,548
	法人維持費（共済金）	2,400,000
	租税公課（積立金支出含む）	2,167,903
文化事業受託支出		11,120,112
	文化事業費	1,625,191
	人件費	1,540,281
	需用費	475,019
	役務費	98,130
	委託料	7,228,339
	その他	153,152
市・県民税		127,900
支出合計		66,450,772
収支差引額		—

※租税公課（積立金支出含む）の金額調整により、収支差引額の決算額が0円となっているとのことである。

（５）指定管理料算定のための収支予算

川口市立アートギャラリー（以下「アトリア」という。）の指定管理料の金額は、各年度の予算の範囲内で定めることとし、各年度に年度協定により定めることとなっている。令和5年度の指定管理料算定のための収支の積算金額は下表のとおりであり、収支差引額が0円となるよう指定管理料が算定されている。

科目	金額（円）
収入の部	
指定管理料	63,319,000
利用料金収入	1,581,000
自主事業収入	100,000
収入合計	65,000,000
支出の部	
人件費（正社員3人）	28,400,000
人件費（臨時社員4人）	8,800,000
一般管理費	1,300,000

科目	金額（円）
旅費交通費	600,000
通信運搬費	3,000,000
印刷製本費	4,300,000
消耗品費	800,000
燃料費	60,000
光熱水費	2,300,000
修繕費	500,000
業務委託費（清掃費）	4,300,000
業務委託費（管理業務）	2,200,000
業務委託費（イベント委託費）	2,050,000
賃借料	81,000
保険料	400,000
<u>消費税</u>	<u>5,909,000</u>
支出合計	65,000,000

（指摘２－５） 過大な指定管理料の積算について

①消費税支出の過大額について

アトリアの主たる指定管理者である株式会社２１世紀文化芸術研究室は、令和６年９月１日より課税事業者となっており、令和５年度は免税事業者であったため、令和５年度は消費税の納税義務がない。それにも関わらず、令和５年度の指定管理料算定のための積算資料において、消費税支出５,９０９,０００円が予算額に含まれている。

免税事業者であることによる消費税支出の削減は、効率的な施設運営の結果によるものとは言えず、ましてや免税事業者は、適格請求書を発行できず、施設利用者に不利益を及ぼすおそれがあり、消費税支出は指定管理料の積算において加味すべきではなかったと言える。これにより、指定管理料は５,９０９,０００円の過大な金額となっている。

②共通費の按分計算について

指定管理業務収入が、アトリアの主たる指定管理者である株式会社２１世紀文化芸術研究室の全体の売上の９割を占めるため、重要性を勘案し、経費の按分をせず、同社において生じる支出の全額を指定管理業務に係る支出として処理しているとのことである。

しかし、指定管理料の算定に当たっては、指定管理業務に係る収支のみを考慮すべきであり、指定管理業務とは関係無い支出や、指定管理者の負担で実施すべき自主事業に係る支出を考慮すべきではなく、指定管理料は過大に算定されていると考えられる。

③総括

株式会社 21 世紀文化芸術研究室は、消費税の課税事業者でないにもかかわらず、指定管理料算出のための支出予算に消費税支出 5,909,000 円を算入し、結果として市は過大の指定管理料を支払うに至っている。さらに、当然に実際の消費税の納税はないために、収入が支出を超過することになり、当該超過額 2,167,903 円を消費税積立支出として支出経理して帳尻を合わせている。しかし、将来的にも当該事業年度に係る消費税を納税することはないため、この積立金が使用されることはなく、不要な支出を計上した誤った会計処理であるとも言える。したがって、本件については、例外的に消費税積立支出に相当する金額を直ちに市へ当該金額の返還を求めて精算すべきである。また、指定管理業務に関する収支と、それ以外に関する収支を明確に区分するよう指導・監督する必要がある、指定管理者が適切に対応しないのであれば、指定管理者の指定の取消処分を検討も必要である。

(6) 施設の利用状況（令和 5 年度）

①部屋別利用率

項目	利用日数	利用率※
展示室 A	236	80.3%
展示室 B	219	74.5%
スタジオ	256	87.1%

※開館日数である 294 日を基礎に算定している。

②総来館者数

46,332 人

(7) 指定管理者制度導入前と導入後の比較

アトリアの指定管理料は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を最小限にするために、令和元年度の運営費を基準に設定されている。そのため、令和元年度から令和 5 年度の指標を比較資料として掲載する。

①施設運営に係る市の歳入歳出決算の状況

(単位：円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	2,200,128	1,182,430	1,475,490	1,289,390	82,320
施設使用料	2,200,128	1,182,430	1,475,490	1,289,390	82,320
歳出	69,323,297	59,068,470	57,901,508	52,009,811	63,319,000
正職員人件費	31,993,480	32,122,553	32,043,121	27,446,632	—

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報酬	9,300,000	5,392,296	5,307,128	2,921,878	—
職員手当等	—	759,411	1,023,794	553,506	—
共済費	1,514,708	—	—	—	—
報償費	1,039,000	288,000	822,000	300,000	—
旅費	73,437	539,893	269,147	163,126	—
需用費	6,055,495	4,807,629	4,501,363	4,930,256	—
役務費	1,780,051	1,048,809	946,570	753,896	—
委託料	16,708,059	13,069,319	11,999,485	9,456,137	63,319,000
(内指定管理料)	—	—	—	—	63,319,000
使用料及び賃借料	743,707	508,200	496,100	393,030	—
工事請負費	—	—	—	4,995,100	—
備品購入費	—	206,640	386,100	—	—
負担金・補助及び交付金	74,300	53,900	44,000	44,000	—
償還費・利子及び割引料	41,060	271,820	62,700	52,250	—
差引	△67,123,169	△57,886,040	△56,426,018	△50,720,421	△63,236,680

②実施事業の状況

項目	令和元年度(A)			令和2年度			令和3年度		
	件数	日数	入場者数	件数	日数	入場者数	件数	日数	入場者数
主催事業(展覧会)	5	134	11,829	3	98	1,933	4	68	4,409
共催事業	8	50	19,371	0	0	0	4	29	2,170
主催事業(講座・ワークショップ)	23	28	776	8	11	124	15	24	301

項目	令和4年度			令和5年度(B)			増減(B-A)		
	件数	日数	入場者数	件数	日数	入場者数	件数	日数	入場者数
主催事業(展覧会)	2	25	1,833	6	82	9,007	+1	△52	△2,822
共催事業	8	58	13,046	8	55	17,643	—	+5	△1,728
主催事業(講座・ワークショップ)	8	12	138	12	19	378	△11	△9	△398

③総来館者数

令和元年度(A)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(B)	増減(B-A)
53,430	12,443	16,773	28,930	46,322	△7,108

（意見 2－10） 指定管理者制度導入の効果の検討について

上記の比較資料によると、令和元年度に比べ、令和5年度の施設運営費は若干、減少している。もっとも、実施事業につき、主催事業（展覧会）の件数が1件、共催事業の日数が5日増加したのみで、比較資料においての、その他の指標は減少している。

文化芸術分野では、定性的な評価も重要であり、定量的な指標のみで評価することはできない。また、令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が完全に無くなった訳ではない。

もっとも、定量的評価において重要な指標である総来館者数について、令和元年度に比べ、令和5年度は減少しており、今後の推移に注視し、直営の場合と比較した指定管理者制度導入の効果の検討が望まれる。

（8）備品の状況（令和6年3月末時点）

アトリアに設置されている市所有の備品の状況（令和6年3月末時点）は下表のとおりである。

分類	総登録数	内重要物品数
机類	37	—
椅子類	68	—
戸棚類	20	—
箱類	15	—
事務用機械器具類	3	—
測量製図用器具類	2	—
視聴覚用器具類	21	1
産業用機械器具類	10	—
室内器具類	35	—
車輛船舶類	2	—
消防防災器具類	4	—
医療用機械器具類	3	—
美術工芸品類	74	—
雑具類	10	—
総計	304	1

（指摘 2－6） 備品の実査について

前述のとおり、備品について、毎年度末日における保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成して、翌年度4月末日までに物品出納員に報告することとされている。しかし、アトリアに設置されている市所有の備品について、市の職員による実査や、指定管理者からの実査の報告を受ける等の保管状況の調査を実施していなかった。

今後は、市所有の備品の実査につき、指定管理業務に含め、指定管理者から実査結

果の報告を受ける等の対応が必要である。

(9) その他の指摘及び意見

(意見 2-11) 適格請求書発行事業者以外の者の指定管理者の選任について

上述のとおり、アトリアの主たる指定管理者である株式会社 21 世紀文化芸術研究室は、適格請求書等保存方式の開始日である令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までは、適格請求書を発行できなかった。

アトリアの展示室 A・B 及びスタジオは、個展開催等の事業目的で利用されることが想定される。そして、消費税の適格請求書等保存方式に関し、指定管理者募集施設への応募資格要件について、運用指針では以下のように規定している。

指定管理者募集施設への応募に当たって、関係法令や施設の性質等による特別な理由があり、募集要件を制限する場合には、事前に検討した上で、募集要項に明記する。施設の性質によりそれぞれ異なるが、例えば、次のような事項が考えられる。

(中略)

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（以下「インボイス」という。）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではない。

もっとも、当該規定は令和 5 年 4 月の改定により新設されたものであった。そのため、アトリアの第 1 期指定管理期間に関する公募においては、当該規定の内容は反映されておらず、適格請求書発行事業者でない者の応募が可能であった。

その結果、適格請求書を発行できない者が指定管理者に選定され、一般課税による消費税の納付額の算定に際し、施設利用料のうち 20% について、仕入税額控除ができないという不利益が、利用者に対し生じていた。

今後は、適格請求書発行事業者であることを指定管理者の応募資格要件とする必要がある。また、応募資格や選定評価基準の設定に当たっては、規定がなくとも、利用者に不利益となる事情について、漏れなく考慮することが望まれる。

(意見 2-12) 指定管理者の選定基準について

アトリアの第 1 期指定管理期間の指定管理者の公募に対する応募件数は 2 件と少数に留まっている。応募件数が少数である要因として、以下の運用指針の規程に基づき、応募資格者を市内に本店もしくは事業所等が所在する事業者（以下「市内事業者」という。）に限定していたことが考えられる。

指定管理者の選定は、市民サービスの向上と経費の節減を図るという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、競争原理を働かせるため、原則として次の事項に留意し、公募により実施するものとする。

ア 指定管理者の候補者については、原則として市内業者及び準市内業者から選定する。

イ 市内業者及び準市内業者では手続条例第4条及び選定専門委員会の選定基準を満たすことができない場合は、県内業者、県外業者へと公募要件の範囲を拡大できるものとする。

※ 基準を満たすことができない場合とは、公募したが応募がなかったときや、審査を経て不適格との結果になったときをいう。

※「手続条例」は川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の略語である。

また、「準市内業者」とは、市内に所在する事業所等を入札に参加する事業所とする事業者のうち、市外に本店を有する事業者である。

市内事業者の優先は、市内事業者の育成及び地域経済の活性化に繋がる。もっとも、市民サービスの向上や経費の削減も重要である。上述のとおり、適格請求書を発行できない者が指定管理者に選定され、利用者に不利益が生じ、また、指定管理料算出のための支出予算の算定方法に誤りがあり、市による指導が望まれる状況が生じている。指定管理者の選定基準を、より厳しく設定していれば、このような事態を回避できた可能性がある。

今後は、応募総数が少数であり、競争原理の確保が難しいと見込まれる場合には、選定基準を厳格に設定することが望まれる。

(意見2-13) アトリアと旧田中家住宅の指定管理者を別々に選定することについて

アトリアと旧田中家住宅の指定管理者につき、企画展等の開催時に両施設を相互利用できるメリットがあることから、一体として指定管理者を選定しており、連携した美術展覧会等のイベントを行うことで、施設相互利用の促進効果はあったといえる。

もっとも、それぞれ別の指定管理者となっても、連携を図ることは可能であると考えられる。また、アトリアは芸術作品の展示施設であるのに対し、旧田中家住宅は歴史的建造物としての価値が評価されている施設であり、根本の利用方法は異なる。加えて、両施設は隣接しているわけではなく、両施設の相互利用の効果に対する評価は検討の余地がある。

他方、両施設を管理できる事業者に限られることも応募件数が少数であることの要因であると考えられるところ、両施設の管理者を別々とすることで、応募件数の増加

が期待できる。加えて、より専門性の高い事業者からの応募が来る可能性もある。
したがって、両施設の管理者を別々とするものの検討が望まれる。

(指摘 2-7) 第三者委託について

運用指針では、公募における指定管理者募集要項の作成における第三者委託の取扱いに関し、以下のように規定している。

施設の設置目的を達成するために実施する主要な業務については、指定管理者が直接実施し、第三者に委託することはできない旨を記載する。

ただし、一部業務について、その業務の履行に当たり、指定管理者が管理監督を行う場合で、かつ、市が承諾する場合は、第三者への委託可能な旨とその範囲を記載する。

しかし、アトリアの第1期指定管理者募集要項における第三者委託に関する記載は、以下のとおりであり、第三者委託が可能な業務範囲及び市の承諾が必要となる旨の記載が無かった。

個々の業務について第三者へ委託することは可能ですが、その場合市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、可能な限り、市内業者（本社が川口市）を活用してください。なお、施設の管理業務の全てを委託することはできません。

今後は、指定管理者募集要項において、第三者委託が可能な業務範囲及び市の承諾が必要となる旨を記載する必要がある。

また、基本協定書において、指定管理者は、事前に市による承認を受けた場合を除いて、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨が規定されているものの、実際には、市による事前の承認手続は行われていなかった。

今後は、第三者委託について、市による事前の承認手続が必要である。

(指摘 2-8) 組合契約書の提出について

運用指針では、指定管理者が共同事業体の場合に関し、以下のように規定している。

指定管理者応募施設への応募に当たって、関係法令や施設の性質等による特別な理由があり、募集要件を制限する場合には、事前に検討した上で、募集要項に明記する。

施設の性質によりそれぞれ異なるが、例えば、次のような事項が考えられる。

(中略)

(8) 共同事業体（コンソーシアム）・共同企業体（JV）の場合には、構成する全

ての民間事業者等が以上の条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。

アトリアの指定管理者は、代表団体を株式会社 21 世紀文化芸術研究室、構成団体を有限会社アプリュスアソシエイツとする共同事業体である。しかし、指定管理者募集要項には、共同事業体協定書や組合契約書の提出を求める記載は無く、実際にこれらの提出が行われていなかった。

指定管理者が共同事業体の場合に組合契約が締結されていないと、業務分担が明確にされず、市による指導・監督に支障が生じたり、責任の所在が不明確になったりするおそれがある。そのため、組合契約書の提出を求める必要がある。

4. 川口市立川口駅前市民ホール（フレンドィア）について

（１）施設の概要

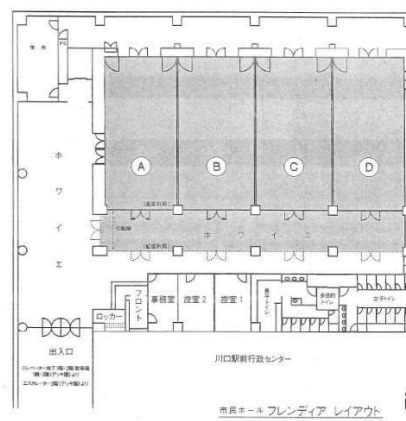
項目	説明
愛称	フレンドィア
所在地	川口市川口1丁目1番1号キュポ・ラ本館棟4階
施設の目的	市民の交流、会議、研修等の場を提供することにより豊かな市民生活と地域社会の発展に寄与すること
根拠条例等	川口市立川口駅前市民ホール設置及び管理条例、同施行規則
竣工日	平成18年4月6日
主な施設の内容	多目的ホール及び控室2部屋 多目的ホールは4分割し、1室ずつ（約130m ² ）の利用が可能である。また可動壁を移動することで、約680m ² に拡張可能である。



出入口



多目的ホール（1室）



レイアウト図

（２）室料及び備品利用料金

①室料

（単位：円）

利用区分		午前（9時～12時）	午後（13時～17時）	夜間（18時～22時）	全日（9時～22時）
平日	1室利用	10,470	12,500	15,700	34,800
	2室利用	20,900	25,000	31,400	69,600
	3室利用	31,400	37,500	47,100	104,400
	4室利用	41,800	50,000	62,800	139,200
	拡張利用※	100,900		—	
		—	124,000		—
		—		153,100	

利用区分		午前（9 時 ～12 時）	午後（13 時 ～17 時）	夜間（18 時 ～22 時）	全日（9 時 ～22 時）
土曜日 日曜日 休日	1 室利用	12, 500	15, 000	18, 800	41, 700
	2 室利用	25, 000	30, 000	37, 600	83, 400
	3 室利用	37, 500	45, 000	56, 400	125, 100
	4 室利用	50, 000	60, 000	75, 200	166, 800
	拡張利用※	121, 000			—
		—	148, 700		—
		—			183, 400

※拡張利用とは、4室を2以上の時間区分にわたり、可動壁を移動することによりホールの利用面積を拡張して利用することをいう。

※入場料を徴収する場合の利用料金は、次のとおりである。

ア 入場料が1人につき3,000円未満の場合 当該利用料金に5割加算した額

イ 入場料が1人につき3,000円以上の場合 当該利用料金に10割加算した額

②備品利用料金（午前・午後・夜間ごと）

（単位：円）

名称	単位	利用料
オーディオビジュアルシステム	1式	10,470
ビデオプロジェクター	1式	5,230
巻き上げ式スクリーン	1面	1,570
組み立て式スクリーン	1面	1,040
オーバーヘッドカメラ	1台	520
移動式スピーカー（スタンド付き）	1双	310
ワイヤレスマイク（ハンド）	1本	100
ワイヤレスマイク（ピン）	1本	100
有線マイク	1本	100
マイクスタンド	1脚	100
マイクスタンド卓上用	1式	100
レクチャーアンプ（テーブル付き）	1台	520
びょうぶ	1双	1,040
旗パネル（国旗・市旗）	1枚	310
講演台	1台	310
司会台	1台	310
平台	1台	310

名称	単位	利用料
花台	1 台	210
レーザーポインター	1 本	100
グランドピアノ	1 台	10, 470

(3) 指定管理者の概要

①指定管理者制度の導入目的

川口市は、川口市立川口駅前市民ホール「フレンジィア」を平成18年4月に開館し、管理運営について、弾力的かつ効率的な運営を図ることを目的に、指定管理者制度を導入している。民間の経営ノウハウ等が活かされ、利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営が行われることを期待する。

(出典：指定管理者候補者選定基本調書)

②施設設置から現在までの指定状況

指定管理期間	選定方法	指定管理者
第1期 平成18年4月1日から5年間 第2期 平成23年4月1日から5年間 第3期 平成28年4月1日から5年間 第4期 令和3年4月1日から5年間	公募	株式会社ホテルオークラエンタープライズ

③指定管理者の公募に対する応募件数及び指定管理料の状況

指定管理期間	応募件数	指定管理料総額
第1期	10 件	77, 169, 000 円
第2期	3 件	50, 018, 000 円
第3期	1 件	20, 090, 000 円
第4期	1 件	20, 000, 000 円

※指定管理料につき第1～3期は決算金額であり、第4期は協定書上の上限額

④現在の指定管理者の状況

項目	説明
指定管理者名称	株式会社ホテルオークラエンタープライズ
指定管理期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理業務の概要	ア 施設及び付属設備の利用に関する業務 イ 利用の許可に関する業務

項目	説明
指定管理業務の概要	ウ 管理施設及び附属設備の維持、管理及び軽易な修繕に関する業務 エ 利用料金の収受に関する業務 オ パーティ・セミナー等の会場設営に関する業務
自主事業	飲食サービス等に関する業務
指定管理料の精算	営業利益の金額の一部を市に還元するものとしている。
指定管理料	5年間総額の上限額を 20,000 千円、最低限度額を 19,000 千円とし、各年度の金額は年度協定により定めることとしている。
利用料金制度の導入	有

⑤第4期指定管理期間の指定管理者候補者選定に関する専門委員会の状況

市では、指定管理者の候補者の選定において、まず、各部に専門委員会を設けて、応募者が提出する事業計画書等に基づき、選定基準に照らして総合的に審査し、候補者を選定する。当該選定結果について、指定管理者候補者選定及び評価会議に報告され、意見や提言を受けた後、市議会の議決を経て、候補者は指定管理者となる。

川口市立川口駅前市民ホール（以下「フレンディア」という。）の第4期指定管理期間の指定管理者候補者選定に関する専門委員会の構成員は下表のとおりである。

委員	区分	現職等
委員 1	外部有識者	関東信越税理士会埼玉県川口支部 理事
委員 2	外部有識者	川口市商工会議所 総務広報課長
委員 3	外部有識者	指揮者
委員 4	外部有識者	青木グリーンハーモニー 会長
委員 5	川口市職員	市民生活部長

市民生活部では、指定管理者候補者選定に関する専門委員会を特定の期間において一つしか設置しておらず、指定管理者候補者の選定スケジュールがリリアと同じであることから、上記の構成員はリリアに関する専門委員会と同一となっている。

（意見 2－14） 指定管理者の公募に対する応募件数について

フレンディアの各指定管理期間の指定管理者の公募に対する応募件数は大幅に減少している。特に第3期以降においては、応募件数が1件のみとなっている。

応募件数が少ないと、競争原理が働かず、サービス水準や経費削減の効果が低下につながるおそれがある。応募件数が減少している理由としては、指定管理料が減額さ

れており、指定管理者が初期投資に見合う収入を確保できるかが不透明である等の要因が考えられるとのことである。

今後は、自主事業に対する還元率を上げ、市の収入を確保しつつ、指定管理料を増額することにより指定管理者のリスクの軽減を図る等の対応を行うことが望ましい。

また、過去の問合せ者や応募者に対する不応募の理由の照会等により、応募件数が減少している原因を追究し、対応することが望まれる。

(意見 2-15) 指定管理者候補者選定に関する専門委員会について

フレンディアの指定管理者候補者選定に関する専門委員会の構成員は、リリアに関する専門委員会と同一となっている。

しかし、施設の主たる用途につき、リリアは音楽活動であるのに対し、フレンディアは飲食の提供を伴う交流パーティーや会議、研修と異なっており、指定管理者候補者選定に関する必要な専門知識は異なるはずである。上述の構成員で言えば芸術文化である音楽活動に関する専門家に偏っているように思われる。今後は施設ごとに専門委員会を設置することが望まれる。

(4) 指定管理業務に関する収支の状況

(単位：円)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入				
指定管理料	3,091,000	4,954,000	4,475,000	4,000,000
利用料金収入	16,347,289	27,718,405	38,796,306	42,447,903
収入合計	19,438,289	32,672,405	43,271,306	46,447,903
支出				
人件費	27,773,333	19,404,033	14,900,965	18,176,094
社員	19,480,376	16,926,682	11,765,278	14,096,727
臨時員	8,292,957	7,328,352	6,860,922	8,623,385
自主事業へ振替	—	△4,851,001	△3,725,235	△4,544,018
業務委託費	5,132,178	5,329,604	5,901,280	6,375,248
一般管理費	2,413,478	3,355,748	4,497,083	11,065,610
水道光熱費	2,004,094	3,001,170	4,990,886	5,404,585
支出小計	37,323,083	31,090,555	30,290,214	41,021,537
収支差引額 (営業利益)	△17,884,794	1,581,850	12,981,092	5,426,366
指定管理料還元支出	—	—	5,990,546	2,213,183
収支差引額 (最終)	△17,884,794	1,581,850	6,990,546	3,213,183

(5) 自主事業に関する収支の状況

(単位：円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入				
料理	4,539,994	10,018,526	27,852,948	30,591,726
飲料	1,061,145	2,248,147	8,441,918	26,836,973
ケータリング	375,100	935,330	8,929,140	55,121,550
収入合計	5,976,239	13,202,003	45,224,006	112,550,249
支出				
売上原価	3,605,108	8,386,676	23,456,606	67,357,596
飲料原価	3,286,273	7,171,225	15,866,838	20,504,281
ケータリング原価	318,835	1,215,451	7,589,768	46,853,315
人件費	7,616,709	9,902,942	12,102,217	30,261,824
社員	7,616,709	5,051,941	8,282,274	24,767,126
臨時員	—	—	94,708	950,680
管理業務から振替	—	4,851,001	3,725,235	4,544,018
業務委託費	685,350	477,692	620,620	739,112
一般管理費	964,412	1,570,410	4,382,891	7,488,444
水道光熱費	801,629	750,282	1,247,714	1,351,139
支出合計	13,673,208	21,088,002	41,810,048	107,198,115
収支差引額（営業利益）	△7,696,969	△7,885,999	3,413,958	5,352,134

(意見2-16) 共通費の振替基準の明文化について

フレンディアの人件費につき、上記のとおり、第4期指定期間の開始年度である令和3年度より、指定管理業務の支出額の20%を自主事業へ振り替えている。

振替率である20%は、利用件数に応じたものであり、市と指定管理者との協議に基づき決定されたとのことである。もっとも、共通費の振替基準に関し、第4期の指定管理者募集要項や、協定書には記載が無かった。

指定管理者から市への還元額は以下の算式により計算されることとしており、指定管理業務から自主事業への共通費の振替により、還元額が減少する場合がある。

- ・ 自主事業の営業利益が10,000,000円を超えた金額の50%
 - ・ 指定管理業務の営業利益が1,000,000円を超えた金額の50%
- ただし、自主事業が営業損失の場合は還元不要

共通費の振替基準は、一義的なものではなく、複数の基準が考えられ、明文化によ

る合意を行わないと、後々に紛争が生じるおそれがある。

そのため、共通費の振替基準については、指定管理者募集要項や協定書において、明文化しておくことが望ましい。

(6) 施設の利用状況（令和5年度）

項目	数値
総件数	672 件
総利用人数	47,501 人
全体利用率（1室・1区分でも利用された日の割合）	93.4%
一室利用率（1室毎の1区分でも利用された日の割合）	59.8%
稼働率（4分割した1室毎の午前・午後・夜間事の稼働割合）	59.8%

※利用率及び稼働率は月平均

(7) 備品の状況（令和6年3月末時点）

フレンジアに設置されている市所有の備品の状況（令和6年3月末時点）は下表のとおりである。

分類	総登録数	内重要物品数
机類	327	1
椅子類	1,074	—
戸棚類	44	1
箱類	145	—
事務用機械器具類	46	—
視聴覚用器具類	68	5
音楽器具類	1	—
室内器具類	184	3
車輛船舶類	87	2
消防防災器具類	1	1
厨房器具類	41	18
美術工芸品類	5	—
儀式用器具類	20	—
雑具類	67	—
図書類	6	—
総計	2,116	31

(意見2-17) 備品実査の証跡について

前述のとおり、備品について、毎年度末日における保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成して、翌年度4月末日までに物品出納員に報告することとされている。

これを受け、フレンディアに設置されている市所有の備品について、市の施設所管課職員と指定管理者が共同で、定期的の実査を行っているとのことであった。しかし、実査の証跡を残していなかった。

実査の証跡がないと、後に備品の紛失や破損が判明した場合に、責任関係が曖昧になったり、原因の調査が困難になったりするおそれがある。今後は、実査日時や対象備品、実査人等を記載した証跡を残すことが望まれる。

(8) その他の指摘及び意見

(指摘2－9) 第三者委託の承認手続について

前述のとおり、運用指針では、公募における指定管理者募集要項の作成において、原則として第三者委託を禁止する旨や、一部業務の第三者委託には市の承諾が必要となる旨の記載を求めている。

しかし、フレンディアの第4期指定管理者募集要項において、想定される外部委託業務の記載はあるものの、その他の業務について第三者委託を禁止する旨や、第三者委託には市の承諾が必要となる旨の記載がなかった。

また、基本協定書において、指定管理者は、事前に市による承認を受けた場合を除いて、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨が規定されているものの、実際には、市による事前の承認手続は行われていなかった。

今後は、第三者委託に関し、運用指針の規定の順守及び市による事前の承認手続が必要である。

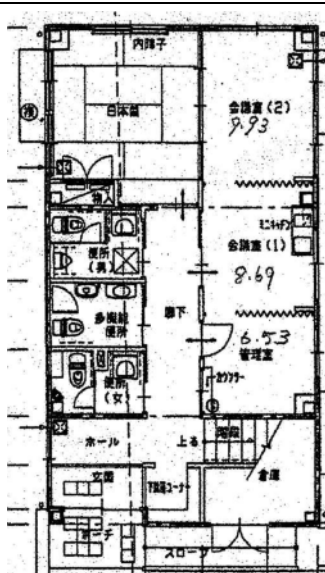
5. 川口市芝コミュニティセンターについて

(1) 施設の概要

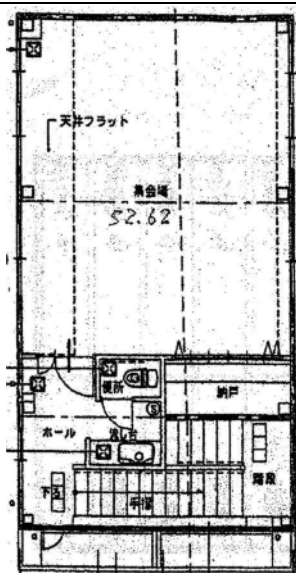
項目	説明
所在地	川口市芝新町 10 番 25 号
施設の目的	市民が自主的な地域活動を通じて、人と人とのふれあいを深め、もって潤いのあるよりよい地域づくりを推進すること
根拠条例等	川口市コミュニティセンター設置及び管理条例、同施行規則
開館日	平成 19 年 4 月 1 日
主な施設の内容	敷地面積 170.318 m ² (51.52 坪) 延床面積 149.88 m ² (45.34 坪) 建物の構造 鉄骨造り 2 階建て 建物の内容 会議室 1・2、日本間 (1 階)、ホール (2 階) 駐車場 1 台 (車椅子利用者用)



外観



1 階間取図



2 階間取図

(2) 施設の利用料金

無料

(3) 川口市芝コミュニティセンターと同様の機能を有する市内設置施設の使用料

川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター使用料 (単位：円)			
時間区分	午前	午後	夜間
利用区分	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～19:00
第 1 会議室	410	520	620

時間区分 利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～19:00
第2会議室	210	310	410
第3会議室	210	310	410
和室	310	410	520
料理実習室	310	410	520

（意見2-18） 施設利用者の負担について

市民の交流の場として利用可能な会議室やホールを有するコミュニティセンターとして、市には、川口市鳩ヶ谷コミュニティセンターが設置されている。

川口市鳩ヶ谷コミュニティセンターでは、使用料が設定されており、川口市鳩ヶ谷コミュニティセンターの利用者や、そもそも近隣にコミュニティセンターがなく、会議室やホールの使用が困難な市民と比べ、川口市芝コミュニティセンター（以下「芝コミュニティセンター」という。）の利用者が、優遇されている状況にあると言える。

そのため、芝コミュニティセンターの利用においても、料金の負担を求める等の市民間の公平を図る措置の検討が望まれる。

（4）指定管理者の概要

①指定管理者制度の導入目的

川口市芝コミュニティセンターの管理運営について、弾力的かつ効率的な経営を図ること。

（出典：指定管理者候補者選定基本調書）

②施設設置から現在までの指定状況

指定管理期間	選定方法	指定管理者
第1期 平成19年4月1日から5年間 第2期 平成24年4月1日から5年間 第3期 平成29年4月1日から5年間 第4期 令和4年4月1日から5年間	非公募	芝コミュニティ委員会

③非公募の理由

川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例により、「公募しないことについて合理的な理由がある場合」は非公募とすることができるとされている。当該施設は、「公募しないことについての合理的な理由」として、川口市指定管理者制度運用指針に規定される、「地域住民が専ら使用している施設であって、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当であると認められる場合」が適用されるとされているため、非公募としたものである。

（出典：指定管理者候補者選定基本調書）

④現在の指定管理者の状況

項目	説明
指定管理者名称	芝コミュニティ委員会
指定管理期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理業務の概要	ア ホール、日本間及び会議室の利用に関すること イ 施設の設置目的にふさわしい事業に関すること ウ 利用の許可に関すること エ 施設及び設備の維持、管理及び軽微な修繕に関すること
自主事業	ラジオ体操、子ども学習会等
指定管理料の精算	毎年度精算
指定管理料	各年度概算で1,500千円
利用料金制度の導入	無

(5) 指定管理業務に関する収支の状況

(単位：円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入			
指定管理料	1,500,000	1,500,000	1,500,000
指定管理料精算額	△152,668	△124,403	△115,076
収入合計	1,347,332	1,375,597	1,384,924
支出			
管理運営費	450,000	504,000	504,000
光熱水費	293,175	323,808	300,558
警備委託料	187,440	187,440	187,440
清掃委託料	252,000	222,464	239,360
その他	164,717	137,885	153,566
支出合計	1,347,332	1,375,597	1,384,924
収支差引額	—	—	—

(6) 施設の利用状況（令和5年度）

項目	件数	利用者数
ホール	199 件	1,535 人
会議室	28 件	140 人
日本間	28 件	119 人
合計	255 件	1,794 人

(7) 備品の状況（令和6年3月末時点）

芝コミュニティセンターに設置されている市所有の備品の状況（令和6年3月末時点）は下表のとおりである。

分類	総登録数
机類	27
椅子類	69
戸棚類	2
箱類	3
事務用機械器具類	5
視聴覚用器具類	1
室内器具類	4
車輛船舶類	2
厨房器具類	1
総計	114

※重要物品は設置されていない。

(意見2-19) 備品実査の証跡について

前述のとおり、備品について、市では、毎年度末日における保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成して、翌年度4月末日までに物品出納員に報告することとされている。これを受け、芝コミュニティセンターに設置されている市所有の備品について、市の施設所管課職員と指定管理者が共同で、年に一度、実査を行っているとのことであった。しかし、実査の証跡を残していなかった。

今後は、実査日時や対象備品、実査人等を記載した証跡を残すことが望まれる。

(8) その他の指摘及び意見

(意見2-20) 鍵の管理及び直営に関する検討について

芝コミュニティセンターの開館日の利用受付時間に関し、第4期の指定管理業務に関する仕様書において、午前9時から正午までとされており、正午より後は管理人が不在となる。そのため、正午より後の利用者は、施設の鍵を預けられ、施設利用後に施錠し、鍵を持ち帰り、翌日の受付時間内に返却するという運用がなされているとのことである。

このような運用では、鍵の紛失や複製による悪用のおそれがある。そのため、利用者に鍵の暗証番号を通知する方式の採用を検討することが望ましい。

また、当該方式を採用することで、無人の直営による管理に変更し、施設運営の経費を削減できる可能性がある。そのため、施設利用者である地域住民の意見を聞きつつ、経費削減の効果を勘案し、直営による管理も選択肢に含め、今後の施設運営の方

法を検討することが望まれる。

(意見 2-21) アンケートの実施頻度について

芝コミュニティセンターでは、利用者に対するアンケートを実施しているところ、頻度は数年毎であり、毎年度、実施していない。

利用者に対するアンケートは、市による指定管理者への指導や、設備の修繕等の対応が必要となる事項を把握するために有効な手段であり、適時な対応を図るために、毎年度、実施することが望まれる。

(指摘 2-10) 第三者委託の承認手続について

基本協定書において、指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、市の承認を得なければならない旨が規定されている。しかし、実際には、市による承認手続は行われていなかった。

今後は、市による事前の承認手続が必要である。